

第1節 風水害に強いまちづくり

(全部 (全課))

市は、将来の気候変動の影響等外部環境の変化や、地域の特性に配慮しつつ、交通・通信施設の風水害に対する安全性の確保、治山、治水事業等の総合的、計画的推進等風水害に強い郷土を形成し、建築物の安全性の確保、ライフライン施設等の機能の確保等風水害に強いまちづくりを推進する。

また、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクとるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

1 風水害に強い郷土づくり

- (1) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、暴風、竜巻、豪雨、洪水、地すべり、土石流、崖崩れ等による風水害から郷土及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。
- (2) 基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては、代替路を確保するための道路ネットワークの充実を含め、風水害に対する安全性の確保に努める。
- (3) 住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設の安全性の確保等に努めるものとする。
- (4) 風水害に強い郷土の形成を図るため、次の事項に配慮しつつ、治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災、下水道等の事業を総合的、計画的に推進する。
 - ア 当面の目標として、中規模の洪水(30～40年に一度発生する規模の降雨による洪水)に対応できる大河川の整備、及び時間雨量50mmの降雨に対応できる中小河川の整備を推進する。
 - イ ひとたび発生すると大きな被害になることが多い土砂災害について、その対策を推進する。
 - ウ 台風、集中豪雨等に伴う山地災害に対処するため、山地治山施設等の整備を推進する。
 - また、山地災害の発生を防止するため、森林の造成を図る。
- (5) 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。
- (6) 大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより、国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

2 風水害に強いまちづくり

- (1) 風水害に強いまちの形成
 - ア 治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討する。特に、豪雨や洪水のリ

スク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努める。また、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。

イ 土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設があるときは、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保のため、その施設の名称及び所在地について定めるとともに、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定める。

ウ 市は、土砂災害警戒区域の指定を受けた警戒区域ごとに予警報等の情報伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、指定緊急避難場所及び指定避難所に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知するよう努める。また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

エ 洪水、崖崩れ等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定について検討を行い、必要な措置をとる。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、市が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討する。

オ 立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。

カ 防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図るとともに、対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保に努める。

キ 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察を行う。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、災害を防止するために必要な措置を行う。さらに、その内容について、県と情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を図る。

ク 道路防災対策等を通じて、強靭で信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

ケ 所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。

コ アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流出により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗堀防止や橋梁の架け替え等の対策を推進する。

サ 次の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。

- (ア) 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地区画整理事業を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進する等、風水害に強い土地区画整理事業の推進
- (イ) 住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供
- (ウ) 河川、下水道について築堤、河道掘削、遊水地、放水路、雨水渠等の建設等の推進
- (エ) 透水性舗装の実施、浸透施設の設置、盛土の抑制などを、地域の特性を踏まえつつ、必要に応じて実施することによる流域の保水・遊水機能の確保
- (オ) 浸水想定区域の指定のあったときは、地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時、又は雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について制定
- (カ) 浸水想定区域内に要配慮者利用施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの的所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について地域防災計画に制定
- (キ) 名称及び所在地を定めたこれらの施設については、市は、地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自主防災組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を制定
- (ク) 浸水想定区域を含む場合は、地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに要配慮者利用施設について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置の推進
- (ケ) 洪水、雨水出水、土砂災害等による浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等を公表し、安全な郷土利用の誘導、風水害時の避難体制の整備の促進
- (コ) 洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受け、過去の浸水実績等を把握したときは、水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。
- (サ) 土砂災害のおそれのある箇所における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計等の設置の検討及び流木・風倒木流出防止対策を含めた総合的な土砂災害防止対策の推進
- (シ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路等の防災施設及び要配慮者利用施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等の生活防災緊急対策の推進
- (ス) 土砂災害警戒区域における情報伝達、予警報の発表、伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必

必要な警戒避難体制の整備の推進

(セ) 山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害危険地区の総合的な山地災害対策を推進

特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壤の保全強化、流木対策等を推進

また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検を実施

(ソ) 農業用排水施設の整備及び老朽ため池等の補強等農地保全対策の推進

(タ) 災害時に被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式等の推進

(2) 風水害に対する建築物等の安全性

ア 浸水経路や浸水形態の把握等を行う。

イ 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。

ウ 住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。

エ 強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

オ 建築物等を浸水被害から守るための施設の整備を促進するよう努める。

(3) ライフライン施設等の機能の確保

ア ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。

イ ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに、避難生活環境の悪化等をもたらすことから、市は、上下水道施設、廃棄物処理施設等のライフライン施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化や代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

ウ コンピュータシステムやデータのバックアップ対策をとるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。

(4) 災害応急対策等への備え

ア 災害時の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上及び人的ネットワークの構築を図る。

イ 特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、防災対策の検討等を通じて、平常時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

ウ 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。

エ 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。

また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。

オ 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。

カ 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

キ 隨意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

ク 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

ケ 平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

第2節 災害発生直前対策

(全部 (全課))

風水害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、あらかじめ気象警報・注意報等の伝達体制、住民の警戒避難体制、災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

1 住民に対する情報の伝達体制の整備

気象警報・注意報等の伝達は、本編第2章第2節「災害直前活動」によるが、円滑で速やかな情報の伝達ができるように、体制の整備を図る。

2 避難誘導体制の整備

- (1) 風水害により、住民の生命、身体等に危険が生ずるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成しておく。
- (2) 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。
- (3) 大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう、運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

また、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、広域避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

- (4) 指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。
- (5) 土砂災害等に対する住民の警戒避難基準をあらかじめ土砂災害警戒情報等を用いて設定するとともに、必要に応じ見直す（本章第11節「避難の受入活動計画」参照）。
- (6) 避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。
- (7) 洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定する。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場

合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直す。

- (8) 土砂災害等に対する住民の警戒避難体制として、大雨注意報、警報、土砂災害警戒情報等の防災気象情報を基に避難指示等の避難情報を適切に発令するとともに、住民に速やかに周知する。
- (9) 災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

3 災害未然防止活動

- (1) 市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。
- (2) 災害発生のおそれがある場合に適切な災害未然防止活動を実施できるよう、次のような体制の整備を行う。
 - ・所管施設の緊急点検体制の整備
 - ・応急復旧体制の整備
 - ・防災用資機材の備蓄
 - ・水防活動体制の整備
 - ・ダム、せき、水門、ポンプ場等の操作マニュアルの作成、人材の養成（河川、農業用用排水施設管理者）
 - ・災害に関する情報についての県、近隣市町村及び関係機関との連携体制の整備
- (3) 委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。

第3節 情報の収集・連絡体制計画

(総務部(危機管理課・企画課・消防課))

災害時には各機関ができる限り早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。市と県、周辺市町村、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備・多ルート化等を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積・データベース化に努め、災害危険性等について住民に周知する。

1 情報の収集・連絡体制の整備

- (1) 災害時に迅速に災害情報・被害状況等を収集し、把握することができるよう、あらかじめ次の事項について定めておく。
 - ア 関係機関との連絡担当
 - イ 各地区の調査担当（市職員（担当課及び地区担当職員）・区長・消防団員・防災士等）
 - ウ 各施設等の調査担当（市職員（担当課）・施設等の管理者）
 - エ 調査情報の報告先及び報告ルート
 - オ 調査報告の目標時間
- (2) 各地区からの情報収集を円滑に実施できるよう、平常時から各区長等との情報連絡体制の整備を図り、訓練を実施する。併せて、災害時には、交通障害、道路の寸断等により地域の状況把握が困難になることから、区長等への早期の状況聞き取り、場合によっては地区担当職員を地域へ派遣し、被害状況の把握や道路情報、生活情報の伝達等の体制整備を図る。
- (3) 情報収集手段としてのインターネットの活用を図る。
- (4) 「長野県防災情報システム」の活用により関係機関との情報共有、連携強化に努める。
- (5) 国関係機関、県及び公共機関等と情報の共有化を図るため、横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム（S O B O - W E B）に集約できるよう努めるとともに、必要に応じて活用する。
- (6) 雨量情報、土砂災害警戒情報及び県河川砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度などの情報収集に努め、また、県、住民と連携し、土砂災害に関わる異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。
- (7) 市は、震度情報ネットワーク、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、災害情報共有システム（Lアラート）、その他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するよう努める。

また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

- (8) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求める能够の仕

組みの構築に努める。

- (9) 小諸市防災情報メール配信サービスにより、防災情報や緊急情報をメールで配信する。

2 防災行政無線等の整備

- (1) 市防災行政無線等の整備拡充及び計画的な設備更新を図るとともに、移動系無線については、その適正な配置について考慮する。
- (2) 非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備を耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。
- (3) 災害時にアマチュア無線局の協力により情報の提供が得られるシステムを構築するよう努める。
- (4) 通信が途絶している地域で、職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるとともに、風水害時を想定した非常通信訓練を行う。
- (5) 衛星携帯電話、MCA移動無線、公共安全モバイルシステム等の移動系の応急対策機器の整備を図る。
- (6) 市は、災害時における緊急を要する場合の通信連絡を確保するため、あらかじめ東日本電信電話(株)長野支店長に対し、災害時優先電話の登録を受けておくとともに、運用方法等について習熟し、効果的な活用に努める。

3 非常通信無線局の確保

災害時において、有線電話を利用することができないとき、又はこれを利用する事が著しく困難であるときには、電波法第52条の規定に基づき、市は防災関係機関の所有する無線を利用して情報伝達を行うことができる。市は、非常事態に備え、無線を所有する市内の関係機関とあらかじめ協議し、非常通信についての協力体制を確保する。

第4節 活動体制計画

(全部 (全課))

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、災害の規模に応じて必要な職員を動員・配備し、その活動体制に万全を期する。このため、市は防災関係機関と連携し、平常時から動員・配備計画等の体制を整備しておく。

1 職員の動員配備体制の強化

職員を災害発生の初期からできるだけ早急に動員・配備することは、応急対策を迅速かつ円滑に実施していく上で、極めて重要である。

市は、職員が災害発生後速やかに配備につき、職務に従事することができるよう、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、次の対策を実施する。これらについては、人事異動時に修正・更新し、常に現在の内容にしておくものとする。

- (1) 市長、副市長、教育長、各部課長等、災害対策本部の設置等に当たり、その中心となる者に関する連絡体制を常時確保しておくため、「災害対策本部員連絡系統図」を作成し、庁内に配布・掲示しておく。
- (2) 各部課長は、前記(1)により配備指令があった場合に、速やかに必要人員を登庁させることができるように、それぞれの所管部課における連絡網を作成しておく。
- (3) 各職員は、勤務時間外であっても、配備指令があったときは迅速な情報伝達が行えるよう、自分が伝達すべき職員の職氏名、電話番号（携帯電話を含む。）等を常に把握しておく。

2 災害対策本部体制の整備

災害時において、災害対策本部の円滑な運営を図るため、次の対策を推進する。

(1) 初動マニュアルの作成

初動期において、災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した初動マニュアルを作成する。このマニュアルは、防災訓練の実施後の課題検討や行政組織の改革等、必要に応じて修正し、その都度周知徹底を図る。

(2) 本部の代替機能の確保

市役所庁舎が被災し、使用不能となった場合に備え、災害対策本部の代替施設をあらかじめ指定するとともに、本部代替機能を持たせるために必要な機器及び物資を設置又は備蓄するよう努める。その際、長期間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討する。

(3) 専門家等の支援の活用

応急対策全般への対応力を高めるため、国・県の研修制度等の活用、大学の防災に関する講座等との連携、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

(4) 人材の育成・確保等

発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

3 複合災害への備え

同時又は連續して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる状況の発生可能性を認識し、備えを充実する。

災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行う対応計画をあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請するよう努める。

4 業務継続性の確保

市は、災害時の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

- (1) 災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（B C P）の策定等により、業務継続性の確保を図る。
- (2) 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。
- (3) 災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、庁舎が使用できなくなった場合の代替施設の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

5 N P O ・ N G O 等との連携

大規模災害時には、行政による被災者支援には限界があることから、N P O ・ N G O 等の市民セクターや企業など、様々な民間団体による被災者支援が期待されるところである。

そのため、民間団体からの支援を迅速かつ有効に活用できるよう連携体制の構築に努める。

- (1) 県と連携し、災害時における民間団体からの支援の在り方やN P O ・ N G O 等との連携体制の在り方について検討する。
- (2) 県と連携し、国内の主要な災害ボランティア団体と行政・企業との連絡窓口となるN P O ・ N G O 等との連携体制の構築に努める。
- (3) 社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているN P O ・ N G O 等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のための支援活動を展開するとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

第5節 広域相互応援計画

(総務部(危機管理課・消防課))

災害時において、その規模及び被害の状況から、市のみでは十分な応急・復旧を実施することが困難となった場合には、長野県市町村災害時相互応援協定、長野県消防相互応援協定等に基づく協力が得られるよう、あらかじめ体制の整備を図る。

また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。

1 相互応援協定等の締結等

市は、平常時から防災関係機関等と協議し、必要に応じて相互応援協定等を締結する。現在、締結済みの協定等は、次のとおりである。

協定名	協定締結先	応援内容
長野県消防相互応援協定書 (資料3-1)	長野県内の市町村等	<ul style="list-style-type: none"> (1) 消防応援 消防隊による応援 (2) 救助応援 救助隊による応援 (3) 救急応援 救急隊による応援 (4) その他の応援 上記以外の応援
長野県市町村災害時相互応援協定書 (資料3-3)	長野県内の市町村	<ul style="list-style-type: none"> (1) 物資等の提供及びあっせん <ul style="list-style-type: none"> ア 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材 イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資 ウ 救援及び救助活動に必要な車両等 エ ごみ、し尿処理のための車両及び施設 オ 避難受入施設（避難所、応急仮設住宅等） カ 火葬場 (2) 人員の派遣 <ul style="list-style-type: none"> ア 救護及び応急措置に必要な職員 イ 消防団員 (3) その他 <ul style="list-style-type: none"> ア 避難場所等の提供、緊急輸送路の確保等被災市町村との境界付近における必要な措置 イ ボランティアのあっせん ウ 児童・生徒の受け入れ エ 前2号に掲げるもののほか、災害救助法第4条第1項に定める救助 (4) 前3号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

姉妹都市災害時相互支援協定書 (資料3-8)	富山県滑川市	<p>次の活動に必要な人員の出動及び機器機材の調達による相互支援</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 救援活動及び救急活動 (2) 消防活動及び給水活動 (3) 公共施設復旧活動及び行政事務活動 (4) 児童生徒の一時入学及び被災者の受入れ業務 (5) 救援物資の調達、輸送及び配給業務 (6) 避難所の設置及び運営業務 (7) 被災者の介護及び医療等の業務並びにボランティアのあっせん (8) その他特に要請があった事項
姉妹都市災害時相互応援に関する協定書 (資料3-9)	岐阜県中津川市・神奈川県大磯町	<ul style="list-style-type: none"> (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供 (2) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供 (3) 被災者の救出、医療、防疫並びに応急復旧に必要な医薬品等物資及び資機材の提供 (4) 救援、応急復旧に必要な職員の派遣 (5) 被災者の受け入れ (6) 前記に掲げるもののほか、要請があった事項
災害時の医療救護活動に関する協定書 (資料3-10)	(一社)小諸北佐久医師会・北佐久歯科医師会	<p>医療救護班の編成、派遣による次の活動</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 傷病者に対する応急措置及び医療活動 (2) 傷病者の受入医療機関への転送の要否及び転送順位の決定 (3) その他、医療救護活動に関する必要な処置
災害時の医療救護活動及び医薬品等の供給に関する協定書 (資料3-12)	(一社)小諸北佐久薬剤師会	災害時に行う医療救護及び医薬品等の供給
災害時における郵便局と小諸市の協力に関する協定書 (資料3-14)	小諸市内の郵便局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 郵便局が市に対して行う協力事項 <ul style="list-style-type: none"> ア 災害が発生あるいは拡大するおそれがある異常な現象を発見した場合の情報提供 イ 災害救助法適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険の郵政事業に関わる災害特別事務扱い及び援護対策並びに避難所への郵便差出箱の設置 ウ 郵便局が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供 エ 郵便局が収集した被災市民の避難先及び被災状況の情報提供 オ 小諸市災害対策本部への職員の派遣 カ 前各号に掲げるもののほか、特に市から要請があった事項 (2) 市が郵便局に対して行う協力事項 <ul style="list-style-type: none"> ア 市が所有し、又は管理する施設及び用地の提供

		<p>イ 市が収集した被災市民の避難先及び被災状況の情報提供</p> <p>ウ 前各号に掲げるもののほか、特に郵便局から要請のあった事項</p>
災害時の応急措置に関する協定書 (資料3-15)	事業協同組合 小諸市建設業 協会・小諸市 建設協議会	人員の出動及び資機材の調達等による災害現場における応急措置活動
長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱 (資料3-16)	長野県水道協議会	人員の出動及び資機材の調達等による災害現場における応急措置活動
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書 (資料3-17)	生活協同組合 コープながの	災害時における応急生活物資の供給及び運搬
災害時における飲料水の提供に関する協定書 (資料3-18)	北陸コカ・コーラボトリング(株)	災害時における飲料水の提供及び運搬
災害時における食料品等災害関連物資の供給協力に関する協定 (資料3-19)	株ツルヤ	災害時における食料品等災害関連物資の供給及び運搬
災害時における飲料水の提供に関する協定書 (資料3-20)	株伊藤園	災害時における飲料水の提供及び運搬
災害時の緊急放送に関する協定書 (資料3-21)	株)コミュニティテレビこもろ	災害時における市民に対する、災害及び防災に関する情報提供のための緊急放送の実施
災害時における応急危険度判定等の協力に関する協定書 (資料3-22)	(一社)長野県建築士会佐久支部	災害時における本部施設及び避難施設等に対して行う応急危険度判定等の実施
災害時等における介護保険事業者等と行政との相互協力に関する協定書 (資料3-23)	小諸市内で高齢者施設を運営する14法人	<p>災害時における相互協力</p> <p>(1) 防災用物資の備蓄及び災害時等の物資支援</p> <p>(2) 情報提供</p> <p>(3) 要介護高齢者等の受入れ</p> <p>(4) 職員の派遣等の人的支援</p> <p>(5) 被災した施設入居者の受入れ</p>

災害時の情報交換に関する協定 (資料3-24)	国土交通省関東地方整備局及び北陸地方整備局	災害時における各種情報の交換等及び情報連絡員の派遣
災害時におけるLPGガスの供給等に関する協定書 (資料3-26)	長野LPG協会 佐久支部及び (一社)長野県LPGガス協会	(1) 災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設等へのLPGガスの優先提供 (2) 物資(LPGガスを除く。)の供給、LPGガス供給設備工事(機器の設置を含む。)及び保安のための要員の動員 (3) 緊急点検、修繕及び危険回避対策
災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書 (資料3-27)	長野県石油商業組合及び長野県石油商業組合佐久支部	(1) 緊急車両等への石油類の優先給油 (2) 災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設への石油類の優先提供 (3) 物資(石油類を除く。)の供給及び要員の動員等 (4) 帰宅困難者等に対する一時休憩所としての施設の提供、水道水及びトイレの提供 (5) 帰宅困難者等に対するラジオ、テレビ等による災害情報等、地図等による通行可能な道路情報、近隣の避難所に関する情報等の提供 (6) 傷病者等に対する救急要請及び簡易な応急手当等の支援
災害時の応急措置に関する協定書 (資料3-28)	小諸市水道工事協会	災害時における応急措置の実施
災害時における生活物資の供給協力に関する協定 (資料3-29)	(株)カインズ	生活物資の供給協力
災害に係る情報発信等に関する協定 (資料3-30)	ヤフー(株)	(1) 災害時のアクセス負荷の軽減 (2) 防災情報・緊急情報・災害ブログの住民への周知 (3) 避難者名簿の作成
災害時における交通及び地域安全の確保等に係る業務に関する協定 (資料3-31)	(一社)長野県警備業協会	(1) 災害時等における緊急交通路の誘導及び災害現場での安全確保等に関する業務 (2) 被災地における防火・防犯の安全パトロール (3) 避難所及び救援物資備蓄場所等の安全確保のための業務 (4) 被災状況等の情報提供業務 (5) その他甲において必要と認める安全確保のための業務
災害時における臨時災害放送局開設運用の支援に関する協定書 (資料3-32)	日本ケーブルテレビ連盟信越支部	災害時における臨時災害放送局の開設及び運用

災害時における資機材レンタルの協力に関する協定書 (資料3-33)	(一社)日本建設機械レンタル協会長野支部	災害時における資機材レンタル
災害時における地図製品等の供給等に関する協定書 (資料3-34)	(株)ゼンリン第一事業本部新潟・長野エリア統括部	災害時における地図製品等の供給
小諸市と中部電力株式会社佐久営業所の災害時における相互協力に関する協定書 (資料3-35)	中部電力(株) 佐久営業所	災害時の連絡体制の確立及び被害情報等必要な情報の共有
災害時における物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定書 (資料3-36)	(公社)長野県トラック協会佐久地区輸送協議会	災害時の物資の緊急・救援輸送並びに管理、保管、荷さばき及び搬出
下水道管路施設 災害時における復旧支援協力に関する協定書 (資料3-37)	(公社)日本下水道管路管理業協会	地震等の災害により下水道管路施設が被災したときに行う復旧支援協力
災害時等における放送に関する協定書 (資料3-38)	(株)エフエム佐久平	小諸市域において災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときにおける放送
災害時等における放送に関する協定書 (資料3-39)	(株)エフエムとうみ	小諸市域において災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときにおける放送
災害時における相互協力に関する協定書 (資料3-40)	東日本電信電話(株)	(1) 市の救援活動に必要となる拠点への電気通信設備の提供 (2) 東日本電信電話(株)の災害復旧に必要となる道路通行のための、倒木処理、道路除雪等道路啓開処置 (3) その他被災地域の復旧又は救援活動に必要と認められる事項
災害時における被災者支援に関する協定書 (資料3-41)	長野県行政書士会佐久支部	(1) 罹災証明書申請書類に関する相談及び申請支援業務 (2) 自動車登録申請書類に関する相談 (3) 相続関係書類に関する相談 (4) 許認可申請書類に関する相談 (5) 権利義務・事実証明関係書類に関する相談 (6) その他行政書士法に定める業務に関する相談

災害等緊急時における支援協力に関する協定書 (資料3-42)	N P O 法人ピース ウィンズ・ジャパン	(1) 災害等緊急時応急対策活動 (2) 避難所運営支援 (3) 市が指定する地域の被害状況等の情報収集 (4) 救援物資等の輸送 (5) 被災者、医療関係者、市職員その他市が指定する者の輸送 (6) 医師を派遣する必要が生じたときの派遣活動 (7) その他市からの要請のうち、対応可能な活動
災害時における宿泊施設の提供等に関する協定書 (資料3-43)	小諸ホテル旅館業組合	災害発生時における宿泊施設、入浴及び食事の提供等
災害時相互支援等に関する協定書 (資料3-44)	長野県青木村	(1) 被災者の受け入れ (2) 食料、飲料水、医療品及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供と輸送 (3) 支援業務に必要な職員の派遣 (4) 前各号に掲げるものの他、支援対応が可能な活動
大規模災害時における応急対策業務に関する協定 (資料3-45)	長野県建設業協会佐久支部	大規模災害時における公共施設の損壊箇所の応急措置、障害物の除去等の実施
災害時及び感染症発生時における防疫業務に関する協定書 (資料3-46)	佐久広域連合及び長野県ペストコントロール協会	(1) 公共施設及び指定避難所等の消毒活動 (2) 水害時等における防疫活動 (3) 災害ごみの集積場で発生する有害生物の駆除活動 (4) ネズミ・衛生害虫駆除活動 (5) 感染症発生時の消毒活動 (6) 防疫活動に必要な消毒薬その他物品の調達
災害時における相談業務に関する協定書 (資料3-47)	長野県弁護士会	災害時における被災者支援のための相談業務の実施
災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書 (資料3-48)	社会福祉法人小諸市社会福祉協議会	災害時における災害ボランティアセンターの設置及び運営
災害時におけるし尿等の収集運搬の協力に関する協定書 (資料3-49)	浅麓工業企業組合及び長野県環境整備事業協同組合	災害時におけるし尿等の収集運搬
災害時における避難所ごみの対応支援に関する協定書 (資料3-50)	浅麓工業企業組合	災害時における避難所へのごみ箱の設置等の支援

災害時における物資供給に関する協定書 (資料3-51)	NPO法人コメリ災害対策センター	災害時における物資の供給及び運搬
上水道施設災害発生時等緊急時の発電機等のレンタル機材の貸借に関する協定書 (資料3-52)	(株)アクティオ 長野工機(株) (株)上田技研	災害時等における発電機等のレンタル機材の貸借及び運搬
上水道施設災害発生時等緊急時の発電機等のレンタル機材の接続等に関する協定書 (資料3-53)	(株)佐久電気 中川電気工業(株) 佐々木保守管理	災害時等における発電機等のレンタル機材の接続等
上水道緊急時の給水相互支援協定書 (資料3-54)	東御市	緊急給水が必要な事態が発生した際の給水支援
特設公衆電話の設置・利用に関する覚書 (資料3-55)	東日本電信電話(株)	災害時における特設公衆電話の設置及び利用
災害時等における食事の供給協力に関する協定 (資料3-56)	(株)あんでーくっく	災害時における食事の供給及び運搬
災害時における相互応援に関する協定 (資料3-57)	北海道芦別市 茨城県高萩市 東京都狛江市 東京都羽村市 山梨県上野原市 長野県茅野市 岐阜県瑞穂市 静岡県菊川市 鹿児島県枕崎市	(1) 被災者の救出、医療、防疫並びにこれらを行うための施設の応急復旧等に必要な資器(機)材及び物資の提供 (2) 食料、飲料水、生活必需物資及びこれらの供給に必要な資器(機)材の提供 (3) 救援、救助及び応急復旧活動に必要な車両等の提供 (4) 救助及び応急復旧に必要な職員等の派遣 (5) 被災者の一時収容のための施設の提供 (6) 避難生活が長期化する可能性がある場合における民間施設の提供 (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項
災害時における避難施設としての使用に関する協定 (資料3-58)	株式会社大栄製作所 石峠区長	災害時等における住民等の一時的な避難所としての施設使用許可
小諸浄化管理センター処理施設に係る災	日新電機株式会社東京支社	大規模自然災害等の発生により、小諸浄化管理センター処理施設が被災した際の緊急的復旧工事の実施

害時緊急復旧に関する協定 (資料3-59)		
停電時における発電機の相互利用に関する協定 (資料3-60)	軽井沢町 御代田町 立科町	災害の発生により、各自治体が管理する下水道処理施設停電時の発電機の相互利用
災害時の支援に関する協定 (資料3-61)	小諸グリーンサービス株式会社 (株)川崎技研、竹花工業(株)、イー・ステージ(株)	(1) 倒壊家屋の解体工事 (2) (1)に関わる廃棄物の運搬・保管・処理 (3) クリーンヒルこもろへの避難者の受け入れ (4) 上記に関わる必要な事項
小諸浄化管理センター処理施設に係る災害時緊急復旧に関する変更協定 (資料3-62)	三機工業株式会社	大規模自然災害等の発生により、小諸浄化管理センター処理施設が被災した際の緊急的復旧工事の実施
災害時における飲料水提供に関する協定 (資料3-63)	ダイドードリンコ株式会社	災害時における飲料水の提供及び運搬
災害時における支援物資の受入及び配達等に関する協定 (資料3-64)	佐川急便株式会社信越支店	(1) 避難所等への支援物資の配達計画策定及び配達の実施 (2) 配達時における被災者の物資ニーズの収集 (3) 物資集積・搬送拠点としての施設の提供 (4) 物資集積・搬送拠点における荷役作業の実施 (5) 荷役作業に必要な人員及び機材の提供
災害時における調査、測量及び設計等の応急対策業務に関する協定 (資料3-65)	小諸市測量設計業連絡協議会	(1) 公共施設等の被災状況及び急傾斜地の崩壊、土石流その他の土砂災害の状況に関する情報の収集及び報告に関する業務 (2) 被災した公共施設等の復旧工事に関する調査、測量及び設計 (3) 前2号に掲げるもののほか、市が公共施設等の復旧に関し必要と認める業務
災害時等におけるドローンを活用した支援活動に関する協定 (資料3-66)	一般社団法人 ドローン減災士協会長野支部	災害時及び平常時において、ドローンを使用して実施する次の支援活動等 (1) 航空画像及び画像情報の収集による被災状況の調査 (2) 収集したデータ情報の処理、加工、提供 (3) 物資集積・搬送拠点としての施設の提供 (4) 市が実施する防災啓発事業及び防災訓練等への協

		力 (5) 前各号に規定するもののほか、市が同協会と協議のうえ、決定した事項
--	--	---

2 相互応援体制の整備

- (1) 市は、締結した協定に基づき、応援要請の内容、方法、要請先の担当窓口等を把握・周知し、応援体制の整備を図る。
- (2) 協定締結先と合同防災訓練を実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施ができるよう連携強化に努める。
- (3) 国、県、他の市町村等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、府内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。
- (4) 応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、協定等を活用し、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として利用可能な施設等のリスト化に努める。
- (5) 市は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。
- (6) 訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の促進に努める。

3 その他市内の企業及び団体等との協力体制の整備

市内の企業及び団体においては、それぞれが定める防災計画等により、自衛消防組織の結成等の防災対策を実施するものであるが、市は、必要に応じてこれらと平常時から協議を行い、災害時の協力体制の整備を図るとともに、市が実施する防災訓練にも積極的な参加を呼びかけていく。

4 県と市町村が一体となった他都道府県被災地への応援体制整備

県と県内市町村による「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に係る協定」により実施する応援の内容については、その内容ごとに応援に要する職員の選定、職員が自活できるような資機材や物資等の確保及び活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。

また、共同で訓練等を行うなど、平常時より連携を強化し、円滑な応援活動を行う体制を整備する。

5 広域防災拠点の確保

- (1) 市は、大規模災害時の全国的な応援を円滑に受け入れができるよう、受援計画を策定する。
- (2) 市は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及び防災拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。

第6節 救助・救急・医療計画

(総務部（消防課） 保健福祉部（健康づくり課）)

救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達体制の整備を図るとともに、医療機関、消防署等の災害対応機能の強化を図る。

また、医療機関の被害状況、患者受入れ状況及び活動体制、災害発生、交通規制の状況等について、関係機関が相互に把握できるよう情報共有、連絡体制の整備を行う。

1 救助・救急用資機材の整備等

- (1) 消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図る。また、平常時から住民に対して、これらを使用した、救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施する。
- (2) 平常時から住民に対して、資機材の使用方法及び応急手当の指導を行う。
- (3) 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努める。

2 医療用資機材等の備蓄

災害等緊急時に必要とされる医療用資機材、医薬品等の備蓄・調達について、医療機関、民間業者等の協力が得られるよう体制を整える。

また、近隣市町村からの調達体制についても、あらかじめ整備を図る。

3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備

重篤患者など市及び市内の医療機関で対応できない場合に備えて、県（災害医療コーディネートチーム）との連携体制を整える。

4 消防及び医療機関との連絡体制の整備

医療機関の被害状況や医療機関に来ている負傷者の状況、医療従事者の活動状況を把握するため、消防、医療機関等からの情報を迅速に入手することは不可欠である。このため、情報伝達ルートの多重化、情報収集・連絡体制の明確化等について、連携体制を整備する。

- (1) 風水害等集団災害時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、市消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成するものとする。
 - ア 出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む。）等
 - イ 最先到着隊による措置
 - ウ 現場指揮本部の設置基準、編成、任務等
 - エ 応急救護所の設置基準、編成、任務等

- オ 各活動隊の編成と任務
- カ 消防団の活動要領
- キ 通信体制
- ク 関係機関との連絡
- ケ 報告及び広報
- コ 訓練計画
- サ その他必要と認められる事項

(2) 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても小諸北佐久地域災害時医療救護活動マニュアルに基づき医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行うものとする。

また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法についても、事前に定めておくものとする。

(3) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の整備に協力する。

(4) 関係機関の協力を得て、市消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画に基づく訓練を毎年1回以上実施するものとする。

第7節 消防活動計画

(総務部(危機管理課・消防課))

大規模災害時等において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるように、消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

1 消防活動体制の整備・強化

(1) 消防組織の状況

消防組織は、常備消防（佐久広域連合消防本部（以下「消防本部」という。））と非常備消防（市消防団）により構成されている。その整備状況は、**資料8-1**のとおりである。

(2) 消防体制の整備

ア 「市町村消防計画の基準」に基づいて消防計画を作成し、風水害等大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動の万全を期する。

イ 市消防団の体制は、**資料8-1**、**8-2**のとおりで、地域に密着した体制となっているが、今後も「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進する。

ウ 発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は年々減少する傾向にあるので、次の対策を実施し、人員の確保を図る。

(ア) 消防団総合整備事業等を活用した消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両、資機材・拠点施設の充実、待遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層をはじめとした団員の入団促進を図る。

(イ) 地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。

(ウ) 消防団活性化の推進を図るとともに、NPO、民間企業、自主防災組織等多様な主体を消防・水防協力団体として指定することで、消防・水防活動の担い手を確保し、その育成強化を図る。

エ 消防団の役割と地域の実情に応じた消防団体制、分団編成等について検討していく。

(3) 消防水利の多様化及び適性化

「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努める。その際、水道施設の損壊等により、消火栓の使用に支障が生じる事態が予想されることから、防火水槽の整備、河川・農業用用排水路等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図る。

(4) 被害想定の実施

消防地理、消防水利及び危険区域等をあらかじめ調査するとともに、過去の災害による被害状況を考慮した被害想定を行う。

(5) 応援協力体制の確立

「長野県消防相互応援協定」（資料3-1参照）に基づき、消防本部と調整を図り、災害時の応援要請及び応援の受け入れ体制について平常時から検討しておく。

(6) 自主防災組織等の育成促進

発災初期における消火、救助活動等は、住民、事業所等による自主防災組織の自発的な活動が不可欠なことから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進する。

2 住民の出火防止・初期消火体制の整備・強化

(1) 一般家庭に対する出火防止の指導

市は、一般家庭内における出火を防止するため、消防団等を通して、火気使用の適正化や消火器具、住宅用火災警報器の設置等の普及等、出火防止の指導に努める。

(2) 地域住民の初期消火体制の整備

市は、地域単位で自主防災組織の育成を図るとともに、日ごろから火災時の初期消火等について知識、技術の普及に努める。

3 事業所の出火防止・初期消火体制の整備・強化

(1) 事業所に対する出火防止の指導

市は、消防用設備等の維持点検と取扱方法の徹底について指導する。

(2) 事業所の初期消火体制の整備

火災の発生時における応急措置要領を定めるとともに、自主防災組織（自衛消防隊等）の育成を図る。また、地域住民と日ごろから連携を図り、火災発生時には、協力して初期消火体制が確立できるように努める。

第8節 水防活動計画

(総務部(危機管理課・消防課) 産業振興部(農林課) 建設水道部(建設課))

市は、市域を洪水等の水害から守るため、水害が発生し、又は発生するおそれがあるときには、迅速かつ的確な水防活動が実施できるよう、資機材の整備、消防団の組織整備を進める。

1 水防計画

市は、集中豪雨等により、水害が発生するおそれがある場合又は発生した場合において、迅速な情報収集との確かな水防活動を実施できるよう、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 水防組織、消防団の確立・整備
 - (2) 水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資機材の備蓄ほか次に掲げる事項
 - ア 重要水防箇所(資料9-5参照)周辺の立竹木、木材等洪水時に使用できる資材の確認
 - イ 緊急時に使用できる農家、資材業者等の資機材在庫量の把握及び協力体制の整備
 - (3) 通信連絡体系の整備及び警報等の住民への伝達体制の整備
 - (4) 平常時における河川、遊水池等の水防対象箇所の巡視
 - (5) 河川ごとの水防工法の検討
 - (6) 水防資機材搬送手段の確立
 - (7) 居住者への立退きの指示体制の整備
 - (8) 洪水時等における水防活動体制の整備
 - (9) 他の水防管理団体との相互応援協定の締結
 - (10) 浸水想定区域に指定された場合は区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所等の避難計画の作成
 - (11) 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設(主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。)で洪水時に避難の必要が認められる施設の名称及び所在地の指定
 - (12) (11)に該当する施設の洪水予報等の伝達体制の整備
 - (13) 水防機関の整備
 - (14) 水防計画の策定
 - (15) 次に掲げる事項を重点とした水防訓練の実施(年1回以上)
 - ア 水防技能の習熟
 - イ 水防関係機関等との連携強化及び沿川住民の水防思想の普及啓発
 - ウ 災害時の避難誘導計画に基づく避難誘導訓練
 - (16) 要配慮者利用施設に係る避難計画や避難訓練に対する、助言・勧告
- なお、水防計画の策定に当たっては、洪水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水

防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化する。

〔住 民〕

日ごろから河川や側溝の清掃を行い、土砂、ごみ、樹木等流れを妨げる障害物を取り除くよう努めるものとする。

2 消防団の活動体制の整備

本市では、消防団が水防団を兼ねているため、水防活動実施時には消防団の力によるところが大きい。このため、本章第7節「消防活動計画」に定めるとおり、消防団の組織力向上のため、必要な対策を講ずる。

なお、前記1(2)アの重要水防箇所の把握に当たっては、その箇所ごとに消防団の担当を定め、平常時から定期的に巡視に当たる。

第9節 要配慮者支援計画

(総務部（危機管理課） 市民生活部（人権政策課）
 保健福祉部（健康づくり課・福祉課・高齢福祉課） 産業振興部（商工観光課）)

近年の高齢化、国際化、都市化等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害時には、要配慮者が被害を受ける事例が多く見受けられる。このため、市及び社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、災害から要配慮者、とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）を守るための防災対策の一層の充実を図る。

また、近年、社会福祉施設、医療施設等の要配慮者利用施設が、土砂災害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、土砂災害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者利用施設については、避難誘導等について対策を講ずる。

さらに、市内の地理に不案内な観光客、外国人旅行者等に対しても、緊急時の避難方法及び指定緊急避難場所、指定避難所等を周知する必要がある。

1 避難行動要支援者対策

(1) 避難行動要支援者支援に関する計画の作成

市は、地域における災害特性等を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方を整理し、全体計画の作成に努める。また、市地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

市が、地域防災計画に定める事項は以下を必須とする。

ア 避難支援等関係者となる者

市は、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供する。ただし、市条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて、本人の同意が得られていない場合は、この限りでない。

避難支援等関係者となる者は、以下に掲げる団体及び個人とする。

- ・消防機関
- ・警察機関
- ・民生・児童委員
- ・社会福祉協議会
- ・自主防災組織
- ・自治会

イ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は以下の要件とする。

- ・65歳以上の者一人で構成する世帯に属している者
- ・65歳以上の者のみ又は65歳以上の者及び児童（当年度の3月末までに満16歳に達しない者）で構成される世帯に属する者
- ・介護保険法（平成9年法律第123号）第7条に規定する要介護者で要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年4月30日厚生省令第58号）による区分が要介護3以上の者
- ・身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）第5条第3項に定める別表第5号の規定による1級又は2級に該当する者
- ・療育手帳交付要綱（昭和50年長野県告示第192号）の規定に基づく療育手帳の交付を受けた者で、障害の程度の判定区分が重度に該当する者
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の規定による1級に該当する者
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づく自立支援医療費（精神通院医療に係るものに限る。）の支給の認定を受けた者
- ・特定疾患治療研究事業実施要綱（昭和57年長野県告示第275号）第9の規定により特定疾患医療受給者証の交付を受けている者
- ・當時特別な医療を必要とする在宅療養者
- ・前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

市は、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

また、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係課で把握している情報を集約し、市で把握していない情報が名簿作成のために必要であると認められるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、情報提供を求めることが可能であるため、積極的に情報の取得に努める。

- ・氏名
- ・生年月日
- ・性別
- ・住所又は居所
- ・電話番号その他の連絡先
- ・避難支援等を必要とする事由
- ・上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

エ 名簿の更新に関する事項

市は、住民の転入・転出、介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて避難行動要支援

者名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つ。

オ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる事項

市は、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずる。

- ・当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- ・災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを説明する。
- ・避難行動要支援者名簿については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重なる保管を行うよう指導する。
- ・避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
- ・避難行動要支援者名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導する。

カ 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

市は、要配慮者が避難のための立退きの指示を受けた場合には、円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。

キ 避難支援等関係者の安全確保

市は、災害応急対策に従事する避難支援等関係者の安全の確保に十分配慮しなければならない。

(2) 避難行動要支援者の把握と名簿の作成

市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

なお、居宅で人工呼吸器等を日常的に用い、長時間（おおむね4時間以上）の停電が生命維持にかかる児・者については、平時から非常用電源の確保、災害時の安否確認の体制整備、医療機関等との連携体制の整備に努める。

(3) 個別避難計画作成の努力義務

市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生・児童委員、地域住民、N P O等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意する。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

なお、作成にあたっては、地域の実情に応じ、地域の危険度の想定や要配慮者本人の心身

の状況等を考慮し、優先度が高い要配慮者から作成する。

加えて、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

(4) 避難行動要支援者名簿の提供

市は、消防機関、警察機関、民生・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人（本人が意思表示できない場合は代理人）の同意を得ることにより、または、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。なお、災害が発生した場合や災害が発生するおそれがある場合には、本人の同意の有無にかかわらず、必要に応じ、避難支援等関係者に情報提供を行うものとする。

その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。

(5) 要配慮者支援計画の作成

市は、地域における災害特性等を踏まえ、地域住民と連携を図りながら要配慮者支援計画を作成するとともに、避難行動要支援者以外の要配慮者についても、避難支援についての計画の作成に努める。

(6) 避難行動要支援者の移送計画

市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

(7) 個別避難計画の事前提供

市は、消防機関、警察署、民生・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意又は市の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

(8) 避難行動要支援者への配慮

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

(9) 地区防災計画との調整

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

2 在宅者対策

在宅の要配慮者については、その所在や個々の態様に応じた援護の状況把握に努めるとともに、災害発生に備え、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策等の支援協力

体制の確立、要配慮者が自らの対応能力を高めるための防災教育や防災訓練の充実強化など、防災の様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな施策を、他の保健福祉施策等との連携の下に行う。

(1) 指定避難所の整備

ア 市は、災害時において避難所となる公共施設について安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障がい者用トイレの設置、避難経路標識等の簡明化・多言語化等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努める。

イ 市は、耐震、耐火、鉄筋構造等を備え、バリアフリー化された社会福祉施設等について、一般的な避難所では生活が困難な障がい者や在宅要介護高齢者等が避難する福祉避難所としてあらかじめ指定する。

(2) 防災教育・防災訓練の実施

市は、要配慮者利用施設の管理者に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、要配慮者の個々の態様にあわせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るよう働きかける。

(3) 応援体制及び受援体制の整備

市は、他の市町村において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な社員（社会福祉士、保健師等）、車両、資機材（車いす等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。

また、要配慮者利用施設の管理者に対し、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び県内や近隣県における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受け入れに関する協定を締結するよう働きかける。

また、災害時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定めておく。

(4) 避難所における要配慮者支援体制の整備

市は、災害時において高齢者、障がい者等の要配慮者を支援するため、避難所において、福祉的支援を行う災害派遣福祉チームの派遣に備え、保健医療関係者との連携、活動内容についての周知、チーム員の研修を実施するなど体制を整備する。

(5) 避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握

民生・児童委員や自主防災組織等の協力や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握に努める。

なお、状況把握にあたっては、本人の意思に反してプライバシーに関わる事項の申出を強制しないよう十分注意する。

(6) 避難行動要支援者以外の要配慮者名簿の整備

市は、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、必要に応じて、災害の発生に備え、避難行動要支援者以外の要配慮者についても名簿を整備し、災害時に効果的に利用することで、要

配慮者に対する援護が適切に行われるよう努める。

なお、当該名簿は、閲覧できる者を限定するなどして、プライバシー情報が漏洩しないよう十分注意する。

(7) 支援協力体制の整備

市は、保健福祉事務所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生・児童委員、地域住民、地元消防団、N P O・ボランティア等との連携のもとに、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入れ等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努める。

3 要配慮者利用施設対策

要配慮者利用施設においては、施設利用者の安全の確保に十分配慮し、施設そのものの安全性を高めるための防災設備等の整備、災害予防対策や災害時における迅速かつ的確な対応を行うための組織体制の確立、職員や施設利用者に対する防災教育・防災訓練の充実強化など、施設利用者の態様に応じたきめ細かな災害予防対策を講ずる。

(1) 非常災害時の整備

市は、社会福祉施設等に対し、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画の作成について指導する。

(2) 防災設備等の整備

市は、要配慮者利用施設の管理者に対し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄（最低でも3日分、可能な限り1週間分程度）を行うよう指導する。

(3) 組織体制の整備

市は、要配慮者利用施設の管理者に対して、災害予防対策や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、施設ごとにあらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地元自治会組織やN P O・ボランティア、地元消防団、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるよう指導する。

(4) 防災教育・防災訓練の実施

市は、要配慮者利用施設の管理者に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るよう指導する。

(5) 応援体制及び受援体制の整備

市は、要配慮者利用施設の管理者に対し、他の要配慮者利用施設において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車いす、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導する。

また、災害時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で

避難支援計画等に関する協定及び県内市町村における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する協定を締結するよう働きかける。

- (6) 県及び市の指導の下に、医療機関に対し、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成し、災害時における入院患者等の安全の確保が円滑に行われるよう指導する。
- (7) 市は、医療施設の損壊等により、入院患者等の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、関係機関に対し、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめ調整するよう指導する。
- (8) 市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。
- (9) ホテル・旅館等の確保

市は、要配慮者の避難先として、ホテル・旅館等の民間施設を速やかに活用できるよう、担当部署の調整や協定の締結等に努める。

〔要配慮者利用施設〕

(1) 非常災害時の体制整備

社会福祉施設等においては、県及び市の指導の下に、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

(2) 防災設備等の整備

要配慮者利用施設においては、県及び市の指導の下に、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備えて、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄（最低でも3日分、可能な限り1週間分程度）を行うものとする。

(3) 組織体制の整備

要配慮者利用施設においては、県及び市の指導の下に、災害予防対策や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるものとする。

(4) 防災教育・防災訓練の実施

要配慮者利用施設においては、県及び市の指導の下に、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

(5) 応援体制及び受援体制の整備

要配慮者利用施設においては、県及び市の指導の下に、他の要配慮者利用施設において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車等）、資機材（車いす、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。

また、災害時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるものとする。

なお、一般の指定避難所では生活が困難な障がい者や高齢者等が避難する福祉避難所の設置・運営について、市から要請があった場合、積極的に協力するものとする。

- (6) 災害時の入院患者等の安全確保を図るため、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成するとともに、施設・設備の整備、点検、患者家族連絡表の作成等緊急時の連絡体制や避難誘導体制の整備、職員教育や避難訓練の実施、医薬品、医療用資機材等の備蓄など防災体制の強化を図るものとする。
- (7) 県、市及び関係機関の指導の下に、他の医療機関において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員、車両、資機材等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるものとする。

また、災害時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるものとする。

4 観光客、外国籍住民、外国人旅行者対策

(1) 観光客の安全対策の推進

ア 関係団体、関係機関と相互に連絡協調して、緊急時における連絡体制を確立するとともに、観光客の安全対策を推進する。

イ 観光関連事業者（旅館・ホテル等）に対して、外国人旅行者にも対応した「災害時における対応（心得）」を作成するよう指導する。

(2) 外国籍住民、外国人旅行者の状況把握及び支援体制の整備

市内における外国籍住民の居住状況等の把握に努めるとともに、地域全体による情報収集・連絡体制や避難誘導体制等外国籍住民に対する支援体制の整備を図る。

(3) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知

市は、観光客、市内に居住する外国籍住民及び外国人旅行者に対する指定緊急避難場所、指定避難所や避難経路の周知を図るため、標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

(4) 外国籍住民、外国人旅行者等の被災者への情報提供体制の整備

関係機関、関係団体と連携し、外国語によるインフォメーションなど外国籍住民、外国人旅行者に配慮した情報提供体制や緊急時における連絡体制の整備を図る。

(5) 防災教育・防災訓練の実施

市は、外国語版の啓発資料の作成の推進、配布、防災教育、防災訓練等への観光客及び外国籍住民等の参加推進などを通じて、外国籍住民に対する防災知識の普及を図るとともに、観光客の被災拡大を防ぐための努力を講ずる。

(6) 応援体制及び受援体制の整備

他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、通訳者の派遣等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備する。

また、災害時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ

効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

5 浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の区域内の要配慮者利用施設対策

- (1) 浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の区域内の要配慮者利用施設（資料16-10参照）に対して、避難確保に関する計画の作成や避難訓練の実施など防災体制の整備について連携して支援する。
- (2) 土砂災害警戒区域ごとに警戒体制に関する事項及び情報の伝達方法を定めるとともに、要配慮者利用施設、自主防災組織等と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。

また、市は要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保に関する計画作成の支援、同計画の確認を行う。

〔要配慮者利用施設の管理者〕

浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の区域内の要配慮者利用施設（社会福祉施設等、診療所に該当するもののほか、それ以外の類型のものにあっても）の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図るものとする。

土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内に立地し、防災計画に定められた要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保に関する計画を作成するとともに、ハザードマップを活用するなどして地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施するものとする。また、水防管理者その他関係者との連絡調整や利用者が避難する際の誘導その他の水災による被害を軽減するために自衛水防組織を置くよう努めるものとする。なお、避難確保に関する計画を作成・変更したときは遅滞なく市長へ報告するものとする。

第10節 緊急輸送計画

(総務部(危機管理課) 建設水道部(建設課))

大規模災害時には、救急救助活動、消火活動、各種救援活動など、人命救助と被災者の生活確保及び早期復旧のために、よりスムーズな人・物の流れが必要とされることから、こうした緊急輸送業務について、緊急交通路の確保と輸送力の確保に関し、迅速に対応できる体制を平常時から確立するとともに、緊急通行車両及び規制除外車両の確認等を受け、災害による交通障害を未然に防止し、障害発生に対しても適切に対処し得る事前対策を確立する。

1 緊急輸送道路の指定

市は、警察や他の道路管理者と連携して、災害発生後の避難、救助をはじめ物資の輸送、諸施設の復旧など応急対策活動を実施するため、緊急輸送道路（資料6-5・6-6参照）を選定し、当該道路の防災対策の計画を定め整備を図る。

2 災害対策用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保

災害時の輸送の拠点となるヘリポート及び物資輸送拠点（資料6-1参照）を指定し、必要に応じて施設等の整備を行う。

3 輸送体制の整備計画

大規模な風水害が発生したときには、物資輸送拠点までの幹線輸送と、輸送拠点から各避難所等への末端部の輸送を円滑に実施しなければならないが、この場合、陸上における輸送手段を迅速に確保して輸送システムを早期に確立するとともに、道路交通網の寸断を予想して、ヘリコプターを活用した空からの輸送についても確保を図る。

- (1) 緊急輸送に必要なバス・トラック等の車両調達については、管内の輸送事業者と連絡を密にし、災害時の協力体制を確保しておく。
- (2) 必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。この場合、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。
- (3) 物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を図る。なお、燃料については、あらかじめ石油販売業者と燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。
- (4) 輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を

受けられることについて、周知及び普及を図る。

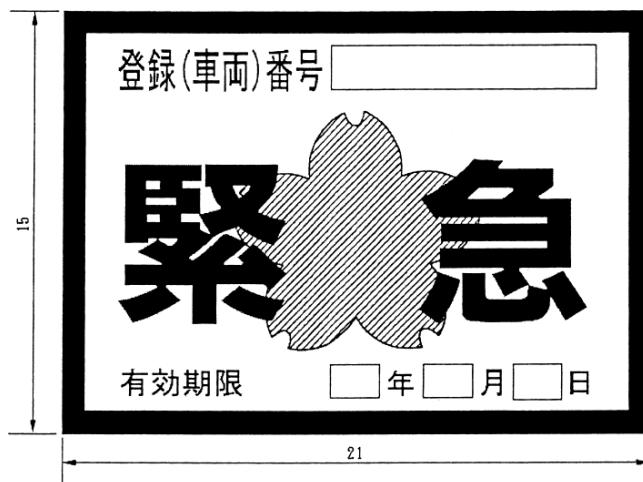
- (5) ヘリコプターの活用については、本編第2章第5節「ヘリコプターの活用計画」のとおりとし、平常時から連携を密にする。

4 緊急通行車両等の確認

被災地及びその周辺においては、救急救助、消火、緊急物資の輸送、応急復旧対策等に従事する車両の通行を最優先で確保しなければならない。このため、市が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両等の確認を受ける。

(別記様式)

緊急通行車両の標章



備考1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

5 障害物の処理体制の整備

- (1) 関係団体と災害廃棄物・倒木の障害物処理に関する対応について調整し、体制を整備する。
 (2) 障害物の一時集積場所をあらかじめ定めておく。

第11節 避難の受入活動計画

**(総務部（危機管理課） 保健福祉部（福祉課・高齢福祉課・こども家庭支援課）
建設水道部（建設課・上水道課） 教育委員会事務局（学校教育課）)**

風水害の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置をとることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生ずるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者等は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。

このような事態に備え、市は、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保、応急仮設住宅の迅速な供給体制の整備、学校等における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定等を進める。

また、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の感染症対策や生活環境改善が求められている。

そのため、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備える。

1 避難計画の策定等

(1) 避難体制の整備等

ア 避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所等への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

イ 市が避難すべき区域や判断基準、伝達方法を定める場合、河川管理者等と協力し、計画を策定するよう努める。

ウ 市は、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路などの避難計画を策定する場合は、県と協力して行う。

エ 浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の区域内の要配慮者利用施設（資料16-10参照）に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。

オ 市は、県と連携して、地域住民の声掛けにより、避難情報が共有され、避難行動が促されるよう、「率先安全避難者」制度の運用を検討する。また、河川の水位・監視カメラ映像のリアルタイム配信など、身近に迫る危険な情報を多様な伝達手段を用いて住民に伝達するよう努める。

カ 市は、佐久地域振興局と連携して、あらかじめ住民に対し、ホームページ、広報誌等の

様々な媒体により、親戚・知人宅等への分散避難や、感染症の対応に関する情報を提供する。

(2) 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

ア 市は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。

イ 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

(3) 避難計画の作成

市は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努める。

また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努める。

ア 避難指示の具体的な発令基準及び伝達方法

イ 高齢者等避難を伝達する基準及び伝達方法

ウ 指定緊急避難場所の対象となる異常現象の種類

エ 指定緊急避難場所及び指定避難所（資料7-1参照）の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者

オ 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法

カ 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

(ア) 給食措置

(イ) 給水措置

(ウ) 毛布、寝具等の支給

(エ) 衣料、日用品の支給

(オ) 負傷者に対する救急救護

キ 指定避難所の管理に関する事項

(ア) 避難受入れ中の秩序保持

(イ) 避難住民に対する災害情報の伝達

(ウ) 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底

(エ) 避難住民に対する各種相談業務

ク 広域避難地等の整備に関する事項

(ア) 受入施設

(イ) 給水施設

(ウ) 情報伝達施設

ケ 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

(ア) 平常時における広報

　a 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行

　b 住民に対する巡回指導

c 防災訓練等

(イ) 災害時における広報

- a 広報車による周知
- b 避難誘導員による現地広報
- c 住民組織を通じた広報

なお、市は、避難指示等を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておく。

また、避難時の周囲の状況等により、屋内にとどまっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、緊急安全確保を講ずべきことにも留意する。

なお、指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等にかかわらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

(4) 避難行動要支援者対策

市は、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等に携わる関係者として定めた消防機関、警察機関、民生・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

(5) 帰宅困難者等対策

市は、帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

(6) 安全確保措置に関する事項

避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

〔関係機関〕

- (1) それぞれの施設管理者は、避難計画を県及び市の指導に基づき作成し、避難の万全を期する。
- (2) 市の避難計画策定について、それぞれの所管事項について協力するものとする。
- (3) 要配慮者の利用する施設の管理者は、県及び市の指導等に基づき、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定するとともに、市、地域住民等との連携の下に、支援協力体制の確立に努めるものとする。

特に、要配慮者利用施設の管理者にあっては、避難誘導に係る訓練の実施等により、市、地域住民、自主防災組織等との連携を強化し、避難体制の確立を図るものとする。

〔住民〕

- (1) 家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家族内の役割分担を決めておく。
 - ア 災害の状況に応じて避難行動をどのようにとるか。
- (ア) 指定緊急避難場所への立退き避難

- (イ) 「近隣の安全な場所」(近隣のより安全な場所・建物等)への立退き避難
 (ウ) 「屋内安全確保」(その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動)
- イ 災害時の警戒避難に係る各種情報の多様な入手手段をどのように確保するか(テレビ、ラジオ、インターネット等)。
- ウ 家の中でどこが一番安全か。
- エ 救急医薬品や火気などの点検
- オ 幼児や高齢者の避難は誰が責任をもつか。
- カ 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路はどこにあるか。
- キ 避難するとき、誰が何を持ち出すか、非常持ち出し袋はどこにおくか。
- ク 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所はどこにするか。
- ケ 昼の場合、夜の場合の家族の分担
- (2) 防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につける。
- (3) 指定避難所での生活に最低限(3日分程度)必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ、携帯電話用モバイルバッテリー等をいつでも持ち出せるように備えておく。

〔企業等〕

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生した場合、従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、必要な物資の備蓄等に努める。また大規模な集客施設等の管理者は、利用者の誘導体制の整備に努める。

2 避難場所の確保

市は、災害の危険が切迫した場合の住民等の安全を確保するために、その危険から緊急的に逃れるための指定緊急避難場所を、あらかじめ指定しておく必要がある。

- (1) 市は、公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受け入れ方法等について、住民への周知徹底を図る。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、資料7-1のとおりである。

- (2) 指定緊急避難場所については、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、大規模な火事、内水氾濫(一時的に大量の降雨が生じた場合に下水道等の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水)の各現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害時に迅速に指定緊急避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。

なお、指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

- (3) 市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町の方が避難に利便を有す

る場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町と指定緊急避難場所の相互提供等について協議しておく。

- (4) 指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災住民を受け入れができるよう配慮する。
- (5) 市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

3 避難所の確保

- (1) 指定避難所（資料7-1参照）については、避難者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。
- (2) 指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。
- (3) 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。
- (4) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難するが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。
- (5) 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。
- (6) 市は、前(5)の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。
- (7) 市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- (8) 市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町と指定緊急避難場所、指定避難所の相互提供等について協議しておく。
- (9) 指定避難所に指定した施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、必

要に応じ、換気、照明、冷暖房等の設備の整備に努める。

なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努める。

- (10) 避難所の感染症対策については、本編第2章第17節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。

また、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

- (11) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。また、停電時においても施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

- (12) テレビ、携帯ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。また、要配慮者のニーズを把握し、適切な情報保障を行う。

- (13) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド等の簡易ベッド（以下「段ボールベッド等」という。）、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、LPGガスなどの常設に努める。なお、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。

- (14) 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。

なお、災害時に指定避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うとともに、必要な物資等の備蓄に努める。

- (15) 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害時における避難行動要支援者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努める。

- (16) 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていく。

- (17) 「長野県避難所運営マニュアル策定指針」（令和4年3月改定）、長野県避難所TKBスタンダード等を参考として、各指定避難所の運営マニュアル等の整備に努める。

- (18) マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

- (19) 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

- (20) 指定避難所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮す

る。

- (21) 市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。
- (22) 市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
- (23) 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

4 避難路の確保

市は、指定緊急避難場所及び指定避難所への経路を避難路として指定する場合、次の事項に留意する。

- (1) 十分な幅員があること。
- (2) 万一に備え、複数の路線を確保すること。
- (3) 崖崩れ等のおそれのある箇所を通過しない経路を選定すること。

5 避難所等の周知徹底

市は、指定避難所等を明示した表示板を設置するとともに、これらの所在地及び避難路等を記載した防災マップを作成し、住民への配布等を積極的に行う。

6 要配慮者等

- (1) 市は、県と連携して、在宅の高齢者、障がい者等の要配慮者の速やかな避難誘導を図るため、自主防災組織及び民生・児童委員等と連携を綿密に行うよう努める。
- (2) 要配慮者の避難については、まず身近な指定避難所に避難誘導し、その指定避難所に「要配慮者専用スペース（福祉避難室）」を設けるか、必要に応じて福祉避難所へ二次避難させる体制を整える。

7 住宅の確保体制の整備

住居の被災により避難生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう速やかな住宅の確保が必要となる。このため、市は県と連携し、住宅情報の提供又は住宅の提供を行う体制を整備する必要がある。

- (1) 利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
- (2) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
- (3) 応急仮設住宅の建設用地については、指定緊急避難場所及び指定避難所との整合を図りながら候補地を選定し、学校の敷地を用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。応急仮設住宅の建設候補地については、資料7-2に掲げるとおりである。
- (4) 災害救助法が適用された場合における、入居者の決定等住宅供給方法等について、県と相互に連携した体制の整備を図る。
- (5) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備する。
- (6) 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制

を整備する。

8 学校等における避難計画

災害時、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び保育園・幼稚園（以下「学校等」という。）においては、児童生徒等（以下「児童生徒等」という。）の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え、迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施する必要があることから、学校長・保育園長・幼稚園長（以下「学校長等」という。）は、児童生徒等の保護について次の事項に十分留意し、避難計画を具体的に定めておく必要がある。

学校等においては、多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件等を考慮し学校等の実態に即し、避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策をたてておく。

(1) 避難計画の作成

ア 学校長等は、風水害が発生した場合に児童生徒等の安全を確保するため防災計画を作成しておく。この場合、計画作成に当たっては市、警察署、消防署及びその他の関係機関と十分協議する。

イ 学校長等は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに、市教育委員会及び保健福祉部に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。

ウ 防災計画には、次の事項を定めておく。

(ア) 風水害対策に係る防災組織の編成

(イ) 風水害に関する情報の収集と学校、教職員及び保護者への伝達の方法

(ウ) 市、市教育委員会、警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法

(エ) 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法

(オ) 児童生徒等の避難・誘導と検索の方法

(カ) 児童生徒等の帰宅と保護の方法

(キ) 児童生徒等の保護者への引き渡し方法

(ク) 児童生徒等が登下校の途中で風水害にあった場合の避難方法

(ケ) 児童生徒等の救護方法

(コ) 初期消火と重要物品の搬出の方法

(サ) 施設・設備の災害予防、危険箇所、危険物（危険動物を含む。）の点検方法

(シ) 避難所の開設への協力（施設・設備の開放等）

(ス) 防災訓練の回数、時期、方法

(セ) 教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施

(ソ) 風水害時における応急教育に関する事項

(タ) その他、学校長等が必要とする事項

(2) 施設・設備の点検管理

学校等における施設・設備の点検管理は、次の事項に留意し、適切に行う。

ア 日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が風水害の作用によりどのような破損につながりやすいかに留意して点検する。

イ 定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。

ウ 設備や備品等の設置方法・場所が適當か、転倒、落下等の防止の措置がされているかについて点検する。

(3) 防火管理

風水害での二次災害を防止するため、防火管理に万全を期する。

ア 日常点検は、職員室、給食調理室、用務員室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。

イ 定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。

(4) 避難誘導

ア 避難経路及び避難先は、第一、第二の避難経路及び避難先を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。

イ 防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成に当たっては、次の事項に留意する。

(ア) 児童生徒等の行動基準及び学校等や教師の対処、行動を明確にすること。

(イ) 全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にすること。

(ウ) 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できること。

(エ) 登下校時、在宅時における災害時の場合にも対応できること。

9 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援

近年の災害における避難生活では、住宅の被害や電気・水道等のインフラの途絶など支障がある中で、避難所に居場所を確保できない、家族や自分の健康状態により自宅から出られない等、様々な事情により、避難所への避難ではなく、在宅や車中泊で避難生活を送る避難者及び被災者が少なからず発生した。

また、新型コロナウイルス感染症拡大を受けて分散避難の取組が進み、ホテル・旅館の活用や親戚・知人宅への避難といった形態が推奨されるなど、避難者等の避難生活の状況は多様化している。

このような避難生活を取り巻く状況の変化を踏まえ、避難者等が一人ひとりの事情や状況に応じて適切な場所で避難生活を送ることができるよう、多様な避難生活の場所を想定して支援を検討する必要がある。

(1) 保健師、福祉関係者、N P O等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう、事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ検討するよう努める。

(2) 在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

(3) やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や、車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

第12節 孤立防止対策

(総務部(危機管理課) 建設水道部(建設課))

災害時の孤立地域をあらかじめ予測し、住民との間の情報伝達が断絶しないよう通信手段を確保するとともに、孤立予想地域に通ずる道路の防災対策及び他の道路による迂回路の確保に努める。また、孤立した場合に備え、平常時から住民に対し、食料品等の備蓄をしておくよう啓発するとともに、要配慮者や観光客の孤立予測についても、平常時から把握しておく。

1 孤立予想地区の現況

糠地（水石地区）、後平（飼場地区）、小諸高原ゴルフコース、菱野温泉、浅間山荘、大久保の分譲地（小諸草笛ランド・イトーピア小諸高原別荘地・薰風山荘）などにおいては、風水害時の土砂崩落、倒木等により通行できないことが予想される。

ひとたび大規模な風水害が発生すれば交通手段の寸断等により孤立地域が発生する可能性が高く、その際は、要配慮者に対する優先的な支援が必要である。孤立した場合、生命あるいは健康上、緊急に支援する必要がある住民を平常時から把握し、孤立地域発生時に備える。

- (1) 中山間地域などの集落のうち、道路交通等による外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難又は不可能となるおそれがある孤立予想地域をあらかじめ把握しておく。
- (2) 市は、平常時の行政活動を通じ、孤立予想地域における高齢者世帯、寝たきりの病人、身体の不自由な者等、優先して救護すべき住民の実態を把握しておく。
- (3) 市は、観光客の滞在が予想される地域にあっては、孤立した場合の最大人員、生活維持可能期間等の基礎的実態を把握しておく。

〔住 民〕

各地域においては、地区内の要配慮者について平常時から把握するよう努めるものとする。

2 通信手段の確保

- (1) 本市の情報連絡体制及び広報体制については、本章第3節「情報の収集・連絡体制計画」及び第18節「災害広報計画」のとおりである。
- (2) 災害時における緊急を要する場合の更なる通信連絡を確保するため、あらかじめ東日本電信電話(株)長野支店長に対し、災害時優先電話の登録を受けておくとともに、運用方法等について習熟し、効果的な活用に努める。
- (3) 災害の状況により孤立が予想される地区については、防災行政無線（同報系）の子局・戸別受信機の設置状況、各地区放送施設（区内放送）の設置状況等を考慮し、特に情報伝達系統の確保に万全を期する。

3 災害に強い道路網の整備

市内には狭隘な道路、未舗装の道路が存在することから、緊急度に応じた整備が必要である。

今後も、県等関係機関の協力を得て、道路整備を計画的に実施するとともに、代替路線の確保に努める。

〔住 民〕

道路に面した工作物・立ち木等について、災害時に道路封鎖等の影響を与えることのないよう配慮するものとする。

4 避難所の確保

孤立予想地区には、必ず1つは避難所があるように指定をし、避難所を確保しておく。また、その施設の安全性の確保については、十分な対策を講ずる。

5 自主防災組織の育成

大規模災害時には、人命救助や初期消火活動は一刻を争うものであり、住民による可能な範囲での自主防災活動が極めて重要である。

したがって、市は、各自治会組織を通じ、自主防災組織の組織化及び育成に努めるとともに、要配慮者等の把握と、日ごろの防災教育の推進を図る。

〔住 民〕

孤立が予想される地域の住民は、組織結成に対して積極的に参加するよう努めるものとする。

6 備 蓄

備蓄計画については、本章第13節「食料品等の備蓄・調達計画」によるが、大規模災害時は、家屋等に被害を受けた住民に対する救援活動を優先せざるを得ないという現実にかんがみ、住民個々の被災が少なく、道路の寸断により孤立するという事態においては、可能な限り生活を維持できるよう、備蓄について各人が配慮するよう指導する。

市は、避難所等への分散備蓄について配慮する。

〔住 民〕

- (1) 孤立が予想される地域の住民は、平常時から最低1週間分の備蓄を行うものとする。
- (2) 観光・宿泊施設等においては、孤立した滞在者の生活が確保できるよう、その規模に応じた備蓄を行うものとする。

第13節 食料品等の備蓄・調達計画

(総務部(危機管理課) 産業振興部(商工観光課・農林課))

大規模な災害が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保する上で食料の備蓄・供給は重要であり、住民は、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後から最低でも3日間、可能な限り1週間（孤立予想地域にあっては最低1週間。以下同じ。）は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。

市は、食料を持ち出せない者等を想定して必要量を定め、食料の備蓄を実施する。

また、市は、具体的な備蓄体制を検討する上で、「県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性」（令和6年10月11日付6危第168号）に示している被害想定・避難者数や対応期間、標準品目等の必要量などを踏まえて行う。

1 食料品等の備蓄・調達体制の整備

- (1) 第1編第5節「地震被害想定」に示す被害想定結果や、外部からの支援が届く時期の想定、地域の実状等を勘案し、調理を要しないか、又は調理が容易で食器具等が付属した食料品を中心に非常用食料の備蓄を行い、必要に応じて更新する。なお、備蓄する非常用食料は、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、アレルギーを持つ者や、高齢者、乳幼児等にも配慮したものとする。
- (2) 防災倉庫及び学校等の一定期間滞在する避難施設に分散して備蓄するものとし、定期的に保存状態、在庫量の確認を行う。
- (3) 市は、「長野県市町村災害時相互応援協定書」（資料3-3参照）等による他の市町村等からの災害時の食料調達体制を整備する。
- (4) 食料品販売業者等に対して、災害時における食料品の供給についての協力を求め、必要に応じて協議する。
- (5) 県と備蓄品目及び数量の情報共有を図ることにより、災害時の備蓄食料の円滑、効率的な供給体制を整備する。
- (6) 住民、企業等に対して、次のような食料備蓄の重要性についての啓発を、防災訓練等の機会を通じて行う。
 - ア 「自分の命は自分で守る」という防災の基本どおりに、家庭においても市備蓄食料や、調達された食料が供給されるまでの間の当座の食料として、1人当たり最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料（乾パン、缶詰、チョコレート、ビスケット等調理の不要なものが望ましい。）を非常時に持ち出しができる状態で備蓄することを原則とする。
 - イ 高齢者用、乳児用等の食料品は供給が困難になる場合が予想されるので、各世帯構成に応じた食料備蓄を行うよう留意すること。

ウ 企業や事業所等においても、災害発生に備えて食料備蓄を行うよう努めるものとする。

2 食料品等の供給計画

- (1) 救援食料の集積場所及び輸送方法等を定めておき、必要に応じて施設の整備を行う。
- (2) 炊き出し実施場所を定めておくとともに、実施に当たっての協力団体等と協議を行い、円滑な食料供給ができるようにする。また、炊き出しに必要な調味料や食器等の備蓄・調達についても考慮する。
- (3) 要配慮者については、関係機関、団体等の協力を得て、平常時から食料品等の供給体制を整備し、円滑な食料供給ができるよう努める。
- (4) 市は、生活協同組合コープながのと「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書」(資料3-17参照)、株式会社ツルヤと「災害時における食料品等災害関連物資の供給協力に関する協定」(資料3-19参照)等民間事業者と災害時における食料品等の供給協力に関する協定を締結しており、災害時に必要な関連物資が十分に供給されるよう平常時より連携強化に努める。

第14節 給水計画

(総務部(危機管理課) 建設水道部(上水道課))

飲料水の備蓄は、配水池の貯留水並びにボトルウォーターとし、各上水道施設の維持管理に努めるとともに、平常時より水質等の検査を行い、災害時に備える。

このほか、市は小諸市水道施設等の指定管理者と連携し、被災を最小限に止めるため、事前に施設の災害に対する安全性の確保を進めるとともに、給水タンク等の確保を図り、飲料水の供給に備える。

また、本市での供給が困難な場合は、相互応援協定等により被災していない市町村からの応急給水の支援を受けて、飲料水の確保を図れるようにしておく。

なお、市は、水の備蓄において、「県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性」(令和6年10月11日付6危第168号)に示している被害想定・避難者数や対応期間、標準品目等の必要量などを踏まえて行う。

1 飲料水等の備蓄・調達体制の整備

(1) 小売業者等に対して、災害時における飲料水等の供給についての協力を求め、必要に応じて協議する。

(2) 下記(5)にある住民が実施する事項への支援を行う。

(3) 県が実施する対策に対する協力をを行う。

(4) プール等飲料水以外の貯水状況を把握しておく。

(5) 住民が実施する自家用井戸等の維持確保への支援や災害時の提供協力の促進に努める。

(6) 住民に対し、次のような飲料水等の備蓄・調達に関する啓発活動を行う。

ア ふろの残り湯の活用を習慣づける。

イ ボトルウォーター等による飲料水の備蓄に努める。

ウ ポリタンク等給水用具の確保を行う。

エ 自家用井戸等について、その維持、確保に努める。

2 上水道施設の整備

(1) 配水池等、施設の災害に対する安全性の確保等の整備を行う。

(2) 連絡管路等の整備、予備電源の確保を行う。

3 飲料水等の供給計画

(1) 調査・資料収集に基づき影響範囲を特定し、給水体制の確立を図る。

(2) 抛点給水の位置及び給水方法を決定する。

(3) あらかじめ想定されている消火栓からの取水を基本とする。

(4) 給水車、給水タンク、給水袋の確保を行う。

第15節 生活必需品の備蓄・調達計画

(総務部(危機管理課) 産業振興部(商工観光課))

災害時には、住民の生活物資の喪失、流通機能のまひ等により生活必需品に著しい不足が生ずることが予想される。このため、災害に備えて、必要な物資の備蓄・調達体制の整備を図る。

1 生活必需品の備蓄・調達体制の整備

- (1) 災害時において、物資が必要な場合には、流通業等の民間業者から調達することになる。市は、これらの業者と必要に応じて協議し、次に掲げるような物資について災害時に協力が得られるような体制づくりに取り組む。また、その際には、要配慮者等や男女のニーズの違いに配慮する。
 - ア 寝具（タオルケット、毛布、エアーベッド、段ボールベッド等）
 - イ 衣類（下着、靴下、作業衣等）
 - ウ 炊事道具（ナベ、包丁、卓上こんろ等）
 - エ 身の回り品（生理用品、紙おむつ、タオル等）
 - オ 食器等（ほ乳びん（消毒薬等含む。）、はし、茶わん等）
 - カ 日用品（石けん、ティッシュペーパー、携帯トイレ、簡易トイレ、組立式トイレ、トイレットペーパー等）
 - キ 光熱材料（マッチ、ガスボンベ、ストーブ、灯油等）
 - ク 感染症予防対策用資器材（アルコール消毒薬、不織布マスク、フェイスシールド、ゴーグル、使い捨て手袋、非接触式体温計、パーテーション、簡易ベッド、換気用扇風機等）
- (2) 最大の避難所避難者数の発生が想定される災害など、第1編第5節「地震被害想定」の被害想定結果等を踏まえて、備蓄・調達体制を整備するよう努める。

また、市は、上記品目（特に、紙おむつや携帯トイレ等、トイレットペーパー、生理用品、毛布）の備蓄を検討する上で、「県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性」（令和6年10月11日付6危第168号）に示している被害想定・避難者数や対応期間、標準品目等の必要量などを踏まえて行う。

- (3) 住民に対し、生活必需品のほか、食料・水・携帯ラジオなど、災害時に必要な物資の備蓄及び非常持ち出し袋等の準備について、啓発活動を行う。

2 生活必需品の供給体制の整備

- (1) 生活物資の集積場所及び輸送方法等を定めておき、必要に応じて施設の整備を行う。
- (2) 義援物資が大量に搬入されることも考えられることから、義援物資の受入れ体制や配布方法について、ボランティア等の活用も含めた体制を整備する。
- (3) 要配慮者については、関係機関、団体等の協力を得て、平常時から生活必需品の供給体制

を整備し、円滑な生活必需品の供給ができるよう努める。

3 家庭内備蓄の推進

市は、住民に対して、1(1)に示した生活必需品のほか、最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄を図り、避難に備え非常持ち出し袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備を行うよう指導する。

第16節 危険物施設等災害予防計画

(総務部(消防課))

大規模災害等により危険物、火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、毒物劇物等の危険物品、放射性物質、石綿、及び大気汚染防止法に定める特定物質（以下「危険物等」という。）を取り扱う施設又は石綿使用建築物等（以下「危険物施設等」という。）に損傷が生じた場合、重大な被害をもたらすおそれがあることから、自主保安体制の強化、緩衝地帯の整備等、安全性の向上を図り、当該施設に係る災害を未然に防止する。

1 危険物施設災害予防

(1) 規制及び指導の強化

ア 危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、風水害等によって生ずる影響を十分考慮した位置、構造及び設備等とするよう設置者（申請者）に対する指導を強化する。

イ 既設の危険物施設（資料8-4参照）については、施設の管理者に対し、災害時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図る。

ウ 化学実験室等を有する学校、企業など、多種類の危険物を保有する施設に対し、危険物収納容器等の転倒、落下、破損等による混触発火が生じないよう管理徹底を指導する。

エ 立入検査等の予防査察において、危険物施設の維持管理、安全管理状況などに重点を置いて実施する。

(2) 自主防災組織の整備促進

ア 緊急時における消防機関等との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導する。

イ 危険物施設の管理者等関係者を対象に講習会などの保安教育を実施する。

(3) 化学的な消火、防災資機（器）材の整備促進

多様化する危険物に対応する化学消防力の整備を図るとともに、化学消火剤を保有する施

設、民間業者等の実態の把握に努める。

また、危険物施設の管理者に対し、災害時における災害の拡大防止対策に必要な資機（器材）の整備、備蓄の促進について指導する。

(4) 相互応援体制の整備

近隣の危険物施設等との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力の確立について指導する。

(5) 警察との連携

危険物施設の設置又は変更の許可をしたときは、警察に連絡をし、連携を図る。

2 その他危険物施設等災害予防

高压ガス、液化石油ガス、毒物・劇物保管貯蔵施設等の災害予防については、消防本部と協力して、関係機関、住民等に対して指導徹底する。

第17節 ライフライン施設災害予防計画

(総務部(危機管理課) 建設水道部(下水道課・上水道課))

上下水道及び電気施設等のライフライン施設は、生活の根幹をなすものであり、これらが災害により被害を受け、機能まひに陥ることによる影響は極めて大きい。

このため、風水害等の災害に強い施設を整備するとともに、災害が発生したときも被害を最小限にとどめ、早期復旧が図られるよう、施設の災害防止対策を推進する。

1 上水道施設の整備

(1) 施設の安全性の充実

- ア 老朽管等の布設替を進める。
- イ 配水管等の管網図の整備充実を図る。
- ウ 断水等の影響を最小限にとどめるため、配水系統間の相互融通性の強化を図る。

(2) 上水道危機管理マニュアルの作成及び予行演習の実施

- ア 次の事項について上水道危機管理マニュアルを作成する。

- (ア) 指揮命令系統の確立
 - ・職員の非常招集
 - ・小諸市水道施設等の指定管理者の非常招集
 - ・情報伝達の確保
 - ・班編成の強化
- (イ) 水道施設の被害状況調査、把握の方法
- (ウ) 復旧用資機材の備蓄及び調達方法
- (エ) 応急復旧の具体的な作業、手順、方法
- (オ) 応急復旧活動内容の周知方法
- (カ) 施設管理図面等の管理及び活用方法
- イ 水道施設応急復旧活動の予行演習を実施する。
 - ・小諸市水道施設等の指定管理者との連携

(3) 応急復旧応援受け入れ体制の整備

- 次の事項について、応急復旧応援受け入れ体制の整備を図る。
- ア 国、県及び関係機関等との連携
- イ 水道事業者等関係団体との連携
- ウ 電気、機械及び計装設備等団体との連携

2 下水道施設等の整備

(1) 雨水排除整備の促進

浸水対策の検討を行い、必要に応じて下水道の雨水排水区域として位置付けるとともに、雨水幹線による整備も行う。現在、小諸市公共下水道雨水排水区域は、全体計画1,048ha、事業計画区域476haとして位置付けている。

(2) 緊急連絡体制の整備

ア 災害発生時において、迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、業務継続計画や、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等についてあらかじめ定めておくとともに、確実に機能するよう、訓練を実施する。

イ 被災時には、関係職員、関係業者、手持ち資材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ他の地方公共団体との広域応援協定の締結、関係団体や民間業者との連携強化による復旧・協力体制を確立する。

(3) 緊急用、復旧用資材の計画的な確保

被災時には、被災の状況を的確に把握し、ライフラインとしての下水道の機能を緊急的に確保するため、発電機、ポンプ等の緊急用・復旧用資機材の計画的な整備に努める。

(4) 下水道施設台帳・農業集落排水処理施設台帳・浄化槽台帳等の整備・充実

風水害等により、下水道施設等が被災した場合、その被害状況を的確に把握できるよう、事前に下水道施設台帳等の適切な調製・保管等の整備を図る。

また、台帳のデータベース化を図り、被災時には、確実かつ迅速に、データの調査・検索等ができるよう整備する。

(5) 管渠及び処理場施設の系統の多重化

万一、下水道施設が被災した場合、ライフラインとしての機能を確保できうる体制を整備する。

そのため、必要に応じて、管渠の二系統化、処理場施設のバックアップ体制の確保等、代替性の確保を図る。

3 風倒木等に係る停電予防対策

住民、市、県及び事業者がそれぞれの役割の下で互いに協力し、停電被害を未然に防ぐとともに、停電が発生した場合において被害を最小限にするため「佐久地域停電対策協議会」において策定した「風倒木等に係る停電対策要領」により具体的な対策を推進するものとする。

(1) 停電に備えた対策

ア 住民は、長時間の停電等に備えるため、日頃から電気がなくとも対応できる防災関連備品（非常食、携帯型ラジオ、自家発電機等）の備蓄に努めるものとする。

イ 市、県及び事業者は相互の連絡窓口、連絡網の整備を図るものとする。

ウ 市、県及び事業者は、災害時（停電時を含む。以下同じ。）に通話可能な専用の電話回線の整備を図るものとする。

エ 市、県及び事業者は、所有する停電時対応資機材（自家発電機等。以下同じ。）の情報を関係各機関へ提供するものとする。

オ 事業者は、市・県へ停電情報を提供する際に使用する地図等の資料を整備しておくものとする。

カ 事業者は、倒木被害等に対処するため、ハード対策の強化（架線の太線化の試行、電話線の地中化等）に努めるものとする。

キ 事業者は、大規模停電被害に対処するため、あらかじめ既存のマニュアル等の見直しを図るものとする。

(2) 樹木の管理

ア 住民は、所有する樹木が災害の原因となることを認識し、平常時より樹木の適切な管理に努めるとともに、市及び事業者・県の伐採等の依頼・助言に協力していくものとする。

イ 市、県及び事業者は、道路（事業者においては架線等）のパトロール時において、支障木の所有者に対して伐採等の依頼を行うものとする。また、必要に応じ、関係機関は合同でパトロールを実施するとともに、支障木の所有者に対する伐採等の依頼を合同で行うものとする。

ウ 市、県及び事業者は、樹木管理が特に必要と思われる地域を対象に、住民向け説明会を開催するものとする。

エ 事業者は、市及び県の協力の下、樹木管理のための住民向けパンフレット類を作成するものとする。作成したパンフレット類の配布に当たっては、住民向け説明会時や、各戸における検針時、市へ配布を依頼する等、効果的な場所や手段を考慮するものとする。

オ 市・県は、樹木の適正管理についてホームページや広報への掲載を行い、住民への呼びかけを実施するものとする。

カ 市は、事業者において作成されたパンフレット類を、建築確認申請時や住民登録時等、住民と接する機会を通じて適宜配布し樹木の適正管理について啓発するものとする。

第18節 災害広報計画

(総務部 (危機管理課・企画課))

災害時に有効な広報活動を行うための体制づくりを事前に行っておく必要がある。そのためには、住民等に対する情報の提供体制の整備を行うとともに、報道機関等に対する情報の提供体制の整備等を行っておく必要がある。

1 被災者への情報の提供体制

- (1) 住民等からの問い合わせに対する専用の窓口や、専用電話・ファックス・パソコン（インターネット）を設置し、職員が専属で対応できるよう体制の整備を図る。
- (2) 市防災行政無線等の整備拡充に努める。また、災害時の広報活動が円滑に実施できるよう体制の充実を図る。
- (3) コミュニティテレビ、メールマガジン配信サービス等を活用し、地域に密着した情報を提供するため、事業者との協力関係の構築を図る。
- (4) 各地区放送（区内放送）、区内回覧等による広報活動が円滑に実施できるよう、地区担当職員を活用し広報依頼先である区長等との連携体制の充実を図る。
- (5) レアラート（災害情報共有システム）、インターネット等を活用し、住民に対して、地域に密着した各種の情報を提供できる体制の整備を図る。
- (6) 住民に対して各種の情報提供を行うため、県及び報道機関等と体制の整備・確認を行うとともに、安否情報の確認手段について、住民への普及啓発に努める。
- (7) 東日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

2 報道機関への情報提供及び協定

- (1) 災害時には、報道機関から電話、直接のインタビュー等により取材の要請が予想されるので、情報の提供については、あらかじめ対応方針を定めておく。
- (2) 取材に対する対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、取材に対する広報窓口を明確にし、窓口を経由して情報の提供を行う体制とする。
- (3) 災害時に放送要請の必要な事態が生じた場合に、速やかに行えるよう、放送要請の方法についての確認、訓練等を行う。

第19節 土砂災害等の災害予防計画

(総務部 (危機管理課) 産業振興部 (農林課) 建設水道部 (建設課))

土砂災害等の未然防止と被害を最小限にとどめるため、平常時から、危険箇所を把握し、防災パトロールの強化を図るとともに、総合的・長期的な対策を講ずる。

また、本市には危険箇所に複数の要配慮者利用施設が所在する。近年要配慮者利用施設が土砂災害により被災し、多数の犠牲者が出了事例もあり、これらの施設が所在する土砂災害警戒区域等については、特に万全の対策が必要とされる。

また、近年土砂災害のおそれのある区域への宅地開発が進行する中で、開発区域が土砂災害を受ける事例が見受けられる。このような土砂災害を防止するため、土砂災害のおそれのある区域への宅地開発を抑制していく。

なお、県と長野地方気象台では、土砂災害警戒情報をインターネット、テレビ、ラジオ等によりお知らせしている。

1 情報の周知

- (1) 防災パトロールをはじめとした、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達・周知方法等について定める。
- (2) 県から指定を受けた、本市の土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布し、その他必要な措置をとる。
- (3) 土砂災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な高齢者等避難、避難指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立する。

2 地すべり対策

市内において、地すべりが発生するおそれのある箇所については、地すべり災害の発生に関する行為を規制するとともに、平常時からの警戒避難体制の整備に努める。また、総合的かつ長期的な対策工事の実施に努める。

3 山地災害危険地区対策

市内の山腹崩壊、崩壊土砂流出のおそれのある山地災害危険地区は資料16-9のとおりである。市は、毎年、県が実施している見直し調査に協力し、その調査結果を治山事業に反映させていく。

4 土石流対策

危険地域内において、有害な行為を規制するとともに、床固工事等の所要の防止工事を推進する。

また、人命保護の立場から土石流が発生するおそれのある渓流の周知、警戒避難体制の確立

に努める。当面の防災対策として、土石流が発生するおそれのある渓流の標示、警報の伝達、避難措置等の方法を定め、緊急時に際して各区域ごとに適切な措置がとれるよう警戒体制の整備を図る。

5 急傾斜地崩壊防止対策

崖崩れ災害を未然に防止し、被害を最小限にとどめるために、事前措置として、平常時から危険箇所の把握と防災パトロールを強化する必要がある。また、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく急傾斜地崩壊危険区域については次の事項を実施する。

- (1) 防災パトロール等、情報の収集、天気予報、警報発令時の伝達、周知方法等について定める。

6 泥流対策

本市は、火山により生成された軟弱な地盤の地域（火山地域）が広く分布しており、それら泥流の発生しやすい地域では降雨による土砂災害が懸念される。

このため、市は、危険区域等について住民に周知するとともに警戒避難体制の確立を図る。

7 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域対策

要配慮者利用施設が立地している土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域内については、要配慮者支援対策の観点から効果的かつ総合的な土砂対策を実施していく。

また、今後は土砂災害特別警戒区域には原則として要配慮者利用施設の新築等は行わないものとするが、地域の状況等特別な理由があり、やむを得ず新築等を行う場合は、土砂災害に備えた警戒避難体制を構築する。

- (1) 市は、防災マップの配付や避難訓練等の機会を通じて、要配慮者利用施設の管理者及び住民に対して災害危険箇所等の周知を図っていく。
- (2) 市は、要配慮者利用施設周辺の自主防災組織や近隣居住者等の協力を得た避難誘導・搬送体制の整備について、関係機関と調整を図り、その推進に努める。
- (3) 市は、要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、その名称・所在地及び、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項について定めておく。
- (4) 市は、梅雨時期や台風時期前に、要配慮者利用施設の管理者とともに、周辺の危険箇所のパトロールを行い、周辺の状況を把握することに努める。

8 住民への周知

市は、住民に対して、土砂災害全般に対する知識、危険箇所の性質、土地の保全義務、異常（前兆）現象、土砂災害警戒情報、その他注意事項を啓発するため、次のような措置をとる。

- (1) 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定める。
- (2) 土砂災害警戒区域及び指定緊急避難場所等の防災情報を掲載した土砂災害ハザードマップ等を作成し、各世帯に配布する。
- (3) 土砂災害を想定した防災訓練を実施する。

9 土砂災害警戒区域等の対策

市内の土砂災害警戒区域及び特別警戒区域については、資料16-2 及び資料16-11に掲げるところである。

- (1) 市は、住民へ土砂災害警戒区域等を周知し、情報伝達体制を整備する。また、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制の整備に努める。
- (2) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置をとる。
- ア 建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進
- イ 劝告による移転者又は移転を希望する者への建物除去等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保
- (3) 土砂災害警戒区域については、以下の措置をとる。
- ア 土砂災害警戒区域ごとに以下の事項について定める。
- (ア) 土砂災害に関する情報及び気象警報等の伝達方法
- (イ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路
- (ウ) 土砂災害に係る避難訓練に関する事項
- (エ) 警戒区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地
- (オ) 要配慮者利用施設及び学校への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項
- (カ) 救助に関する事項
- (キ) その他警戒避難に関する事項
- イ 土砂災害警戒区域ごとに警戒避難に関する上で必要な事項を記載した防災マップ等を作成し、住民等に周知する。
- (4) 土砂災害警戒区域等に、要配慮者利用施設の新築等は、原則として行わないものとするが、やむを得ず当該施設の新築等を行う場合は、施設設置者に対し、警戒避難体制等に関する事項について助言を行う。

〔住民等〕

- (1) 住民は、平常時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認したときは、遅滞なく市長、警察官等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路について把握しておくなど、日頃から土砂災害関連情報を収集する。さらに土砂災害警戒情報発表に伴い、その内容を理解し自主避難等、避難行動ができるように努める。
- (2) 土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等は行わないものとする。やむを得ず新築等行う場合は、警戒避難体制等に関する事項について県、指定行政機関及び指定地方行政機関に助言を求めるものとする。

第20節 防災都市計画

(建設水道部 (都市計画課))

コンパクトシティ及び低炭素なまちづくりに向けて、災害時における住民の生命及び財産の保護を図るため、総合的な対策を推進し、安心して住める都市づくりを進める。

1 建築物の不燃化の促進

(1) 防火地域・準防火地域の指定

都市計画法に基づき、建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地において、防火地域の指定と準防火地域の見直しを検討し、地域内の建築物を耐火構造・準耐火構造とし、不燃化に努める。

(2) 建築基準法第22条区域の指定

防火地域・準防火地域以外の市街地において指定を検討することにより、指定区域内の建築物の屋根の不燃化等に努める。

(3) 都市計画法等に基づく市街地再開発事業計画及び住環境整備事業計画の策定を検討する。

(4) 防災都市づくり計画の策定を検討する。

2 防災空間の整備拡大

(1) 「都市計画マスタープラン」に基づき、土地区画整備事業の面的整備により防災対策に資する公園・緑地・防災遮断帯等を効果的に配置するとともに、都市公園の積極的な整備に努める。

(2) 幹線道路について、国県道との連携を図りながら、避難路及び延焼遮断帯として必要な街路整備に努める。

3 市街地再開発事業による都市整備

(1) 木造密集地や都市基盤整備の遅れている地域について、防災性の高い安全な都市づくりと中心市街地の活性化を実現する。

(2) 災害時における住民の生命及び財産の保護を図るため、都市防災の向上を図り、安心して住める都市づくりを推進する。

第21節 建築物災害予防計画

建設水道部（建設課・都市計画課） 産業振興部（商工観光課・懐古園事務所）
教育委員会事務局（文化財・生涯学習課・スポーツ課）

強風又は出水等による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物、転倒物の防止対策及び敷地の安全性の確保・建築物の浸水対策を講ずる。

1 建築物の風害対策

- (1) 公共建築物については、屋根材、看板等の飛散・落下防止のための点検を実施し、必要に応じて、改修を行う。
- (2) 一般建築物については、屋根材、看板等の飛散・落下防止のための指導及び啓発を行う。
- (3) 道路占用物については、落下・転倒防止のための指導を行う。
- (4) 落下物、屋外設置物による被害の防止対策について普及・啓発を図る。
- (5) 住民に対し、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。

2 建築物の水害対策

- (1) 出水によるがけ地の崩壊等により被害が発生するおそれのある区域について、建築等の制限を行う等指導する。
- (2) がけ地近接等危険住宅移転事業計画を策定し、移転事業の推進を図る。
- (3) 市は、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを行う。

3 定期報告制度の推進

学校、病院、ホテルなど建築基準法第12条に基づく定期報告の対象建築物等の所有者又は管理者に対する案内等の制度を効果的に運用することにより改善指導の強化を図る。

4 建築物の維持保全の促進

定期報告対象建築物が常時、安全上、防火上、避難上、及び衛生上適切な性能を確保するよう、所有者等に対し維持保全に関する計画の作成とその適正な実施を指導する。

5 市街地の再開発の推進

- (1) 土地の合理的利用と都市機能の更新と併せ、計画的な市街地の防災化を促進する。
- (2) 不良住宅地及び住環境の整備が遅れている地区においては、環境の改善と併せ市街地の防災化を促進する。

6 文化財の災害予防対策

有形文化財全般にわたるものとして、風水害、落雷、火災などの災害が予想されるが、建造物、美術工芸品、民俗資料等は可燃物が多いことから、防火対策を最重点にそれぞれの文化財の性質、形状に応じその保全を図る。

- (1) 全般的な対策の推進

市は、各種文化財の防火を中心とした保護対策を推進するため次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

- ア 文化財に対する住民の防災思想と、愛護精神の普及徹底を図るための広報活動
- イ 所有者に対する管理保護についての指導と助言
- ウ 防災施設設置事業の推進とそれに対する助成措置
- エ 区域内の文化財の所在の把握に努めること

(2) 文化財の防火対策

市は、文化財の所有者に対し、次の事項について防火対策の徹底を期するように指導する。

- ア 火災予防体制の確立
 - (ア) 防火管理体制の整備
 - (イ) 環境の整理整頓
 - (ウ) 火気の使用制限
 - (エ) 火災危険の早期発見と火災警戒の実施
 - (オ) 自衛消防組織の確立とその訓練
 - (カ) 火災発生時にとるべき初期消火等の措置の徹底
- イ 防火設備の整備
 - (ア) 消火施設 消火器・簡易消火用具・消火栓・スプリンクラー設備・動力消火ポンプ等
 - (イ) 警報設備 火災報知器・火災警報器・非常警報設備・消防機関への通報設備等
 - (ウ) その他の設備 避雷装置・消防用水・消防隊進入通路・防火壁・防火戸等

7 動物園猛獣舎の事故予防対策

強風等により猛獣舎の被害が発生するおそれがある場合、猛獣等の脱出が予想されることから必要な予防対策を講ずる。

- (1) 日常の点検
- (2) 捕獲器具等の点検整備
- (3) 連絡体制の確立
- (4) 教育及び訓練

第22節 道路及び橋りょう災害予防計画

(建設水道部(建設課))

風水害で生ずる道路及び橋りょうの機能障害が災害応急対策活動等の妨げにならないよう、風水害に強い道路及び橋りょうづくりを行い安全性の確保を図るとともに、被災後の応急・復旧活動に関し、関係団体との協力体制を整備し、平常時より連携を強化しておく必要がある。

1 災害に強い道路及び橋りょうの整備

(1) 市道等の整備

市の道路整備計画に基づき実施する道路及び橋りょうの新設、架替、改良等の対策の中で、安全性に配慮し、風水害に対する強化を図る。

(2) 施設の点検整備

各施設の風水害に対する安全性の点検を実施し、緊急度の高いものから順次整備するとともに、県等関係機関へ整備について要望していく。

(3) 協力体制の整備

道路及び橋りょうが被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要があるが、市単独では対応が遅れるおそれがあるため、県、警察署、建設協議会等との事前の協力体制の整備に努める。

(4) 危険防止のための事前規制

気象・水象情報の分析により、市管理の道路及び橋りょうに風水害の危険性が予想される場合、小諸警察署等関係機関と連携し、危険防止のため事前の通行規制を実施し、未然に人的・物的被害を予防する。

その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示す。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。

2 避難路・緊急道路の整備

(1) 道路の整備

ア 中心部の避難場所へつながる道路の整備

イ 災害応急対策活動の拠点となる公共施設周辺の道路の整備

(2) 既存道路の対策

既存の道路は、緊急物資の輸送路及び避難路として重要であるので、道路改良、道路法面保護、橋りょう取付部強化による落橋防止等の事業を推進する。特に、山間部の幹線道路については、法面の崩壊対策、地すべりの対策等を十分に行い、災害による地区の孤立を防ぐ。

(3) 幹線道路の整備

道路新設改良事業を推進し、沿道に障害物の少ない広幅員道路を整備し、避難路及び緊急道路として活用できるようにする。

(4) 通報制度

主要路線沿いの危険箇所については、付近住民による通報制度の導入を検討する。

第23節 河川施設等災害予防計画

(建設水道部 (建設課))

市は、過去の災害の実績や堤防の強度等を勘案して、特に注意を必要とする地域として指定されている重要水防区域（資料9－5参照）を中心に堤防等の点検を行い、安全性の向上を図るため河川の整備を行う。

1 県管理河川の災害予防

県管理の1級河川は、千曲川をはじめ、住宅地や農地の中を流下しているため、洪水が発生した場合に影響が大きい。そこで、緊急性の高い箇所から順次河川改修が進められているが、さらに要改修箇所の要望をする等、関係機関と連携して安全性の確保に努める。

2 市管理河川の災害予防

市管理の準用河川については、流域の住宅地開発等により水害危険度が高まっているため、流域開発が進んだ箇所から優先的に改修事業を実施していく。

3 浸水想定区域の災害予防

県管理の千曲川については、浸水想定区域内が示されている。降雨時においては、パトロール等により水位の情報を入手し、浸水の危険が迫ったら浸水想定区域の住民に情報伝達が行えるようにしておく。

第24節 ため池災害予防計画

(産業振興部(農林課))

豪雨等により市内の農業用ため池（資料9-2参照）が被災した場合には、受益農地の営農に支障を来すばかりでなく、下流域の人家や公共施設等に甚大な被害が生じるおそれがある。

このため、適切な維持管理や監視体制についてため池管理者を指導するとともに、豪雨に対する安全性の低い施設については順次防災工事を実施し、災害の発生を未然に防止する。

1 施設の管理等

- (1) ため池の諸元、改修履歴等を明記した「ため池データベース」の変更が生じた場合は県に報告する。
- (2) ため池管理者等との緊急連絡網を作成する。
- (3) 必要に応じ、土のう、杭等の応急資材を準備する。
- (4) 豪雨の発生が予想される場合には、事前に巡回点検を実施する。
- (5) ため池ハザードマップを作成し、住民に周知する。

2 管理団体への指導

ため池の所有者、管理者に対して、常に災害対策の啓発指導に当たり、ため池の安全管理体制の充実を図る。

- (1) 非常事態が発生した場合、直ちに市に緊急連絡ができるよう、災害に備えた監視体制を組織化する。
- (2) ため池サポートセンターと連携し、適時巡回点検を実施して施設の状況について調査するとともに、市に点検結果を報告する。

第25節 農林産物災害予防計画

(産業振興部 (農林課))

風水害による農林関係の被害は、水稻、野菜、果樹等の冠水・倒伏による減収、田畠等の流失、ハウス施設の損壊や立木の倒壊・流失が予想されるとともに、農作物の病害虫発生や生育不良、家畜のへい死被害なども予想される。

これらの被害を最小限にするための予防技術対策の充実と普及、適地適木の原則を踏まえた森林の整備等を推進する。

1 農産物災害予防計画

佐久農業農村支援センター、佐久浅間農業協同組合等と連携し、農業者等に対して、長野県農政部農作物等災害対策指針により、予防技術対策等について周知徹底を図る。

2 林産物災害予防計画

健全な森林づくりを推進するとともに、県と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において、事業者が施設管理を適切に行うよう指導又は助言する。

第26節 二次災害の予防計画

(総務部(危機管理課・消防課) 産業振興部(農林課) 建設水道部(建設課))

風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また、二次災害が発生する場合もあり、関係機関の平常時からの体制の整備が不可欠である。

また、倒木の流出による二次災害の危険性もあり、これに対する予防対策をあらかじめ講じておく必要がある。

1 構造物に係る二次災害予防対策

林道は、地形的な要因や構造上、土砂崩落や倒木の可能性があり、通常点検等により発見した場合は、対策を実施している。災害発生後において、緊急避難路や輸送路として使用する場合には、安全を十分確認し、二次災害発生の危険性がある際には、通行禁止などの措置を講ずる必要がある。

その他の道路・橋梁等の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておくとともに、被災箇所の危険度を判定する基準等を整備する。

2 危険物施設に係る二次災害予防対策

(1) 危険物関係

消防法に定める危険物施設における災害時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制の強化も必要である。

- ア 危険物取扱事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施
- イ 立入検査の実施等指導の強化
- ウ 防災応急対策用資機材等の整備についての指導
- エ 自衛消防組織の強化についての指導
- オ 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導

(2) その他

高压ガス、液化石油ガス、毒物・劇物保管貯蔵施設等の二次災害予防対策については、消防本部と協力して、関係機関、住民等に対して指導徹底する。

3 倒木の流出対策

豪雨災害時には、渓流に押し出された倒木が流路を閉塞し、鉄砲水の原因となったり、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害を助長する原因となる場合もある。

市は、情報収集・流木除去体制の整備に努める。

4 山腹・斜面及び渓流並びに施設に係る二次災害予防対策

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び渓流における土石流の発生などの危険性がある。二次災害予防のため、土砂災害警戒区域等をあらかじめ把握しておくとともに、緊急に点検実施できるよう体制を整えておく。また、同時に、情報収集・警戒避難体制の整備も図る。

第27節 防災知識普及計画

(総務部 (危機管理課・総務課・消防課)
 市民生活部 (人権政策課) 保健福祉部 (福祉課・高齢福祉課・こども家庭支援課)
 教育委員会事務局 (学校教育課・文化財・生涯学習課・スポーツ課))

「自らの命は自らが守る」のが防災の基本であり、市、県及び防災関係機関による対策が有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄など住民が平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの安全を守る行動をとることができることが重要である。

また、広域かつ甚大な被害が予想される災害に対処するためには、住民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。

しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは困難である。

このため、市は、災害文化の伝承や、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成等地域の総合的な防災力の向上に努める。

1 住民等に対する防災知識の普及活動

災害時に、自らの安全を守るためににはどのような行動が必要か、要配慮者に対してはどのような配慮が必要かなど、災害時に役立つ実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成することが、被害を最小限にとどめる上で重要である。

現在も各種の研修、訓練、講演会等の取組みや、広報活動がなされているが、今後は、防災マップの作成・配布、マイ・タイムラインの普及等の、より実践的な活動が必要である。また、企業等に対する防災知識の普及も重要な課題である。

(1) 県が実施する計画

ア 住民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、県ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。

なお、啓発活動を行う際には、女性、子ども、性的マイノリティのほか、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の性別によるニーズの違い等に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに

配慮するよう努める。

- (ア) 最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持ち出し袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油
- (イ) 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- (ウ) 警報等や、避難指示等の意味や内容
- (エ) 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動
- (オ) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸すことなく適切な行動をとること
- (カ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- (キ) 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- (ク) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- (ケ) 台風、集中豪雨、洪水、土砂災害、山地災害に関する一般的な知識
- (コ) 「自らの命は自らが守る」という「自助」の防災意識
- (サ) 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識
- (シ) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動に関する知識
- (ス) 正確な情報入手の方法
- (セ) 要配慮者に対する配慮
- (ソ) 男女のニーズの違いに対する配慮
- (タ) 指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識
- (ナ) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (ハ) 各地域における避難対象地域、土砂災害警戒区域等に関する知識
- (テ) 各地域における風水害のおそれのない適切な緊急避難場所及び避難経路に関する知識
- (ト) 必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを生かした避難活動に関する知識
- (ナ) 避難生活に関する知識
- (ニ) 平常時から住民が実施し得る、最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害時における応急措置の内容や実施方法
- (ヌ) 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について

- (ネ) 被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて
- イ 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。
- ウ 避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、市が行う印刷物（ハザードマップ等）の作成配布について協力する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。
- エ 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。
- オ 企業等に対しても地域社会の一員として研修会、講演会等への参加を呼びかける。
- カ 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。
- キ 各地域において、防災の中核的役割を担う者の育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。
- ク 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、火山防災の日、雪崩防止週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止・大規模広域避難に関する総合的な知識の普及に努める。
- また、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え、マイ・タイムラインの作成方法等について、普及啓発を図る。
- ケ 住民に対し、風水害のおそれのない適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を推進する。
- コ 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。
- サ 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める。
- シ 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

(2) 市が実施する計画

- ア 前記(1)アの事項に加え、次の事項について防災知識の普及を図るものとする。
- (ア) 各地域における避難対象地区、土砂災害警戒区域等に関する知識

- (イ) 各地域における指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路に関する知識
- イ 防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル、ハザードマップ等を作成配布し、徹底した情報提供を行う。
- なお、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努める。
- また、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等多様な避難が選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。
- (ア) 浸水想定区域については次の事項を記載した洪水ハザードマップを作成し、住民等へ配布する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。また、ホームページ等での情報提供も行う。
- a 避難の確保を図るため必要な事項
 - b 要配慮者が利用する施設で特に必要な施設の名称及び所在地
- (イ) 土砂災害警戒区域については次の事項を記載した防災マップを作成し、住民等へ配布する。また、ホームページ等での情報提供も行う。
- a 土砂災害に関する情報の伝達方法
 - b 指定緊急避難場所、指定避難所に関する事項
 - c その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難に必要な事項
- (ウ) 山地災害危険地区等の山地災害に関する情報提供を行う。
- ウ 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。
- エ 自主防災組織における、防災マップ、地区別防災カルテの作成に対する協力について指導推進する。
- オ 上記の防災マップ、地区別防災カルテの配布に当たっては、それらが持っている意味、活用方法について充分な理解が得られるよう啓発の機会を設定する。この際、被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることも併せて周知する。
- カ 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。
- キ 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。
- ク 各地域において、防災の中核的役割を担う者の育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。
- ケ 各種講習会、イベント等を開催し、防災に関する総合的な知識の普及に努める。
- また、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難

が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え、マイ・タイムラインの作成方法等について、普及啓発を図る。

- コ 住民に対し、風水害のおそれのない適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを生かした避難活動を促進する。
- サ 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。
- シ 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める。
- ス 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

危険物を使用する施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者利用施設、旅館・ホテル、駅、大規模小売店舗等不特定多数の者が利用する施設の管理者の災害時の行動の適否は非常に重要である。

したがって、これらの防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及を積極的に行っていく必要がある。

- (1) 市において管理している防災上重要な施設については、その管理者等に対して災害時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。
- (2) 防災上重要な施設等に対しては、適切な時期をとらえて、災害時における配慮すべき事項等について指導するなど、防災意識の普及徹底に努める。

3 学校等における防災教育の推進

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び保育園・幼稚園（以下、この節において「学校等」という。）において児童及び児童生徒（以下、この節において「児童生徒等」という。）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成する上で重要である。

そのため、体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保などを行った上で、学校等における防災訓練等をより実践的なものにするとともに、学級活動等をとおして、防災教育を推進する。

- (1) 学校等においては、大規模災害にも対応できるように市その他関係機関と連携したより実践的な防災訓練の実施に努める。
- (2) 消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。
- (3) 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して以下の事項

等について指導を行い、安全に行動できる態度や能力を養う。

- ア 防災知識一般
- イ 避難の際の留意事項
- ウ 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法
- エ 具体的な危険箇所
- オ 要配慮者に対する配慮

(4) 教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図る。

4 市職員に対する防災知識の普及

市は、各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等への参加を通じて、防災関係以外の職員に対しても、次の事項について防災知識の普及、防災意識の高揚を図る。

- (1) 自然災害に関する一般的な知識
- (2) 自然災害が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (3) 自然災害対策として現在講じられている対策に関する知識
- (4) 災害の種別と特性（災害対策関係法令等の研修）
- (5) 職員等が果たすべき役割（災害対策本部の組織及び事務分掌の周知、夜間・休日等における動員計画及び配備体制等の周知）
- (6) 家庭及び地域における防災対策
- (7) 今後自然災害対策として取り組む必要のある課題

なお、前記(2)及び(5)については、毎年度市所属職員に対し、十分に周知する。

また、各課等は、所管事項に関する防災対策について、それぞれ定められた事項について職員の教育を行う。

5 防災知識の普及における要配慮者等への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

6 大規模災害の教訓や災害文化の伝承

過去に起こった大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう、地図情報その他の方法により公開に努める。

また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

さらに、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援する。

〔住民が実施する計画〕

住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。

第28節 防災訓練計画

(総務部(危機管理課・消防課))

災害時に被害を最小限にとどめるためには、災害時に適切な行動をとれるよう、過去の災害から得られた教訓に学ぶことが必要である。

そこで、その教訓を学び、災害時の具体的な状況を想定した日ごろからの訓練が重要である。また、災害時の状況を想定した訓練は、住民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び住民との協力体制の確立等の効果も期待できる。

市は県及び防災関係機関と協力し、災害時における行動の確認、住民、企業等との連携体制の強化を目的として、各種の災害を想定した防災訓練を、年1回以上、実施する。併せて、実践的な訓練にするため、訓練内容について配慮し、事後評価を行う。

なお、防災訓練を実施する際には、女性、子ども、性的マイノリティのほか、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の性別によるニーズの違い等に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

1 防災訓練の種別及び実施時期

本市は、防災の日（9月1日）を挟む防災週間及び災害の発生が予想される時期前の訓練効果のある時期を中心に防災訓練を実施する。

下記の訓練については、必要に応じて、関係機関と連携して別途実施する。

(1) 水防訓練

市内の円滑な水防活動の遂行を図るため、市は、県及び関係機関の指導により、独自に、又は共同して水防訓練を実施する。

(2) 防災図上訓練

災害対策基本法及び県地域防災計画に基づき、防災関係機関相互に連携して図上において各種災害を想定した災害応急対策の訓練を実施し、もって防災に携わる職員等の防災業務の習熟と防災体制の整備強化を図る。

(3) 消防訓練

ア 消防関係機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため、火災警報伝達訓練、出動訓練、火災防御訓練、救助・避難誘導訓練等を実施するほか、必要に応じて、他の関連した訓練と併せて行う。

イ 他の訓練への参加

県及び関係機関で行う訓練に積極的に参加する。

ウ 消防ポンプ操法技術訓練

県及び関係機関で行う技術訓練に積極的に参加する。

(4) 災害救助訓練

市は、救助と救護を円滑に遂行するため、必要に応じて独自に、又は関係機関と合同であらかじめ作成された災害想定により、医療救護、人命救助、炊き出し等の訓練を行う。

(5) 通信訓練

市は防災関係機関と連携を図り、災害時における関係機関の通信の円滑化を図るため、信越地方非常通信協議会等の協力を得て、あらかじめ作成された想定により遠隔地からの情報伝達、感度交換訓練等を行う。

(6) 避難訓練

ア 市及び警察、消防その他の関係機関は、災害時における緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の迅速化及び円滑化のため、災害のおそれのある地域内の居住者、滞在者、その他の者の協力を求め避難訓練を行う。

イ 学校、病院、事業所等消防法第8条に規定する防火対象物の防火管理者は、その定める消防計画に基づき、避難訓練を行い、常に生命、身体を災害から保護するよう努める。また、防火管理者を置かない程度の施設における防火責任者も前記に準じて行うものとする。

ウ 学校における避難訓練は特に下記事項に留意すること。

- (ア) 非常に際して的確な処置ができるように、避難訓練は少なくとも年2回は行う。
- (イ) 避難に際しては学用品、その他の物品に心を奪われ、避難の時期を逸することのないよう生命の安全を第一とし、階段を上下する場合、昇降口を出る場合等混乱により生命が危険にさらされることのないように常に訓練を重ねる。

(7) 避難所設置訓練

市は、自主防災組織等と連携を図り、災害時における避難所の開設・運営の円滑化を図るため、避難スペースや通路等の区画整理、受付の設置等避難者の受入れ、受付時の検温・手指の消毒の実施等、避難所の設置訓練を行う。

(8) 非常参集訓練及び本部の設置運営訓練

市は、災害時における職員の非常参集及び災害対策本部の設置の迅速化及び円滑化のため、非常参集訓練及び本部の設置運営訓練を実施する。

また、職員は自転車、バイク等により自宅から市役所までの所要時間を測定し、報告する。

(9) 情報収集及び伝達訓練

市は、災害時における情報の収集及び伝達活動が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により、情報の収集及び伝達に関する訓練を必要に応じて実施する。

(10) 広域防災訓練

広域応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練を実施する。

(11) 複合災害を想定した訓練の実施

地域特性に応じた複合災害（同時又は連續して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定した机上訓練等を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

訓練の実施に当たっては、より実践的な訓練となるよう訓練内容について工夫をするとともに、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。また、次回以降の訓練の参考にするため、訓練実施後には訓練成果をとりまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる。

(1) 実践的な訓練の実施

ア 訓練の実施機関は、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、避難行動要支援者に対する配慮を訓練に取り入れる等、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材等及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断が求められ、災害時における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的なものとなるよう工夫する。

また、災害対策業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

イ 自主防災組織、民間企業、N P O・ボランティア等、要配慮者を含めた地域住民等の地域に關係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努める。

ウ 避難行動要支援者個別避難計画による防災訓練を実施し、地域の支え合う力を常に發揮できるよう努める。

(2) 訓練の事後評価

訓練の実施機関は、訓練の実施後には評価を行い、防災体制の課題を明らかにし、必要に応じて、改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。

3 自主防災組織が実施する防災訓練

自主防災組織は地域防災力の向上のため、前記1で挙げた訓練を地域独自で定期的に実施する。

実施に当たっては、知識や技能の習得を行っている地域の防災士が、訓練の計画・運営等に積極的に関わる。また、市は自主防災組織が実施する訓練に必要な資機材や訓練の計画等に対して支援を行う。

第29節 災害復旧・復興への備え

(全部 (全課))

市は、災害廃棄物の処理を円滑かつ迅速に行うため、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の整備に努める。また、災害発生後、円滑で迅速な復旧・復興活動を行うために、平常時から復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制を整備する。

なお、災害復旧用資材の供給体制及び罹災証明書の発行体制の整備を図ることも、円滑で迅速な復興活動のためには重要である。

1 災害廃棄物の発生への対応

- (1) 災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努める。
- (2) 大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の整備に努める。また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性確保を図る。
- (3) 災害廃棄物対策指針等に基づき、県の災害廃棄物処理計画と整合した災害廃棄物処理計画を策定する。
- (4) 災害時に、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。
- (5) 県と連携し、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

2 データの整備

災害からの復興には、戸籍、住民情報（住民基本台帳）、不動産登記、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面、情報図面等のデータが必要となる。このため、市域に関する情報、資料等については、G I S（地理情報システム）等の構築により、データ管理・保存等を行う。

今後とも、G I Sを活用してこれらのデータを整備するとともに、必要なデータについては災害により消失しないように、また消失した場合もバックアップが可能な体制の整備を行う。

3 罷災証明書の発行体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受け入れ態勢の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

4 基金の積立

市は、災害時に備え、財政調整基金の維持、運用を図る。

第30節 自主防災組織等の育成に関する計画

(総務部 (危機管理課))

災害時に、被害の防止又は軽減のために、住民の自主的な防災活動が市や防災関係機関の活動と並んで必要であり、特に出火防止や初期消火、要配慮者に対する対応における役割は非常に重要なである。

地域における自主防災組織の組織的な活動により、出火防止や初期消火、要配慮者に対する対応における成果が期待される。

また、自主防災組織の日常の活動を通じて地域の連帯感の強化が期待されるなど、自主防災組織は、今日的な社会環境の中でも、その重要性を増しているといえる。今後、市全域に組織化されるよう、より積極的に自主防災組織の育成強化に努める。

1 地域住民等の自主防災組織の育成

市は、防災知識の普及・啓発活動と併せて自主防災組織の結成への働きかけを行うとともに、事業所等に対しても防火管理者を主体にした防災組織の結成を呼びかける。

2 自主防災組織の規模

地域の自主防災組織は、次の基本的な考え方に基づき、区を単位とし、これによりがたい場合は町内会又は町内会の連合体を単位にして、設置を推進する。

- (1) 住民が連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待される規模であること。
- (2) 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性を持っている地域であること。

3 組織づくり

基礎的住民自治組織である町内会組織を基盤にその自治活動の一環として、防災活動を組み入れ、自主防災組織を育成するとともに広域的な組織づくりを推進する。

したがって、町内会の区域内における消防団、防災士、婦人会、日赤奉仕団、民生児童委員、防犯指導員、交通指導員、その他地域団体と一体になり協調、連携の下に活動する。また、様々な世代の女性の視点が活動に反映されるような組織づくりに留意する。

4 自主防災組織の活動内容

(1) 平常時の活動

ア 災害に対する日ごろの備えや、災害時の的確な行動等防災知識の普及

- イ 情報の収集及び伝達、防災資機材を利用した初期消火、避難、救出・救護等の防災訓練の実施
- ウ 地域の安全点検に基づく防災カルテの作成、配布
- エ 要配慮者に関する情報の収集（プライバシーに対する配慮が必要）
- オ 防災資機材の備蓄の確認及び整備・点検
- カ 地域資源（重機等の資機材及び看護師保健師等経験者等）を把握し、協力を得られる体制を整える。

(2) 災害時の活動

- ア 情報の収集、伝達及び広報
- イ 出火防止、初期消火
- ウ 避難誘導活動
- エ 救出・救護の実施及び協力
- オ 炊き出し等の給食給水活動

5 活動環境の整備及び組織の活性化

- (1) 自主防災組織の資機材の整備を進めていくとともに、自主防災組織が活動する場を確保するため、既存の施設（公園、広場等）を活用し、防災活動の拠点としての整備を進める。
- (2) 組織の活性化を図るため、リーダー等に対する教育、研修を実施し、組織の活性化を図るとともに、地域住民に対して自主的な防災活動の普及拡大を図る。
- (3) 県が開催する研修等に参加し、自主防災組織等に対して育成強化を図ることができる体制づくりを進める。
- (4) 自主防災組織の活動が、男女共同参画の視点を反映した活動となるよう、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針（内閣府2013）」等に基づき、女性リーダーの育成及び女性の意思決定の場への参画等に努める。

また、自主防災組織の育成、強化のために研修等を実施する場合には、男女共同参画の視点からの災害対応について理解を深める内容を盛り込む。

6 各防災組織相互の連携

- (1) 地域の自主防災組織間及び事業所等の防災組織、自主防犯組織との連携を図るため、協議会等を設置し、相互の連絡応援体制を確立するよう指導する。
- (2) 地域の自主防災組織の活動実態を把握し、地域の課題や防災活動の活性化を図り、災害時に機能する組織づくりを推進する。
- (3) 自主防災組織と消防団の連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

第31節 企業防災に関する計画

(総務部(危機管理課) 産業振興部(商工観光課))

企業は、災害時、従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生など、多岐にわたる企業の果たす役割が求められている。

各企業において、これらの重要性を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の被害軽減方策の検討、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進が必要となる。

1 現状及び課題

災害時には、社屋や設備等の被災により企業活動が停止する可能性がある。活動停止から復旧に至るまでは、ある程度日数を要することが予想され、企業の経済的損失や地域経済に与える影響も大きくなる。また、火災、建築物の倒壊、薬液の漏洩などは周辺地域に与える影響も大きく企業の社会的損失も大きい。企業は、企業活動が停止したり、二次災害が発生することのないよう、あらかじめ各種災害に対処する企業の防災体制を充実する必要がある。

また、火災や建物倒壊、洪水などによる被害の拡大防止を図るために、地域住民等による自主防災活動が重要であることから、企業においても地域の一員として地域住民と共に積極的に防災活動に参加し、地域に貢献する姿が望まれる。

2 実施計画

- (1) 県又は市職員による住民向け講座などの啓発活動や研修により、企業のトップから従業員に至るまでの防災知識の向上、防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。
- (2) 中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。
- (3) 企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

〔企業が実施する計画〕

- (1) 企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるものとする。
- (2) 強風による屋根材等の飛散・落下や建築物の損壊、看板等の飛散・転倒を抑制とともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の

確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進に努める。特に食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県、市町村等との協定の締結や、防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

- (3) 組織力を生かした地域活動への参加、自主防災組織との協力など地域社会の安全性向上への貢献に努める。
- (4) 防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認対策に努める。
- (5) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。
- (6) 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに、従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

第32節 ボランティア活動の環境整備

(市民生活部 (市民課))

大規模災害時において、自発的に応援活動を行うボランティアの存在が発災直後から復旧過程において非常に大きな役割を果たすことになるため、市では、社会福祉協議会と協力してボランティアの受入体制を整え、ボランティア活動が円滑に行われるよう支援するとともに、ボランティアの育成に努める。

1 ボランティアの事前登録及び啓発活動

(1) 事前登録

災害時において必要となるボランティア活動の内容は、炊き出し等の救援活動、情報の収集伝達、医療救護活動、要配慮者の介護、物資、資材の輸送配分、障がい者、外国籍住民への情報伝達のための通訳等多種多様である。こうした多様なボランティア活動が適時適切に行われるためには、あらかじめ災害時に救援活動を行いうるボランティアの所在、活動内容等を把握しておくことが求められるところであり、事前登録制度の推進を図ることが必要である。

(2) 啓発活動

市社会福祉協議会及び日本赤十字社等が行うボランティアの事前登録の推進について、住民に対する啓発普及を図る等その支援に努めるとともに、日ごろから講習会、訓練、広報こもろ等によりボランティア活動への参加促進についてPRを行う。

2 ボランティア活動の環境整備

(1) 災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から地域団体、N P O・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、N P O・ボランティア等と協力して、災害時のボランティアとの連携の方法について検討し、速やかに始動できる体制を構築する。

(2) 防災ボランティアの活動環境として、長野県災害時支援ネットワークと協力し、行政（県及び市）・社会福祉協議会・N P O等の三者連携により、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営、在宅避難者の支援等、被災者支援のための人材育成の制度、災害時における防災ボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者のボランティアニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

(3) 社会福祉協議会、N P O等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。また、地域住民やN P O・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

(4) 社会福祉協議会と平常時から相互に協力し、防災訓練等を通じて、災害ボランティアセン

ターの設置・運営における連携体制を整える。

また、市は、災害時における官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターを運営する市社会福祉協議会との役割分担等をあらかじめ定めるよう努める。特に市災害ボランティアセンターの設置予定場所については、本計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておく（資料3-48参照）。

3 ボランティア・NPO等関係団体間の連携

(1) 団体間の連携強化

災害時においては、広範なボランティア活動が必要となることから、今後災害救援等のボランティア活動についての認識の共有化や各組織の活動分野、能力等の事前把握を行い、総合的効果的な活動が行えるよう団体間の連携の強化を図っていくことが必要である。

(2) 連絡協議会の設置

市は、長野県災害時支援ネットワーク、県内外の専門性の高いNPO等と連携し、ボランティア団体相互間の連携を深めるため、連絡会議等の設置を推進するとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努める。

4 ボランティアコーディネーターの養成

- (1) 県、県社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部、長野県災害時支援ネットワーク等関係機関の指導と協力の下、ボランティアコーディネーター養成研修の実施や、全国社会福祉協議会が開催するより実践的で高度な養成研修への参加促進を図るなど、ボランティアコーディネーターの養成及び資質向上に努める。
- (2) 災害時、ボランティアコーディネーターは自主防災組織とボランティアとの間を調整する役割も求められることが予想されるため、市は、自主防災組織育成の中で、地域のリーダー及び防災士がコーディネーターの役割も担えるよう養成する。

第33節 風水害対策に関する調査研究及び観測

(全部 (全課))

台風、集中豪雨等の風水害は、毎年のように県内に被害をもたらしており、ときには、大きな被害が発生している。

近年の高齢化等に伴う要配慮者の増加、ライフライン施設への依存度の増大、居住地域の拡大等災害要因は一層多様化しているため、市は各機関と連携し、風水害に関する情報収集整理、科学的な調査研究等に協力し、総合的な風水害対策の実施を図る。

1 気象観測及び警報等に必要な施設の整備

小諸消防署に設置している観測施設は、風速・風向・温度・湿度・雨量を計測し記録しているが、その維持整備により、警報等の的確にして時宜を得た資料の提供に努めるとともに、今後も必要に応じて市内の各所に観測機器を設置し、観測体制の強化を図る。

2 風水害に関するデータの累積

国・県等が行う、観測施設の設置等に積極的に協力し、市内のデータの累積に努める。

3 防災アセスメント

地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、防災アセスメントを実施し、その結果を反映した災害予防計画の実施に努める。

第34節 観光地の災害予防計画

(産業振興部(商工観光課))

観光地の災害対策については、地理状況に不案内な観光客が多数存在する状況にあるため、地域住民による自主防災組織での応援体制の整備を図る。

また、近年増加している外国人旅行者について防災対策の一層の充実を図る。

1 観光地での観光客の安全確保

- (1) 観光地の自治組織、観光施設の管理者に働きかけ、自主防災組織を設置し、災害時の観光客への避難体制を整備する。
- (2) それぞれの観光地に起こりうる災害を想定し、組織体制、連絡体制、防災設備、通信設備の整備や避難訓練を行う。

2 外国人旅行者の安全確保

- (1) 災害時に外国人旅行者へ指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路を周知するため、避難経路標識の簡明化、多言語化に努める。
- (2) 関係機関、関係団体等と連携し、外国人旅行者に対する情報提供体制の整備に努める。
- (3) 観光地の観光案内所における災害時の外国人旅行者避難誘導体制を整備する。

第35節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

(総務部 (危機管理課))

市の一定の地区内の居住者及び事業者が、「自助」・「共助」の精神に基づき、市と連携して、自発的に地区における防災活動を担う例もあることから、これらの自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、各地区の特性に応じて、コミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」を本計画に定める。

1 地区防災計画の作成

本計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定める。

また、地区居住者の参加の下、地域防災力の充実強化のための具体的な事業に関する計画を定める。

なお、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

〔住民及び事業所を有する事業者〕

市内の一定の地域内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

第1節 非常参集職員の活動

(全部 (全課))

市内に災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、法令及び本計画の定めるところによってその活動体制に万全を期する。

この場合において、市は防災関係機関の協力を得て、組織を挙げて災害応急対策活動に当たるものとする。

1 活動体制

災害応急対策に対処するため、状況下に応じ次の活動体制をとる。

活動体制	活動内容	活動開始基準	活動期間
準備体制	防災担当、当直者等が防災気象情報の把握に努め、気象状況の進展を見守る。	○大雨注意報が発表されたとき。 ○千曲川が水防団待機水位を超えることが確実となったとき（塩名田観測所で2.2mの水位）。	基準に該当したときから、注意報等が解除されたとき、又は総務部長が配備の必要がないと認めたとき及び他の体制に移行したときまで。
事前体制	○総務部職員を配置し、高齢者等避難の発令の判断及び防災気象情報の分析、専門機関との情報交換ができる体制とする。 ○総務部長が必要と認めた場合、部内職員による増員を行う。	○台風情報で、台風の暴風域が24時間以内に市にかかると予想されている、又は台風が24時間以内に市に接近することが見込まれるとき。 ○大雨注意報が継続し、災害発生のおそれがあるとき、又は大雨警報が発表されたとき。 ○千曲川が氾濫注意水位を超えることが確実となったとき（塩名田観測所で3.0mの水位）。	基準に該当したときから、警報等が解除されたとき、又は総務部長が配備の必要がないと認めたとき及び他の体制に移行したときまで。
警戒体制 〔警戒対策本部設置〕	○警戒対策本部を設置し、避難指示の発令が判断できる体制とする。 ○各部局連絡網の確認、情報収集を行う。 ○災害関係課等の職員で情報収集活動が円滑に行いうる体制とする。 ○専門機関とのホットラインが活用できる体制とする。 ○要配慮者の避難場所受入体制の準備ができる要員を確保する。	○大雨警報が発表されており、災害発生のおそれがあるとき。 ○台風情報で、台風の暴風域が12時間以内に市にかかると予想されている、又は台風が12時間以内に市に接近することが見込まれるとき。 ○千曲川が避難判断水位を超えることが確実となったとき（塩名田観測所で3.3mの水位）。	基準に該当したときから、警報等が解除されたとき、又は市長が配備の必要がないと認めたとき及び他の体制に移行したときまで。
応急体制 〔災害対策本部設置〕	○災害対策本部を設置し、応急対策活動が円滑に実施できる体制とする。 ○あらかじめ定めた防災対応の全職員が体制に入る。	○土砂災害警戒情報が発表されたとき。 ○千曲川が氾濫危険水位を超えることが確実となったとき（塩名田観測所で3.9mの水位）。	基準に該当したときから、警報等が解除されたとき、又は市長が配備の必要がないと認めたとき及び他の体制に移行したときまで。

2 配備体制の決定及び配備指令の伝達

(1) 勤務時間内

ア 危機管理課長は、気象警報・注意報等、災害に関する情報等を入手したときは、直ちに総務部長に報告する（図①）。

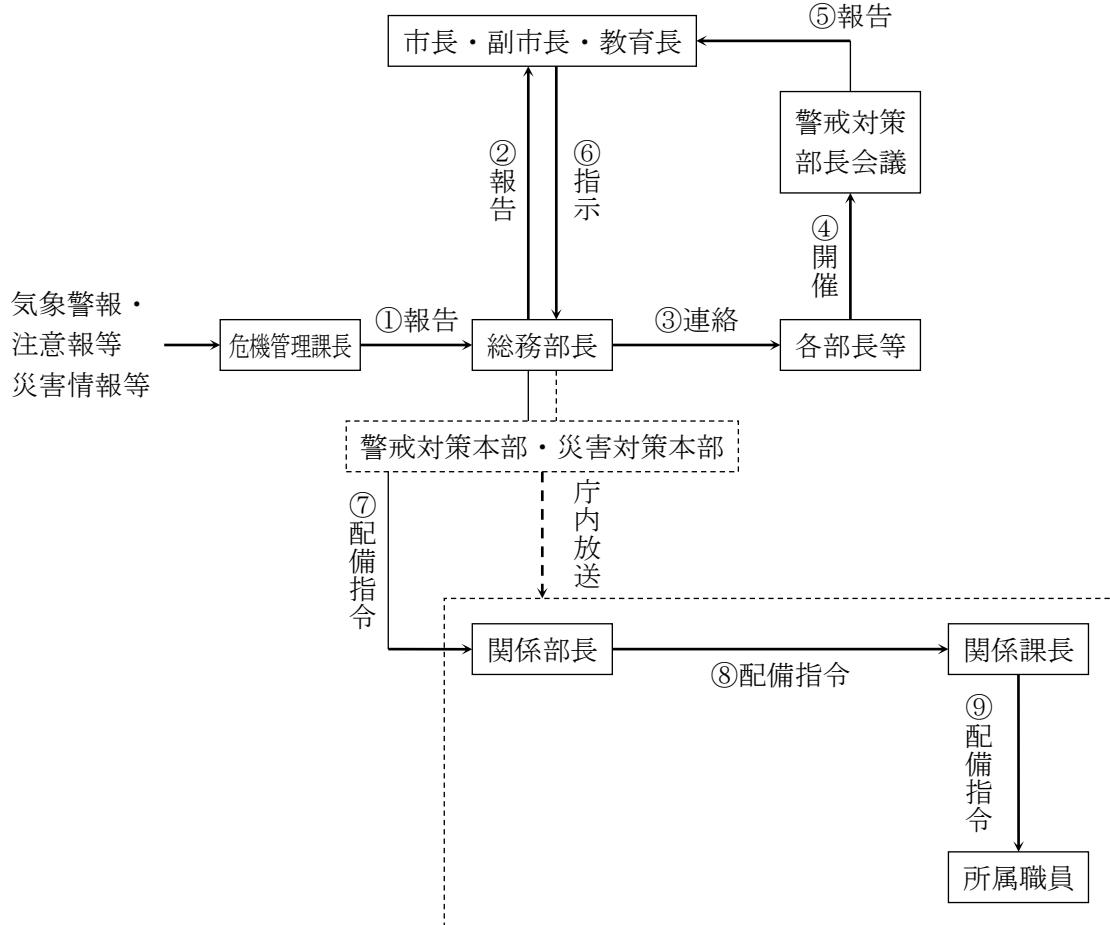
イ 総務部長は、危機管理課長の報告を受けたときは、市三役に報告する（図②）とともに、警戒対策部長会議を開催するため、各部長等に通知する（図③④）。

ウ 警戒対策部長会議では、配備体制の要否及びその種類について検討し、その結果を市三役に報告する（図⑤）。

エ イ（図②）又はウ（図⑤）により報告を受けた市長は、配備が必要であると認めたときは、前記1に掲げるいずれかの配備を命ずる（図⑥）。

オ 市長が配備を指示したときは、総務部長は関係部長に配備指令を伝達する（図⑦）とともに、庁内放送により職員に周知する。

カ 関係部長は、配備指令に基づき所属職員に指示し、配備につかせる（図⑧⑨）。



（注）事態が緊急を要する場合や、災害が発生し被害情報を入手した場合においては、
①の報告を受けた総務部長は、市三役への報告を行う（図②）とともに、関係部長
に対し、必要な要員を確保して応急対策に当たるよう通知する（図⑦～⑨）。

(2) 勤務時間外

ア 当直者は、気象警報・注意報等、災害に関する情報等を入手したときは、直ちに危機管

理課長（連絡がとれないときは総務部長）に報告する（図①①'）。

イ 総務部長は、危機管理課長又は当直者の報告を受けたときは、市三役に報告する（図②）

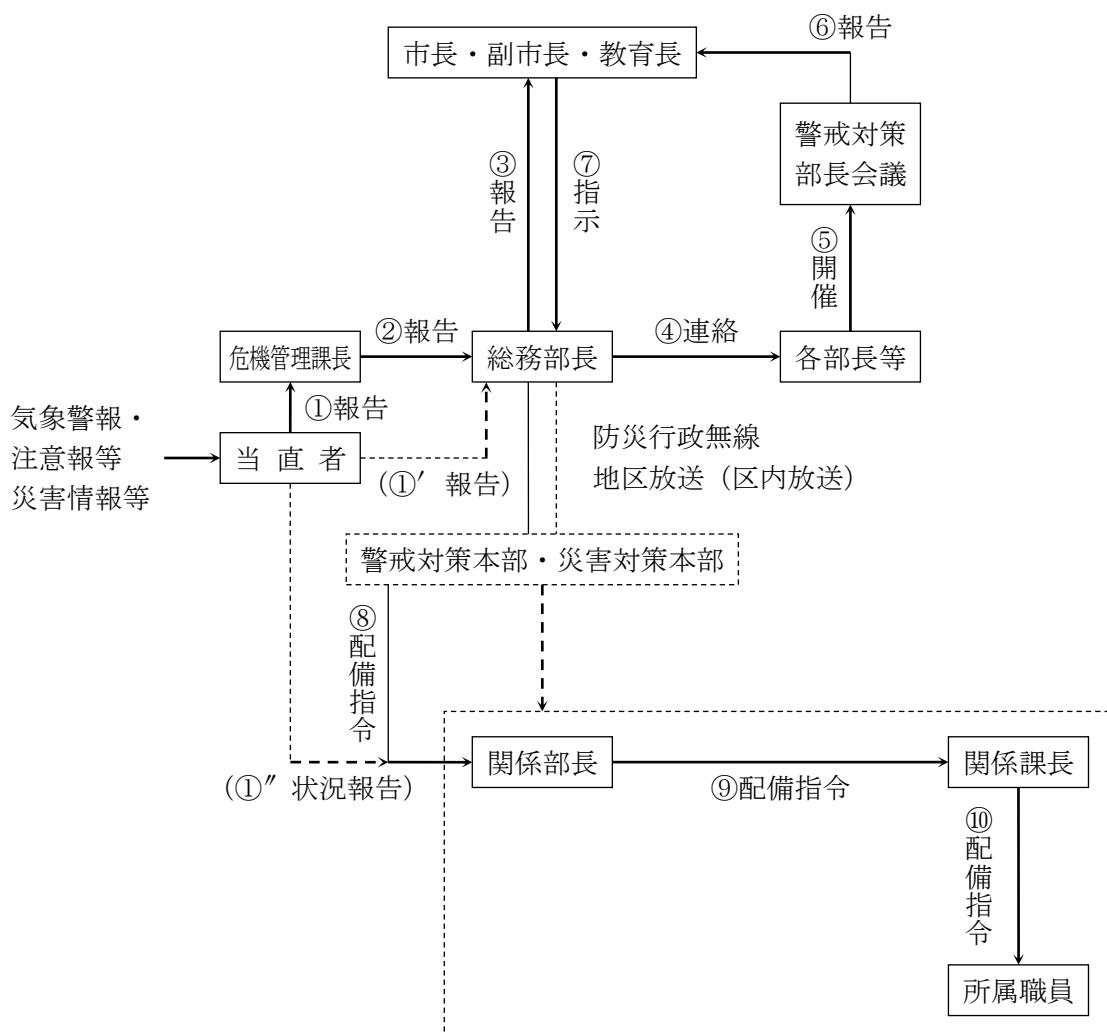
③とともに、警戒対策部長会議を開催するため、各部長等に登庁するよう電話等により通知する（図④⑤）。

ウ 警戒対策部長会議では、配備体制の要否及びその種類について検討し、その結果を市三役に報告する（図⑥）。

エ イ（図③）又はウ（図⑥）により報告を受けた市長は、配備が必要であると認めたときは、前記1に掲げるいずれかの配備を命ずる（図⑦）。

オ 市長が配備を指示したときは、総務部長は関係部長に配備指令を電話等により伝達する（図⑧）。

カ 関係部長は、配備指令に基づき所属職員に指示し、配備につかせる（図⑨⑩）。



(注) 事態が緊急を要する場合や、災害が発生し被害情報を入手した場合においては、災害情報を入手した当直者は、危機管理課長（連絡がとれないときは総務部長）への報告を行う（図①①'）とともに、関係部長に状況を報告する（図⑪）。報告を受けた関係部長は、配備指令を待たずに必要な要員を確保して応急対策に当たる（図⑨⑩）。

3 職員の参集

(1) 動員配備人員の一般的基準

部	課	警戒体制	応急体制	第1次配備体制	第2次配備体制
本部会議 (市長・副市長・教育長・部長・課長等)		警戒対策本部 (部長・課長・係長等)	災害対策本部 (部長・課長・係長等)	災害対策本部 (各課長が所属のうちから指名する者)	災害対策本部 (所属職員全員)
総務部	危機管理課	所属職員全員	所属職員全員	所属職員全員	所属職員全員
	総務課	課長 職員係長 総務係長	課長 職員係長 総務係長	左記職員 所属係長 各課長が所属のうちから指名する者	//
	企画課	課長 秘書係長 企画広報係長	課長 秘書係長 企画広報係長	//	//
	財政課	課長	課長	//	//
	消防課	課長	課長 消防団長		
市民生活部	市民課			//	//
	税務課			//	//
	人権政策課			//	//
	生活環境課			//	//
保健福祉部	健康づくり課			//	//
	福祉課			//	//
	高齢福祉課			//	//
	こども家庭支援課			//	//
産業振興部	商工観光課	課長	課長	//	//
	懐古園事務所			//	//
	農林課	課長	課長	//	//
建設水道部	建設課	課長	課長	//	//
	都市計画課			//	//
	下水道課			//	//
	上水道課	課長	課長	//	//
会計課				//	//
教育委員会事務局	学校教育課			//	//
	文化財・生涯学習課			//	//
	スポーツ課			//	//
議会事務局				//	//
監査委員事務局 (兼選挙管理委員会事務局)				//	//

(2) 職員の自主参集

ア 職員は日ごろからテレビ、ラジオ等の災害関係情報に十分注意し、災害時はテレビやラジオによる情報、周囲の状況から被害甚大と判断される場合、速やかに登庁するものとする。

イ 激甚な被害が発生し、電話等通信連絡が不能になっている場合、職員は初動マニュアルに基づく判断により自主参集し、災害対策本部の事務分掌につき、指示命令を受けるものとする。

(3) 参集時の留意事項

参集時、職員は、次の点に留意する。

服 装	・応急活動ができる服装とし、安全な靴、帽子又はヘルメット、手袋
携 行 品	・筆記具 ・携帯ライト ・携帯ラジオ ・タオル ・飲料水、食料 ・応急医薬品等
緊 急 措 置	・参集途上において、火災の発生、又は人身事故に遭遇したときは、住民の協力を求め、消火・救急・救助活動を行う。ただし、現場に消防職員がいるときは、その活動を引き継ぎ、市庁舎に直行する。
被災状況報告	・鉄道、幹線道路等の状況 ・建物の倒壊、損傷の状況 ・火災の発生、消火活動の状況 ・被災者、救助活動の状況 ・ライフラインの状況

4 災害対策本部の設置

(1) 設置基準及び設置場所

市長は、市全域にわたって災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、あるいは局地的な災害であっても甚大な被害を受けたときには、小諸市災害対策本部（以下「本部」という。）の設置場所は次の順位とする。

第1位 小諸市役所3階第1・2会議室

第2位 小諸消防署3階大会議室

(2) 災害対策本部の組織

ア 本部長（市長）

本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

イ 副本部長（副市長・教育長）

副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

ウ 本部員（部長職の職員及び危機管理課長、総務課長、企画課長、財政課長、建設課長、上水道課長、商工観光課長、農林課長、消防課長、消防団長、秘書係長、企画広報係長、職員係長、総務係長、危機管理防災係長）

本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

エ 本部会議

(ア) 本部会議は、本部長、副本部長、本部員をもって構成し、災害対策に関する重要事項

を協議決定する。

- (イ) 本部会議は、本部長が招集し、主宰する。
- (ウ) 本部員は、災害対策に関し、本部会議に付議する必要があると認めるときは、本部会議の開催を要請することができる。
- (エ) 本部会議の開催に当たっては、本部員全てがそろわないことも考慮し、本部長等の判断により参集可能な範囲での迅速な開催を図る。

(3) 本部の内部相互間の応援

- ア 本部長は、災害の状況及び応急対策活動の状況により、各部の職員を相互に応援させる。
- イ 各部長は、所管の状況により応援を必要とするときは、速やかに総務対策部長に応援を要請する。
- ウ 総務対策部長は、各部から応援を要請されたときは、速やかに本部長の指示を受け、各部の業務内容を勘案し他の部から応援職員を動員し派遣する。

(4) 災害対策本部の廃止

本部長は、市内の地域において、災害が拡大するおそれがなくなった場合で、次に掲げる状況から災害応急対策がおおむね完了したと判断できるときは、本部を廃止する。

- ア 災害救助法による応急救助が完了したとき。
- イ 公的避難所の廃止、仮設住宅の整備の完了等当面の日常生活の場が確保されたとき。
- ウ 災害援護資金等、各種の公的資金制度等による被災者支援が講じられたとき。
- エ 被害数値がおおむね確定したとき。
- オ 災害応急対策から災害復旧対策への移行が判断できるとき。

(5) 現地災害対策本部の設置

災害の状況により本部長が必要と認めるときは、災害現場付近に現地災害対策本部を設置し、迅速かつ的確な対応活動の指揮を行うこととする。

ア 現地災害対策本部の開設

- (ア) 本部長は職員のうちから現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員を指名し、現地へ派遣する。

- (イ) 現地災害対策本部を開設したときは、立看板、のぼり等で表示する。

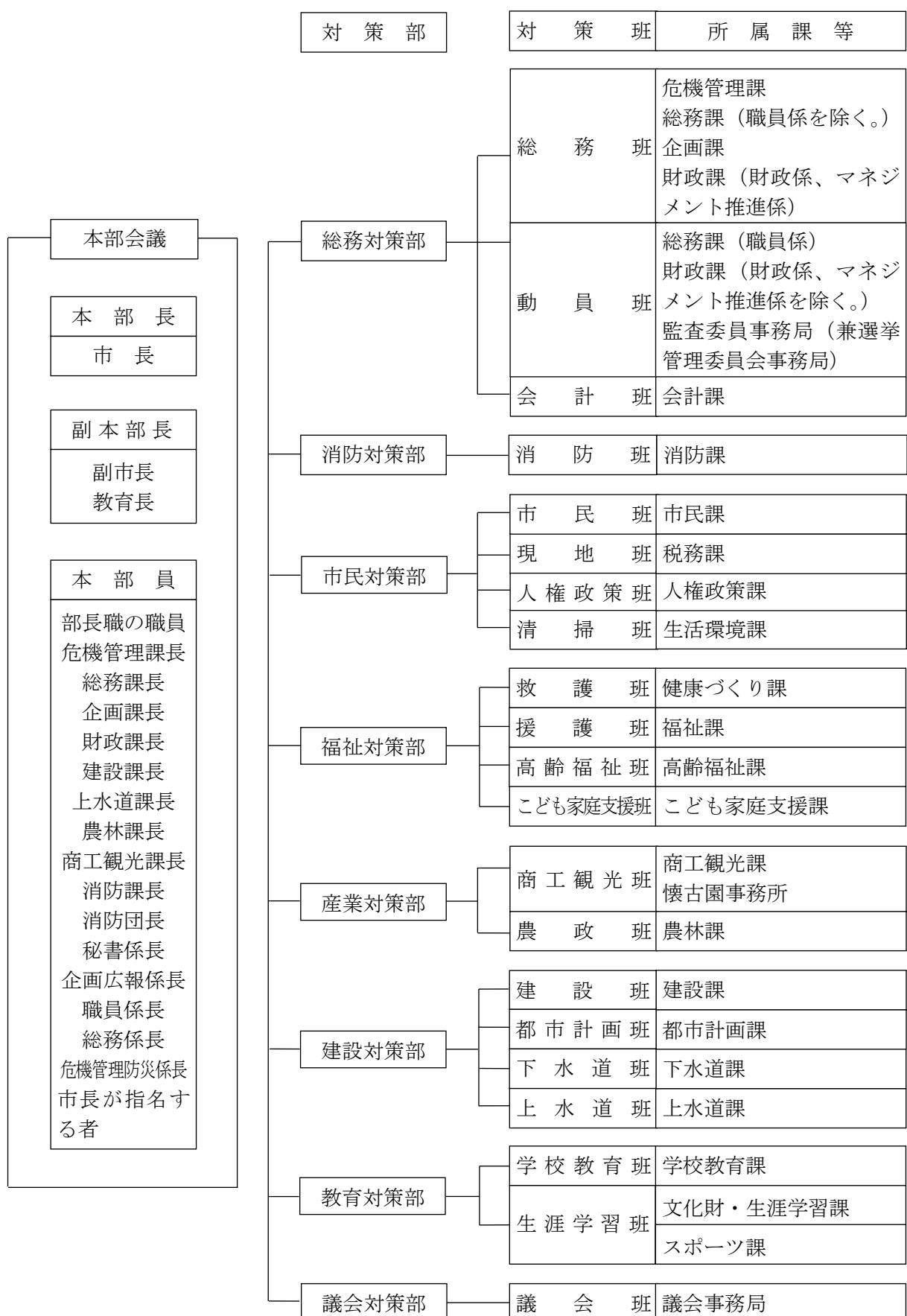
イ 現地災害対策本部の責務

- (ア) 災害の状況、災害現場出動部隊の活動状況を的確に把握し、住民の安全確保、被害の拡大防止をする。

- (イ) 出動機関相互間の指揮及び情報連絡体制の総括を図る。

- (ウ) 入手した情報を逐次災害対策本部へ報告する。

災害対策本部組織図



各部・班の事務分掌

対策部 (◎部長)	対策班 (◆班長/◇副班長)	主な事務分掌
総務対策部 ◎総務部長	総務班 ◆危機管理課長 ◇総務課長 ◇企画課長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の運営及び本部内の部間調整に関すること。 ・区長会等関係機関との連絡調整に関すること。 ・被害状況の県及び関係機関への取りまとめ及び報告に関すること。 ・災害救助法の事務、総括に関すること。 ・自衛隊の災害派遣要請、連絡調整に関すること。 ・ヘリコプターの運航要請、ヘリポートの設置に関すること。 ・浅間山の立入規制に関すること。 ・高齢者等避難、避難指示に関すること。 ・緊急輸送に関すること。 ・防災無線の管理と無線機の配備、運用等に関すること。 ・庁舎内の保全対策と庁内通信施設の保全、運用に関すること。 ・各報道機関との連絡調整及び対応に関すること。 ・ボランティアの受入れ、配置に関すること。 ・浅間連峰地区山岳遭難防止対策協会との連絡調整に関すること。
	動員班 ◆財政課長 ◇職員係長 ◇監査委員事務 局長 (兼選挙管理委 員会事務局長)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害経費の予算処理に関すること。 ・職員の動員、割振りに関すること。 ・職員の勤務把握及び配置替えに関すること。 ・派遣職員等の受入れに関すること。 ・公用車の管理及び配車に関するこ (車載無線機の公用車を除く。)。 ・災害対策物品の調達に関すること。
	会計班 ◆会計課長 ◇会計係長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害経費の出納に関すること。 ・義援金の受入れ、保管及び配分に関すること。
消防対策部 ◎消防課長	消防班 ◆消防係長	<ul style="list-style-type: none"> ・火災、水防、気象情報等の収集及び報告に関すること。 ・佐久広域連合及び消防署との連絡調整に関すること。 ・長野県広域消防相互支援協定に基づく応援要請に関すること。 ・消防団との連絡協定に関すること。 ・ヘリポートの運営に関すること。 ・被災者の救助及び救急活動に関すること。 ・火災警報の発令、伝達に関すること。 ・火災水害等の警戒防御に関すること。 ・消防施設の保全、被害状況の調査報告に関すること。 ・被災地の警戒に関すること。 ・応急資機材の調達及び確保に関すること。

市民対策部 ◎市民生活部長	市民班 ◆市民課長	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の安否問い合わせに対する対応に関すること。 ・罹災証明の発行窓口の設置に関すること。 ・遺体の収容所の開設に関すること。 ・埋火葬に関すること。 ・避難所の開設・管理運営に関すること。 ・避難所の物資の輸送に関すること。
	人権政策班 ◆人権政策課長	<ul style="list-style-type: none"> ・人権センター・集会所の被害状況調査、応急対策、利用者の安全確保に関すること。 ・避難所の開設・管理運営に関すること。 ・避難所の物資の輸送に関すること。
	現地班 ◆税務課長	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の避難所への誘導に関すること。 ・被災地及び被災世帯の被害状況の収集、報告に関すること。 ・被災者のための総合窓口の設置及び運用に関すること。 ・被災地の警戒及び救護活動に関すること。 ・本部と被災者との連絡に関すること。 ・被災者に対する税の減免及び徴収猶予の措置に関すること。 ・住民への広報活動に関するこ (同報系防災無線、広報車、各区への放送依頼)。 ・避難所の開設・管理運営に関すること。 ・避難所の物資の輸送に関すること。
	清掃班 ◆生活環境課長	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃施設の被害状況調査及び応急対策に関するこ。 ・災害廃棄物及び廃棄物処理に関するこ。 ・し尿処理に関するこ (仮設トイレの設置)。 ・防疫に関するこ (消毒・検水調査)。 ・浅瀬環境施設組合との連絡調整に関するこ。 ・死亡獣畜処理に関するこ。 ・交通規制処理に関するこ。 ・避難所の開設・管理運営に関するこ。 ・避難所の物資の輸送に関するこ。
福祉対策部 ◎保健福祉部長	救護班 ◆健康づくり課長 ◇健康支援係長	<ul style="list-style-type: none"> ・医療救護活動に関するこ (救護所の開設、日赤救護班等への応援要請及び協力)。 ・三師会災害対策本部への派遣要請及び協力に関するこ。 ・医療品等の調達・確保に関するこ。 ・助産に関するこ。 ・医療施設の被害状況調査及び応急対策に関するこ。 ・感染症対策に関するこ。
	援護班 ◆福祉課長 ◇保護社会係長	<ul style="list-style-type: none"> ・支援物資・義援物資の受入れ・仕分け・配分に関するこ (物資輸送拠点における管理)。 ・避難所の開設・管理運営に関するこ。 ・被災者への生活必需品の給付又は貸与に関するこ。 ・避難者の援護及び避難者名簿の作成に関するこ。 ・障がい者福祉施設の被害状況調査及び応急対策と入所者の安全確保に関するこ。 ・在宅障がい者に対する援護措置に関するこ。

		<ul style="list-style-type: none"> ・災害見舞金に関すること。 ・災害義援資金の貸付に関すること。 ・福祉避難所に関すること。 ・日赤奉仕団、民生児童委員との連絡調整に関すること。
	高齢福祉班 ◆高齢福祉課長	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設の被害状況調査及び応急対策と入所者の安全確保に関すること。 ・避難所の開設・管理運営に関すること。 ・避難者の援護及び避難者名簿の作成に関すること。 ・福祉避難所に関すること。 ・在宅高齢者に対する援護措置に関すること。
	こども家庭支援班 ◆こども家庭支援課長	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所の被害状況調査及び応急対策に関すること。 ・保育園児の安全確保に関すること。
産業対策部 ◎産業振興部長	商工観光班 ◆商工観光課長 ◇懐古園事務所長	<ul style="list-style-type: none"> ・商工業関係の被害状況調査及び応急対策に関すること。 ・観光施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 ・登山者の確認及び救援に関すること。 ・市営観光施設利用者の安全確保に関すること。 ・動物園の猛獣等の措置に関すること。 ・商工業関係の災害資金の融資あっせんに関すること。 ・商工業者からの食料、生活必需品等の調達及び確保に関すること。
	農政班 ◆農林課長	<ul style="list-style-type: none"> ・農林業用施設等の被害状況調査及び応急対策に関すること。 ・農林産物の被害状況調査及び応急対策に関すること。 ・応急復旧用資機材、人員の調達及び確保に関すること。 ・主要食料の調達及び確保に関すること。 ・営農資金、農林漁業資金等の融資あっせんに関すること。 ・交通の確保に関する事（障害物の除去、農道中心）。 ・病虫害防除に関する事。
建設対策部 ◎建設水道部長	建設班 ◆建設課長	<ul style="list-style-type: none"> ・避難情報等の発令のための巡回による調査に関する事。 ・公共土木施設、水防施設、公営住宅の被害状況調査及び応急対策に関する事。 ・建設業協会及び建設協議会との災害協定に基づく連絡調整に関する事。 ・応急復旧用資機材、人員の調達及び確保に関する事。 ・緊急輸送道路に関する事。 ・交通の確保に関する事（障害物の除去、市道中心）。 ・建物の応急危険度判定に関する事。 ・応急仮設住宅の設置及び住宅の応急修理に関する事。 ・被災住宅に関する融資あっせんに関する事。
	都市計画班 ◆都市計画課長	<ul style="list-style-type: none"> ・都市施設の被害状況調査及び応急対策に関する事。 ・応急復旧用資機材、人員の調達及び確保に関する事。
	下水道班	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事。

	◆下水道課長	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設応急復旧用資機材人員の調達及び確保に関すること。 ・下水道指定工人組合との連絡調整に関すること。
	上水道班 ◆上水道課長	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 ・飲料水の確保及び供給に関すること。 ・小諸市水道施設等の指定管理者との連携に関するこ ・給水資機材、水道施設応急復旧用資機材人員の調達及び確保に関するこ ・市水道工事協会との災害協定に基づく連絡調整に関するこ
教育対策部 ◎教育次長	学校教育班 ◆学校教育課長	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育関係施設の被害状況調査及び応急対策に関するこ ・児童生徒等の安全確保と被災状況の把握に関するこ ・災害時の応急教育の実施に関するこ ・学用品等の調達及び確保に関するこ ・学校教育施設が避難所となつた場合の避難所の管理運営に関するこ
	生涯学習班 ◆文化財・生涯 学習課長 ◇スポーツ課長	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育施設、文化財、社会体育施設の被害状況調査及び応急対策に関するこ ・施設利用者の安全確保に関するこ ・社会教育施設、社会体育施設が避難所となつた場合の避難所の管理運営に関するこ
議会対策部 ◎議会事務局長	議会班 ◆議会事務局次 長	<ul style="list-style-type: none"> ・議員との連絡調整に関するこ ・市議会に関するこ

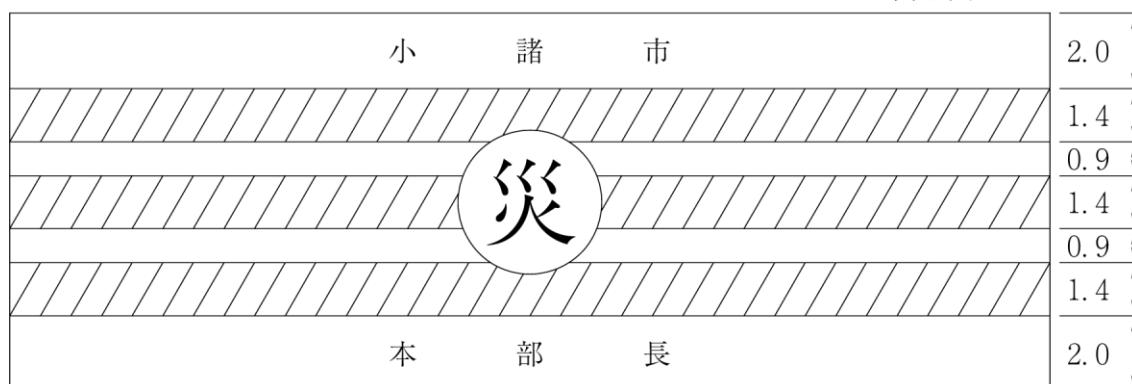
5 腕章及び標識

本部の職員が災害応急活動に従事するとき及び本部で車両を使用するときは、活動の円滑化のため次の腕章及び標識をつける。

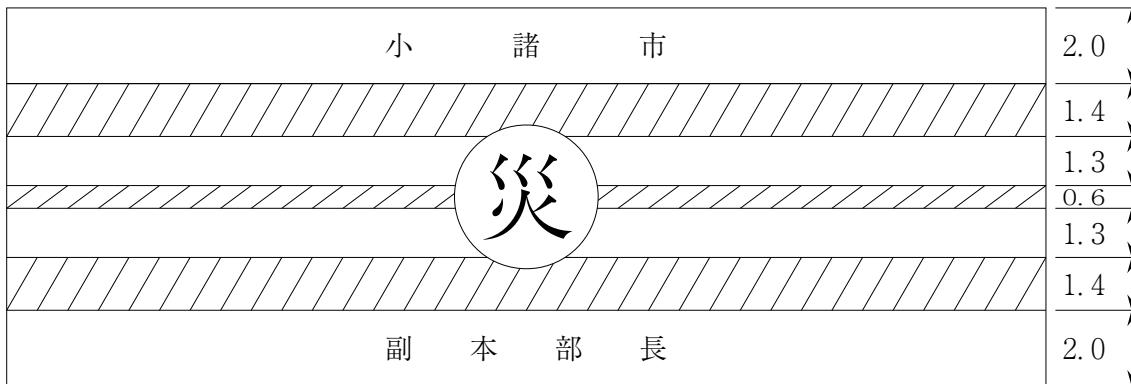
(1) 腕 章

(本部長用)

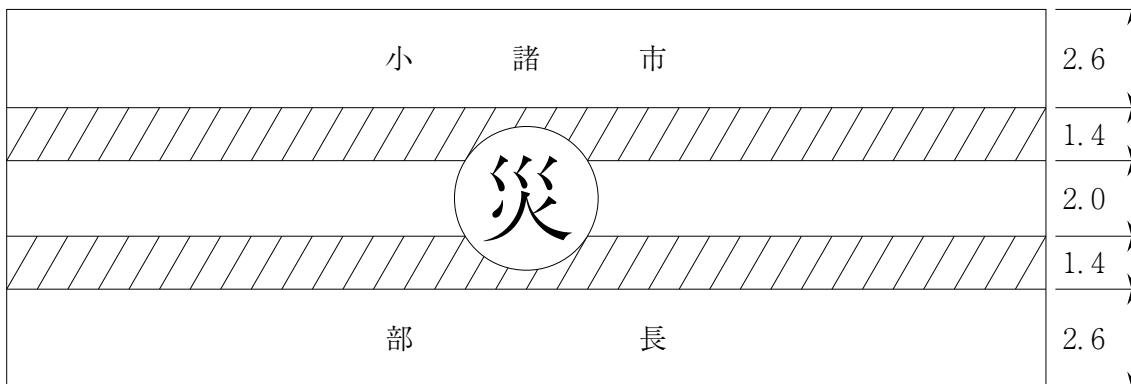
寸法単位 = cm



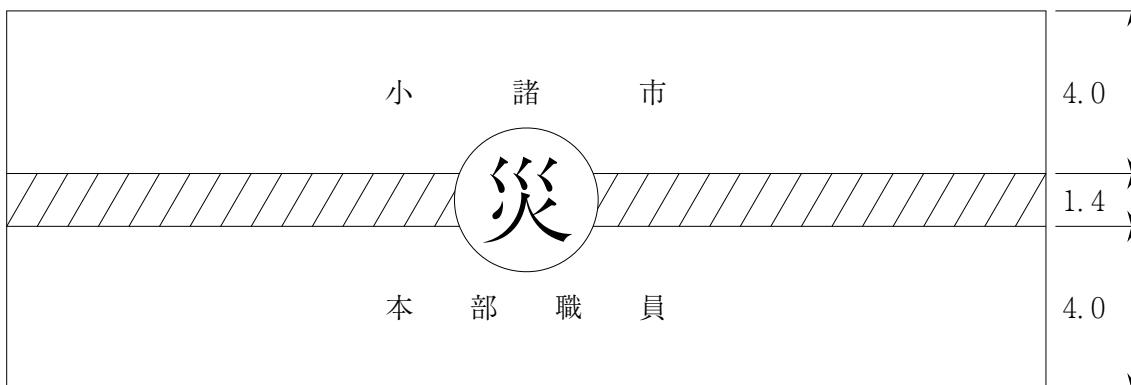
(副本部長用)



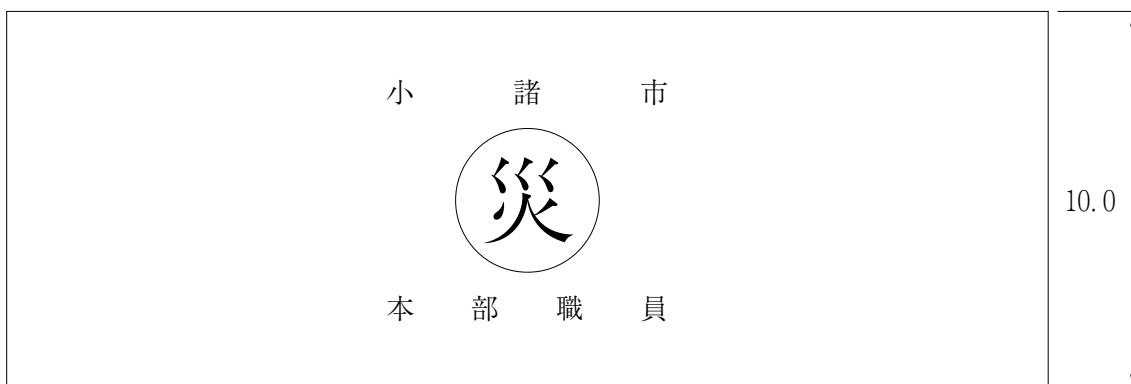
(部長用)



(班長用)



(班員用)

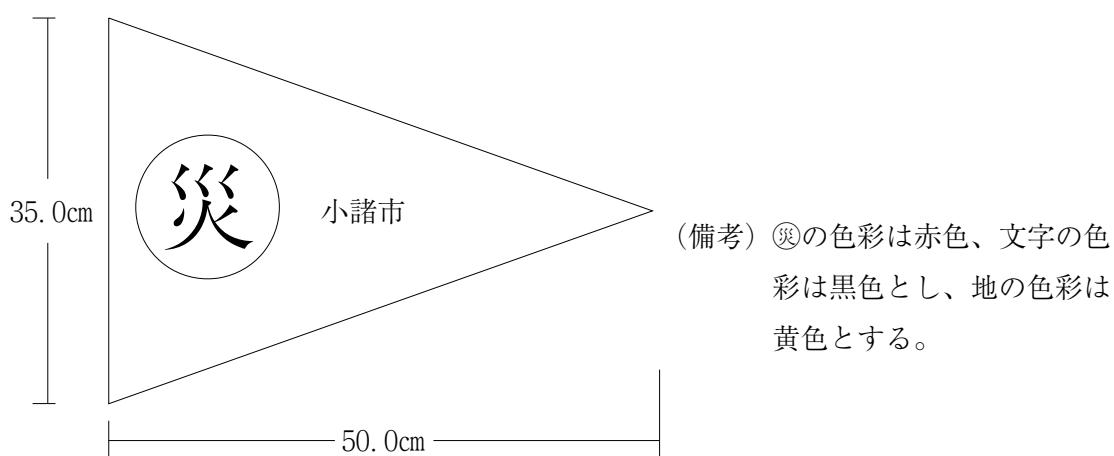


備考 1 腕章の大きさは長さ40cm、幅10cmとする。

2 中央の「災」の円の直径は、4.5cmとする。

3 斜線及び災の色彩は赤色、文字の色彩は黒色とし、地の色彩は黄色とする。

(2) 標識



(3) 保安帽及び作業帽の周章

	保安帽及び作業帽の周章 (mm)
本部長	
副本部長	
部長	

班長	
班員	(周章なし)

備考 1 保安帽の周章色彩は赤色、前部には市章、左には小諸市と表示する。

2 作業帽の周章色彩は白色、前部には市章とする。

第2節 災害直前活動

(全部 (全課))

風水害については、災害発生の危険性をある程度は予測することが可能であり、被害を軽減するためには、気象警報・注意報、土砂災害警戒情報等（以下「気象警報・注意報等」という。）の住民に対する伝達、迅速な避難誘導等、災害の未然防止活動等の災害発生直前の活動が極めて重要である。特に、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう対策を行うことが必要である。

1 気象警報・注意報等の受領・伝達

(1) 市

ア 勤務時間内

- (ア) 長野地方気象台から発表されている気象警報・注意報等は、危機管理課長が受領し、総務部長に報告する。
- (イ) 総務部長は、受領した気象警報・注意報等を消防機関その他の関係機関に連絡とともに、府内ネットワーク等により各課に周知させる。また、状況により防災行政無線等で住民に周知する。

イ 勤務時間外

- (ア) 勤務時間外に長野地方気象台から発表され、通知される気象警報・注意報等は、危機管理課において受領できる場合を除き、当直者が受領する。
- (イ) 当直者は、気象警報・注意報等を受領したときは、危機管理課長（連絡が取れないときは総務部長）へ連絡する。また状況に応じて非常参集職員活動体制計画による警戒体制担当者及び消防機関、消防団に連絡する。
- (ウ) (イ)により当直者からの連絡により登庁した警戒体制担当者は、当直者から気象警報・注意報等を受領し、それぞれ所属長（状況により市長、副市長）に報告する。

(2) 消防署

関係機関から連絡を受けた気象警報・注意報等の状況により、防災行政無線等の方法により住民に警報する。

(3) 区 長

市から通知を受けた気象警報・注意報等の状況により、防災行政無線（区内放送）、その他の方法により住民に周知する。

2 気象警報・注意報等の伝達活動

気象警報・注意報等を迅速かつ適切に伝達することは、災害発生直前に適切な行動をし、人的、物的被害を回避するためにも重要である。

関係機関は、別紙2の「警報等伝達系統図」により気象警報・注意報等の伝達活動を行う。

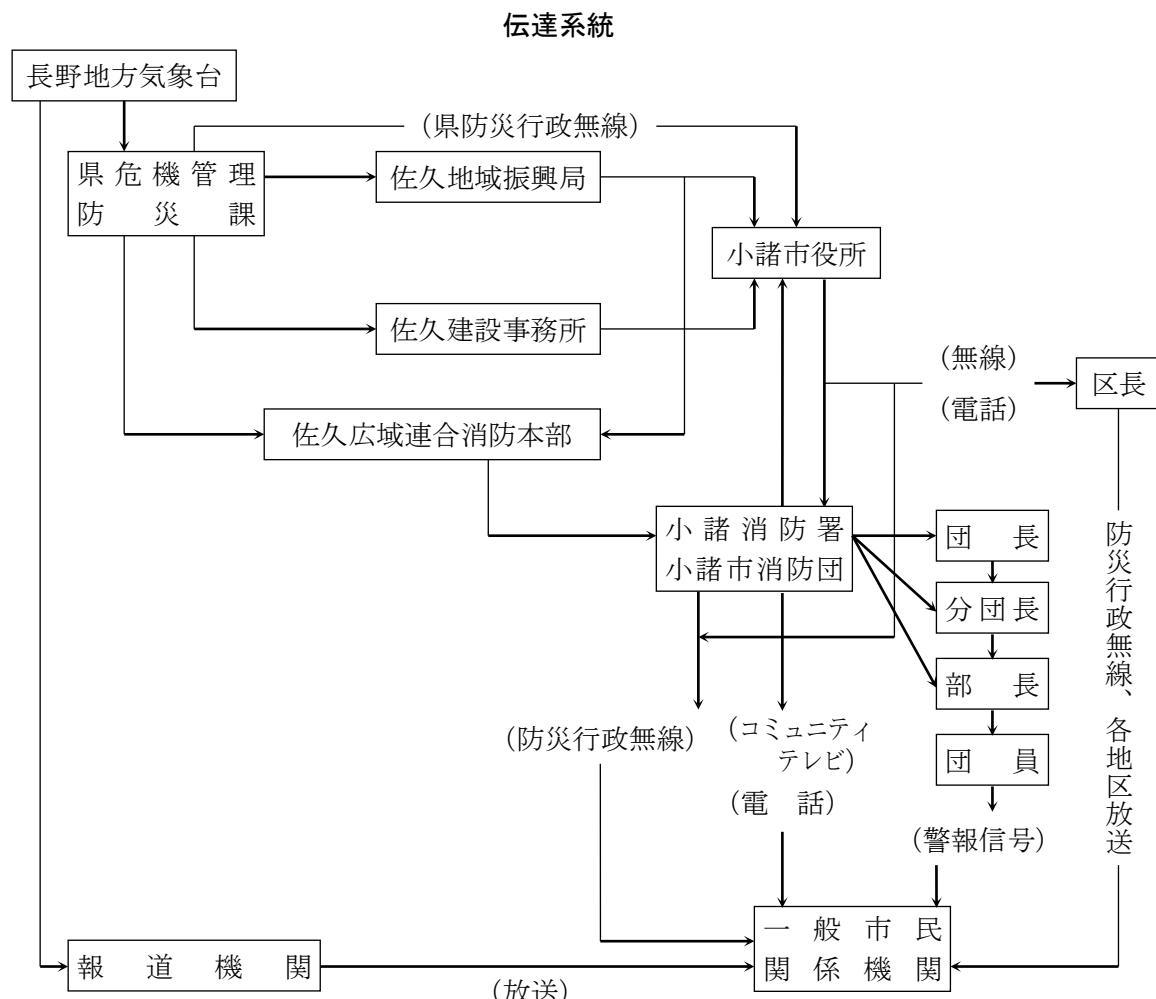
- (1) 市は、県、消防庁及び東日本電信電話株から特別警報の発表又は解除の通知を受けた場合又は自ら知った場合は、直ちにその内容を住民、滞在者、所在の官公署に周知する措置をとる。

なお、周知に当たっては、関係事業者の協力を得つつ、ニアラート（災害情報共有システム）、防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、迅速かつ的確に行うよう努める。

(2) 県から土砂災害警戒情報発表の通知を受けたときは、速やかに避難指示を発令するなど住民の避難行動へつなげる。また、避難情報の周知を図る。

(3) 市は、関係機関から通知を受けた気象警報・注意報等及び指示事項を速やかに周知徹底する。また、気象状況を常に把握し、気象警報・注意報等の補填に努める。

(4) 市において、住民から災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けたときは、その旨を速やかに関係機関に伝達する。

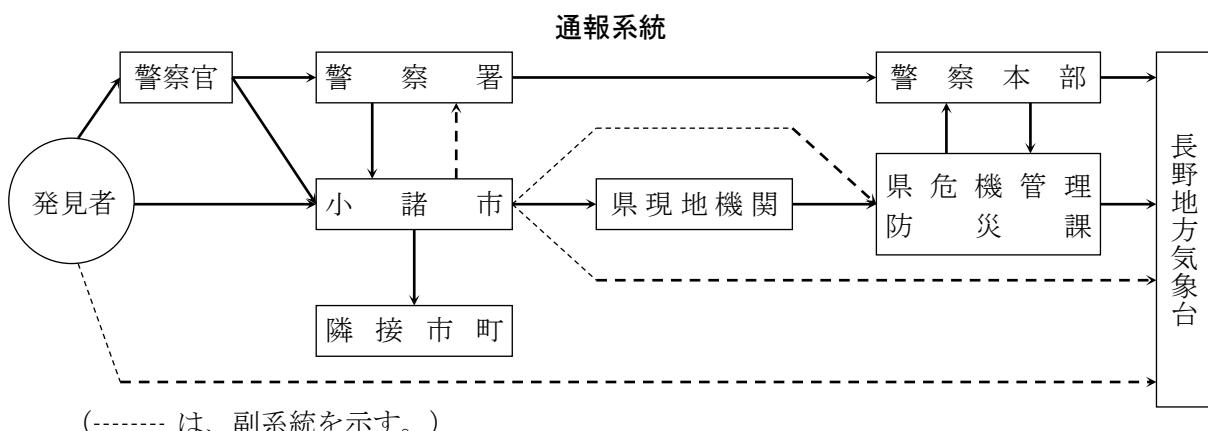


簡易雨量計設置箇所

位置	設置場所	電話番号
与良町六丁目 5-6	小諸消防署	24-0119

3 異常現象発見時の通報

- (1) 災害が発生あるいは拡大するおそれがある異常な現象を発見した者は、自己又は他人により市長若しくは警察官に、速やかにその情報を通報する。
- (2) 通報を受けた市長あるいは警察官は、次の通報系統によりそれぞれ関係機関に通報するとともに、できるだけその現象を確認し事態の把握に努める。
その際市長は、佐久地域振興局あるいは佐久建設事務所、佐久保健福祉事務所等の県現地機関へ、またその影響が及ぶと思われる隣接市町へ通報する。
- (3) その他の関係機関は、次の通報系統によりそれぞれ関係の機関に速やかに通報することにより、長野地方気象台が事態を掌握する。



(---- は、副系統を示す。)

4 住民の避難誘導対策

風水害により、住民の生命、身体に危険が生ずるおそれのある場合には、必要に応じて、避難指示等を行い、適切な避難誘導を実施し、災害に備える（具体的な活動については、本章第12節「避難受入れ及び情報提供活動」を参照のこと。）。また、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める。

- (1) 市は、風水害の発生のおそれがある場合には防災気象情報等を十分把握し、河川管理者、消防団等と連携を図りながら、重要水防区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合または危険が予想される場合は、住民に対して避難指示等を発令するとともに、適切な避難誘導活動を実施する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。
- (2) 避難行動要支援者については高齢者等避難の伝達を行うなどの、避難支援計画に沿った避難支援を行う。

当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害発生の危険性があると判断した場合は、時間帯や利用者数等を総合的に判断し、要配慮者利用施設に対して連絡・通報を行う。

- また、必要に応じて、自主防災組織・住民等の協力を得て避難誘導活動を実施する。
- (3) 住民に対して避難指示等を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。
 - (4) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人

宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

- (5) 市は、災害時には、必要に応じ指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し住民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とする。
- (6) 住民に対する避難指示等の伝達に当たっては、関係事業者の協力を得つつ、市防災行政無線、ニアラート（災害情報共有システム）、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努める。
- (7) 情報の伝達、避難誘導の実施に当たっては、高齢者、身体障がい者その他歩行が困難な者等から優先的に行う等、避難行動要支援者に対して配慮するよう努める。
- (8) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の所在、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の所在等、避難に資する必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布、ホームページでの掲載など必要な措置をとる。
- (9) 避難指示等を解除する場合には、十分に安全性の確認に努める。
- (10) 地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。
- (11) 市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。
- (12) 市は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。
- (13) 市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

5 災害の未然防止対策

市は、災害発生のおそれがある場合は、事前に適切な災害未然防止活動を行い、被害の発生の防止に努める。

(1) 水防活動

「小諸市水防計画」に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所について、応急対策として水防活動を実施する。

(2) 河川管理施設、農業用用排水施設、下水道施設等

洪水、豪雨の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門、ポンプ場等の適切な操作を行う。

その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ必要な事項を警察署等に通報するとともに住民に対して周知する。

(3) 道路

降水量等に応じて、パトロール、事前規制等の必要な措置を実施する。

別紙1**警報等の種類及び発表基準****1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報**

(1) 特別警報・警報・注意報

長野地方気象台は、大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれのあるときは「注意報」を、重大な災害が発生するおそれのあるときには「警報」を、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」を、小諸市に現象の危険度と雨量、風速等の予測値を時間帯ごとに示して発表する。また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

(2) 長野地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報

ア 特別警報基準

種類	発表基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(ア) 雨を要因とする特別警報の指標

a 大雨特別警報（浸水害）

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域ごとに設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1時間におおむね30mm以上の雨）がさらに降り続くと予想される市町村等に大雨特別警報（浸水害）を発表。

- | |
|---|
| ① 表面雨量指数 ^{*1} として定める基準値以上となる1km格子がおおむね30個以上まとめて出現。 |
| ② 流域雨量指数 ^{*2} として定める基準値以上となる1km格子がおおむね20個以上まとめて出現。 |

表面雨量指数^{*1}：降った雨が地中に浸み込まずに、どれだけ地表面に溜まっているかを指数化したもの。これまでに降った雨（解析雨量）及び今後降ると予想される雨（降水短時間予報等）をもとに、全国くまなく1km四方の領域ごとに算出している。大雨警報（浸水害）等の判断基準に用いており、表面雨量指数を用いて浸水害発生の危険度を判定した結果は「浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険

度分布)」で確認できる。

流域雨量指数^{※2}：降った雨が、地表面や地中を通って河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を指数化したもの。これまでに降った雨（解析雨量）及びこれから降ると予想される雨（降水短時間予報等）をもとに、国土数値情報に登録された全国約20,000の河川について1km四方の領域ごとに算出している。洪水警報等の判断基準に用いており、流域雨量指数を用いて洪水害発生の危険度を判定した結果は「洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）」で確認できる。

b 大雨特別警報（土砂災害）

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壤雨量指数^{※3}の基準値を地域ごとに設定し、この基準値以上となる1km格子がおおむね10個以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1時間におおむね30mm以上の雨）がさらに降り続くと予想される市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表。

土壤雨量指数^{※3}：これまでに降った雨（解析雨量）及びこれから降ると予想される雨（降水短時間予報）をもとに、全国くまなく1km四方の領域ごとに算出する。大雨警報（土砂災害）等の判断基準に用いており、土壤雨量指数を用いて土砂災害発生の危険度を判定した結果は「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」で確認できる。

(イ) 台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帶低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa以下又は最大風速60m/s以上とする。

台風については、指標（発表条件）の中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、暴風の警報を、特別警報として発表する。

温帶低気圧については、指標（発表条件）の最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風（雪を伴う場合は暴風雪）の警報を、特別警報として発表する。

(ウ) 雪を要因とする特別警報の指標

府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に、大雪特別警報を発表する。

※参考 軽井沢の50年に一度の積雪深と既往最深積雪深

（令和6年11月1日現在）

地点名	50年に一度の積雪深（cm）	既往最深積雪（cm）
軽井沢	76	99

注1) 50年に一度の値は過去の観測データから推定した値。

注2) 大雪特別警報は、府県程度の広がりで50年に一度の値となる現象を対象。個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

(警報・注意報発表基準)

(令和6年5月23日現在)
発表官署 長野地方気象台

小諸市	府県予報区	長野県	
	一次細分区域	中部	
	市町村等をまとめた地域	佐久地域	
警 報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 10
		(土砂災害)	土壤雨量指数基準 109
	洪水	流域雨量指数基準	深沢川流域=5.6、中沢川流域=5.7、蛇堀川流域=7.1、繰矢川流域=10.7、湧玉川流域=4.5
		複合基準※1	—
		指定河川洪水予報による基準	信濃川水系千曲川上流〔下越・塩名田〕
	暴風	平均風速 17m/s	
	暴風雪	平均風速 17m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ 12時間降雪の深さ20cm	
	大雨	表面雨量指数基準 5	
		土壤雨量指数基準 82	
注意報	洪水	流域雨量指数基準	深沢川流域=4.4、中沢川流域=4.6、蛇堀川流域=5.6、繰矢川流域=8.5、湧玉川流域=3.7
		複合基準※1	深沢川流域=(5、3.5)、千曲川流域=(5、39.5)
		指定河川洪水予報による基準	信濃川水系千曲川上流〔下越・塩名田〕
	強風	平均風速 13m/s	
	風雪	平均風速 13m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ 12時間降雪の深さ10cm	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪	1. 積雪地域の日平均気温が10°C以上 2. 積雪地域の日平均気温が6°C以上で日降水量が20mm以上	
	濃霧	視程 100m	

乾燥	最小湿度20%で実効湿度55%※2	
なだれ	1. 表層なだれ：積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上、又は積雪が70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上 2. 全層なだれ：積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5℃以上高い、又は日降水量が15mm以上	
低温	夏期：平均気温が平年より4℃以上低く、かつ最低気温15℃以下（高冷地で13℃以下）が2日以上続く場合 冬期：最低気温-14℃以下（高冷地で-21℃以下）	
霜	早霜・晩霜期に最低気温2℃以下	
着氷	著しい着氷が予想される場合	
着雪	著しい着雪が予想される場合	
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm

※1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

※2 湿度は松本特別地域気象観測所、諏訪特別地域気象観測所、軽井沢特別地域気象観測所の値

2 水防法に基づく警報等

(1) 千曲川上流洪水予報

河川の増水や氾濫などに対する水防活動のため、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報である。千曲川上流については、長野県と長野地方気象台が共同で下表の標題により発表する。

種類	標題	概要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、又は急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときには発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

千曲川上流洪水予報の基準水位

予報区域名	河川名	水位観測所名	所在地	位置	水防団待機水位(m)	氾濫注意水位(m)	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(m)
千曲川上流	千曲川	下越	佐久市臼田大字下越	新潟県境から 143.0km 右岸	1.00	1.70	2.20	2.60
		塩名田	佐久市浅科御駒寄 1538	新潟県境から 132.0km 左岸	2.20	3.00	3.30	3.90

(2) 避難判断水位到達情報及び氾濫危険水位到達情報

水防法に基づき、国土交通大臣又は知事がその指定した河川について、水位又は流量を示して発表する水位情報をいう。

区分	発表基準
避難判断水位到達情報	対象水位観測所の水位が避難判断水位に到達したとき。
氾濫危険水位到達情報	対象水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したとき。

(3) 水防警報

水防法に基づき、国土交通大臣又は知事がその指定した河川について、水防活動のために発表する警報をいう。

区分	発表基準
水防警報	水位が氾濫注意水位に達し、上昇のおそれがあり、水防活動が必要と予測されたとき（通知内容は、「小諸市水防計画」参照のこと。）。

3 消防法に基づく警報等

(1) 火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに長野地方気象台長が長野県知事に行う通報で、毎日午前5時頃、翌日午前9時までの気象状況の概要を「気象概況通報」として通報する。通報の際、火災気象通報の実施基準に該当又は該当するおそれがある場合、これをもって火災気象通報とし、注意すべき事項を付加する。

また、直前の通報内容と異なる「乾燥注意報」又は「強風注意報」の発表や解除があった場合には、その旨を通報する。

区分	発表基準
火災気象通報	長野地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、実施基準に該当する地域及び時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しない場合がある。

(2) 火災警報

消防法に基づき、市長が、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めたとき、一般に火の使用を制限し警戒を促すために発令する警報をいう。

区分	発表基準
火災警報	(1)の発表基準に準ずる。

4 その他の情報

(1) 大雨警報・洪水警報の危険度分布（キキクル）等

警報の危険度分布（キキクル）等の概要

種類	概要
土砂キキクル (大雨警報（土砂災害）の危険度分布)	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壤雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認

	等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キックル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指標の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none">・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キックル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指標の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none">・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
危険度分布(キックル)の色が持つ意味	<ul style="list-style-type: none">・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。・「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。・「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指標の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度(大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度)の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測(解析雨量及び降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。

(2) 早期注意情報(警報級の可能性)

5日先までの警報級の現象の可能性が【高】、【中】の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(小諸市は長野県中部)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(長野県)で発表される。大雨に関して、【高】又は【中】が予想されている場合は、災害への心構

えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(3) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。大雨特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する長野県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報として発表される。大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの全般・関東甲信地方・長野県気象情報が発表される場合がある。

(4) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示（警戒レベル4）の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、長野県と長野地方気象台から共同で発表される。

市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(5) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。長野県の雨量による発表基準は、1時間100mm以上の降水が観測又は解析されたときである。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

(6) 龍巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（小諸市は長野県中部）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が、天気予報の対象地域と同じ発表単位（小諸市は長野県中部）で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

5 警報等の発表及び解除

警報等を発表及び解除する機関は、次のとおりとする。

なお、注意報及び警報はその種類にかかわらず、新たな注意報又は警報の発表が行われたときには、自動的に切り替えられるものとする。

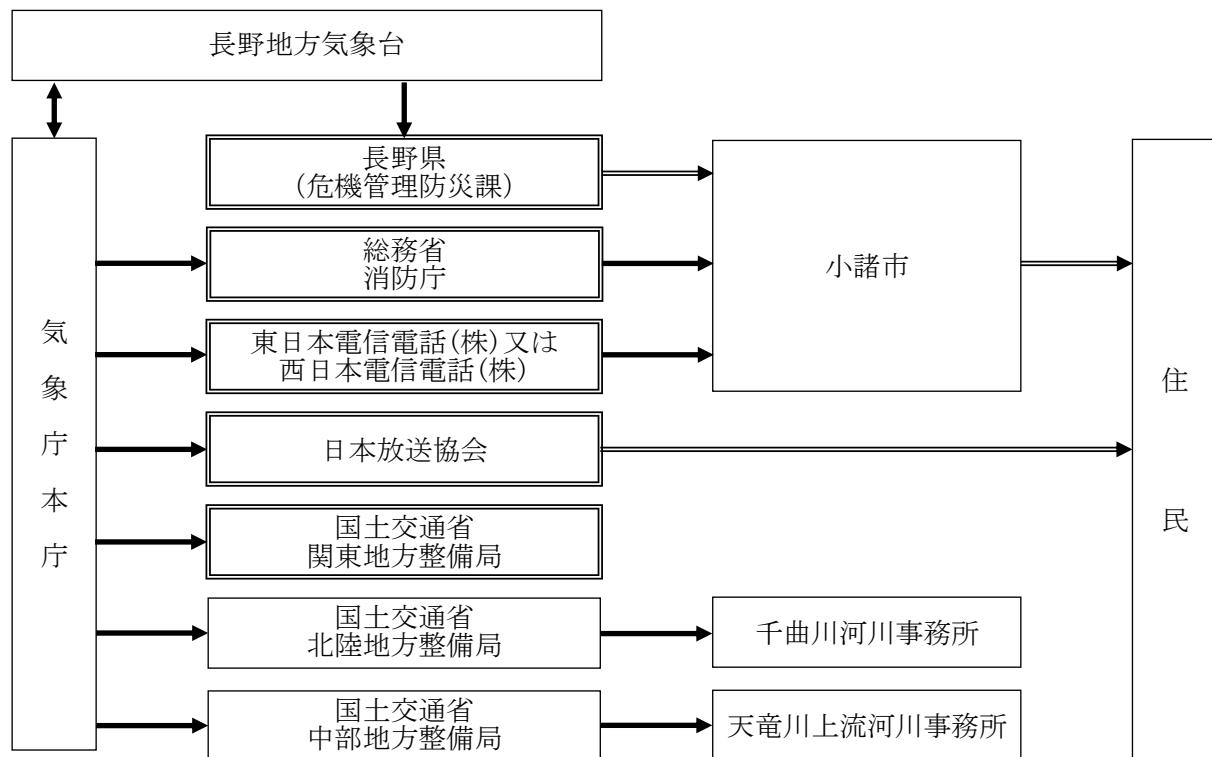
警報等の種類	発表機関名	対象区域
気象注意報 気象警報	長野地方気象台	市町村ごと
水防警報	佐久建設事務所	知事が指定した河川（「県の指定河川」という。）
火災気象通報	長野地方気象台	県全域あるいは一部
火災警報	市長	各市町村域
避難判断水位到達情報 氾濫危険水位到達情報	国土交通省千曲川河川事務所 関係建設事務所	国土交通大臣 知事が指定した河川
土砂災害警戒情報	長野地方気象台 建設部砂防課	市町村ごと
記録的短時間大雨情報	気象庁	県全域あるいは一部
竜巻注意情報	気象庁	県全域あるいは一部
全般気象情報 関東甲信地方気象情報 長野県気象情報	気象庁 長野地方気象台	全国、関東甲信地方 長野県
千曲川上流洪水予報	長野地方気象台 建設部河川課	知事が指定した河川

別紙2

警報等伝達系統図

1 警報・注意報及び情報

(1) 系統図



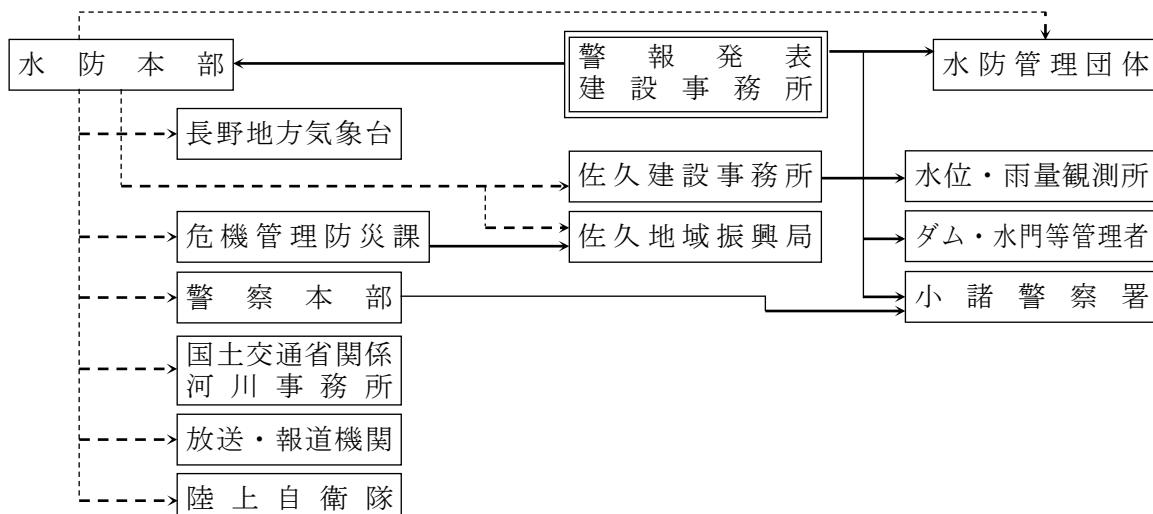
注1 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。

注2 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知若しくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

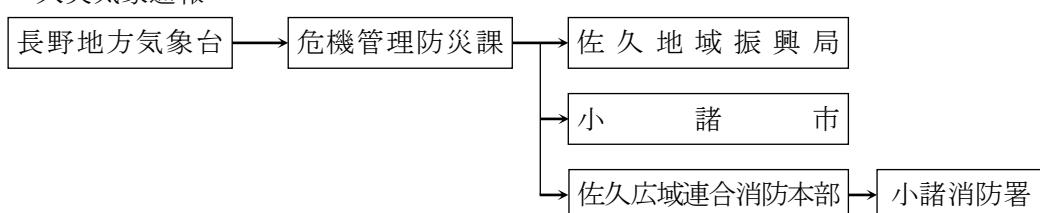
(2) 警報・注意報の対象地域の区分

一次細分 区域名	市町村等を まとめた地域	対象地域
北 部	中野飯山地域	飯山市、中野市、下高井郡及び下水内郡
	長野地域	長野市、須坂市、千曲市、埴科郡、上高井郡及び上水内郡
	大北地域	大町市及び北安曇郡
中 部	上田地域	上田市、東御市、小県郡
	佐久地域	小諸市、佐久市、南佐久郡及び北佐久郡
	松本地域	松本市（乗鞍上高地地域の区域を除く。）、塩尻市（木曽地域の区域を除く。）、安曇野市及び東筑摩郡
	乗鞍上高地地域	松本市（安曇及び奈川に限る。）
	諏訪地域	岡谷市、諏訪市、茅野市及び諏訪郡
南 部	上伊那地域	伊那市、駒ヶ根市及び上伊那郡
	木曾地域	塩尻市（奈良井、木曾平沢及び贊川に限る。）及び木曾郡
	下伊那地域	飯田市及び下伊那郡

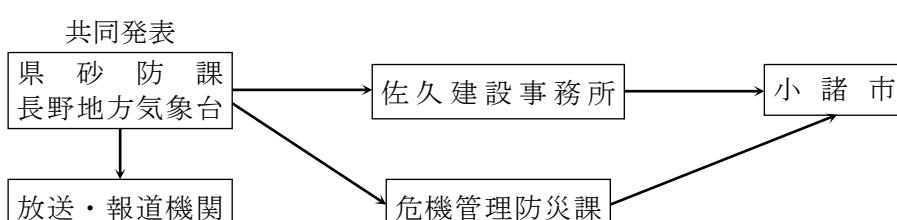
2 水防警報（知事が行うもの）



3 火災気象通報



4 土砂災害警戒情報



第3節 災害情報の収集・連絡活動

(全部 (全課))

災害が発生した場合、市及び各防災関係機関（調査責任機関）は直ちに災害時における被害状況調査体制をとり、迅速・的確な被害状況の調査を行い、関係機関に報告するものとする。

1 報告の種別

(1) 概況速報

災害が発生したとき、災害対策本部を設置したとき、又はその他異常と思われる事態が発生したときは直ちにその概況を報告する。

(2) 被害中間報告

被害状況を収集し、逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更のあった場合はその都度変更の報告をする。

(3) 被害確定報告

同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに報告する。

2 被害状況等の調査と調査責任機関

(1) 被害状況の調査は、それぞれ調査担当課が関係機関及び団体の協力を得て実施する。調査に当たっては関係各課は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努めるものとする。

(2) 被害が甚大であり、市において被害調査が実施できないときは県現地機関等に応援を求める。

(3) 市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができないような災害が発生したときは、速やかに他市町村の応援を求めるなどして情報を収集し、被害の詳細を迅速に県及び関係機関に報告するよう努める。

(4) 特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市内で行方不明となった者について、県警察本部の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

3 被害状況等報告内容の基準

この計画における被害の程度区分の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか、次表のとおりとする。

項目	認定基準
死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認した者又は遺体を確認することができないが、死亡したことが確実な者とする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
重傷者・軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要がある者のうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは

	1月未満で治療できる見込みの者とする。
住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
非 住 家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に常時人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
世 帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。
住 家 全 壊 (全焼、全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住 家 半 壊 (半 燃)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
一 部 破 損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床 上 浸 水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。
床 下 浸 水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
罹 災 世 帯	災害により全壊・半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
罹 災 者	罹災世帯の構成員とする。

4 災害情報の収集・連絡系統

(1) 被害報告等

ア 市は、あらかじめ定められた情報収集連絡体制をとり、市が調査機関として定められている事項については被害状況等を調査の上、被害状況等の部門別及び被害種別の報告様式により、県現地機関等に報告する。なお、災害発生後の第一報（即報）は、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

イ 市における体制のみでは、円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認められる場合は佐久地域振興局長に応援を求める。

ウ 次の場合は、消防庁に対して直接報告する。

(ア) 県に報告できない場合

県との通信手段が途絶するなど、被災状況により県への報告ができない場合には、直

接消防庁に報告する。ただし、この場合にも市は県との連絡確保に努め、連絡可能となった時点で直ちに通常ルートに戻す。

(イ) 消防庁に報告すべき災害が発生した場合

火災・災害等即報要領（昭和59年消防第267号）の「直接即報基準」に該当する火災、災害等を覚知した場合、市及び消防本部は、第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うことになっている。

連絡先

○長野県危機管理部

区分 回線別		平日、休日、夜間 ※危機管理部内	
N T T回線	電 話	026-235-7182	
	F A X	026-233-4332	
長野県防災行政無線（衛星系） 【地域衛星通信ネットワーク】	電 話	88-1-231- (5204) カッコ内5200~5213も可	
	F A X	88-1-231-8741	

○消防庁

区分 回線別		平日（9：30～17：45） ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
N T T回線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	048-500-7527	048-500-7782
	F A X	048-500-7537	048-500-7789

(ホ) (ア)又は(イ)に定める災害になるおそれのある災害

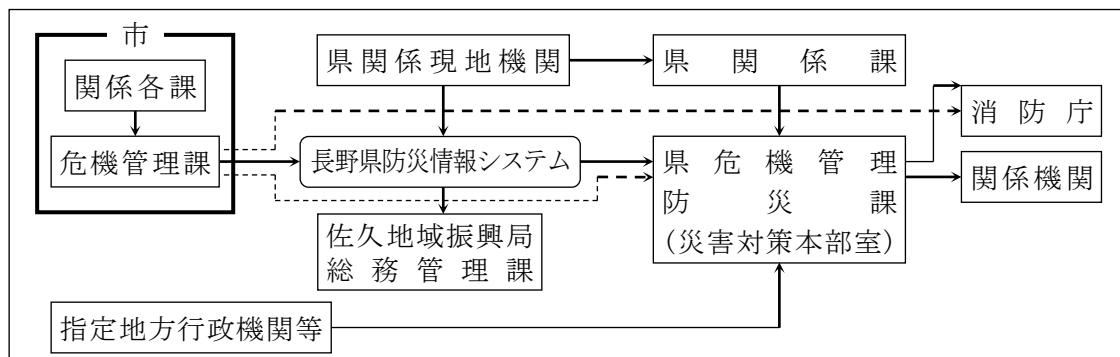
(2) 水防情報

県水防本部、建設事務所、雨量（水位）観測員は、それぞれ雨量、水位を関係部署に通報する。

◎小諸市の災害情報連絡系統

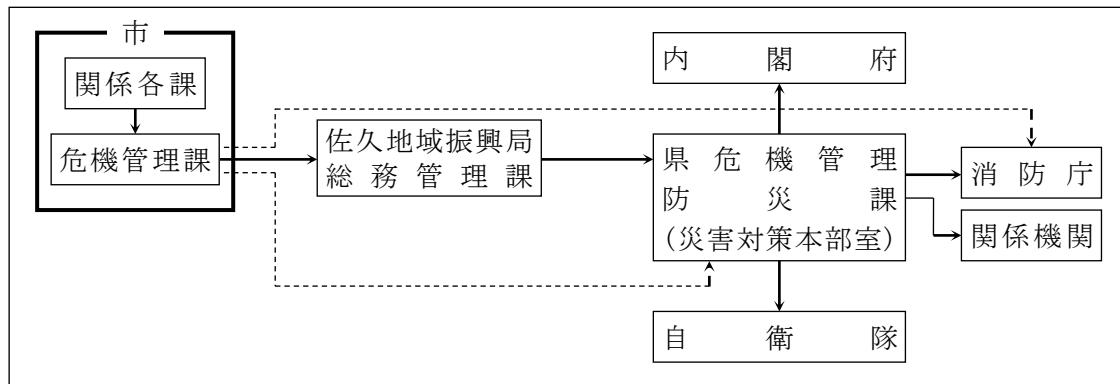
(1) 概況速報 **様式6**（長野県防災情報システム クロノロジーを使用）

市は、人的被害、住家被害に関するもの及び集落の孤立を伴う交通情報を中心に報告する。



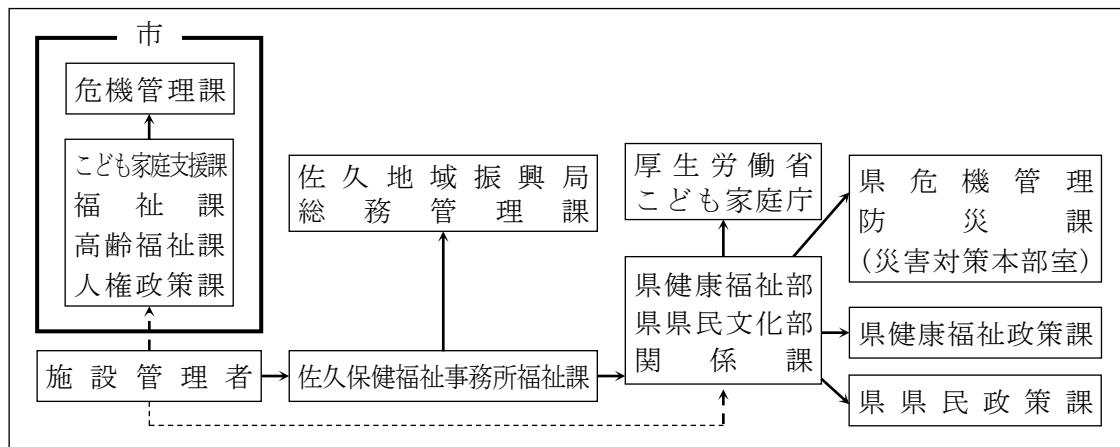
(2) 人的及び住家の被害状況報告 様式7又は消防庁第4号様式(その2)(表21の3)

高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等避難状況報告



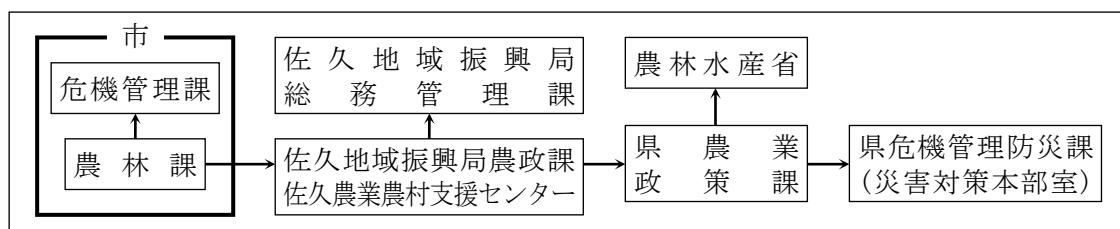
※ 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は県危機管理防災課（災害対策本部）に連絡する。

(3) 社会福祉施設被害状況報告(様式8)

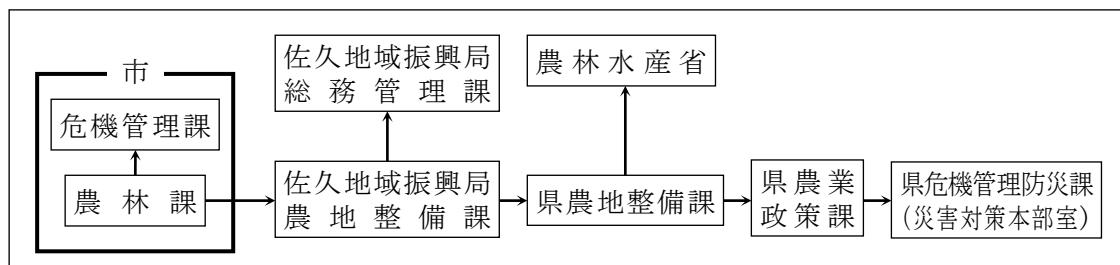


(4) 農業関係被害状況報告(様式10)

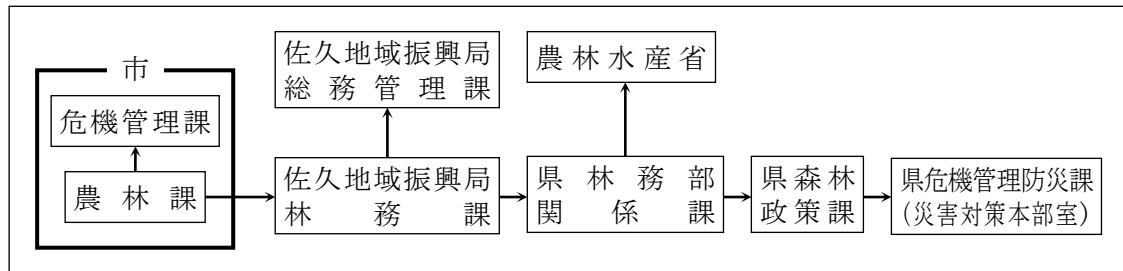
ア 農・畜・養蚕・水産業被害状況報告



イ 農地・農業用施設被害状況報告

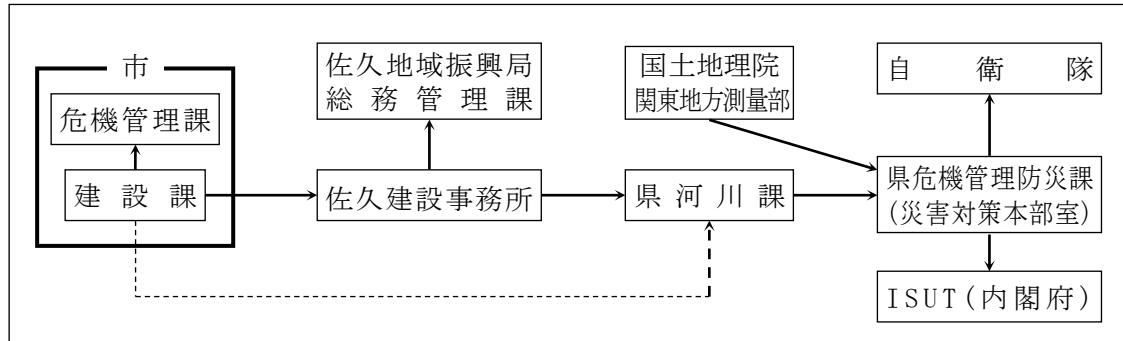


(5) 林業関係被害状況報告（様式11）

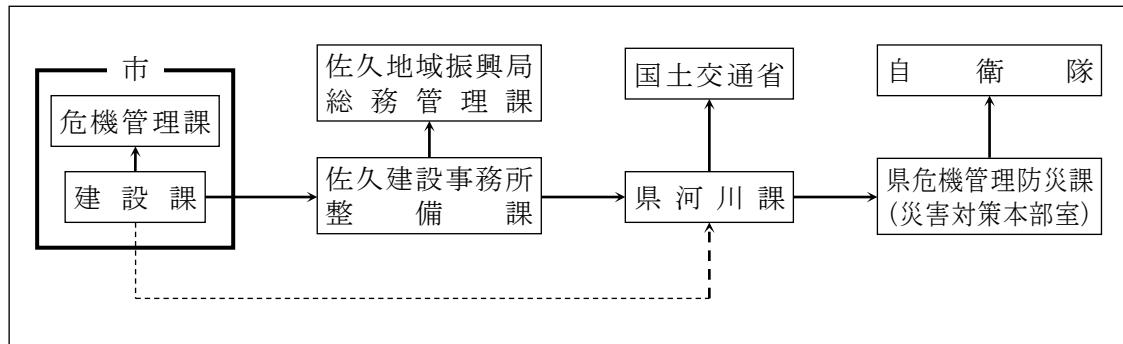


(6) 土木関係被害状況報告

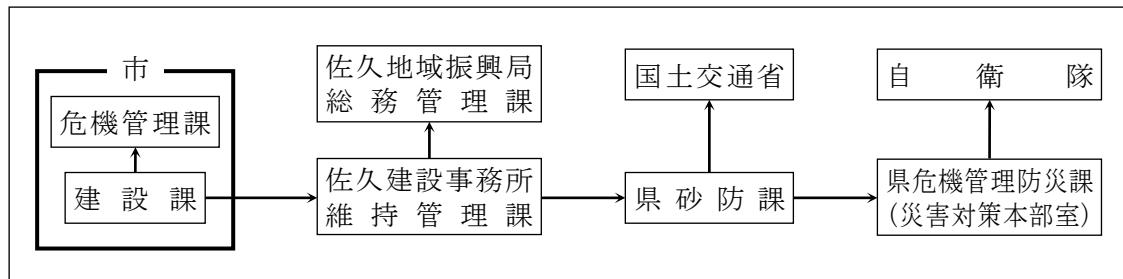
ア 県管理河川の氾濫箇所（地図又はGISにより報告）



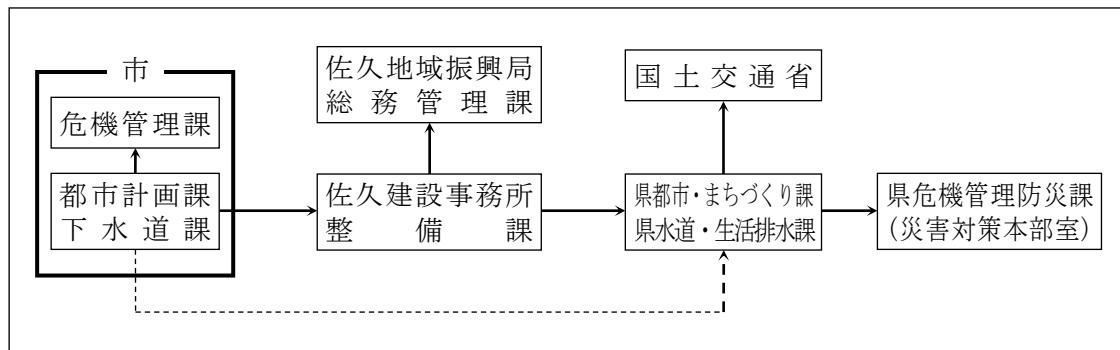
イ 公共土木施設被害状況報告等（様式12）



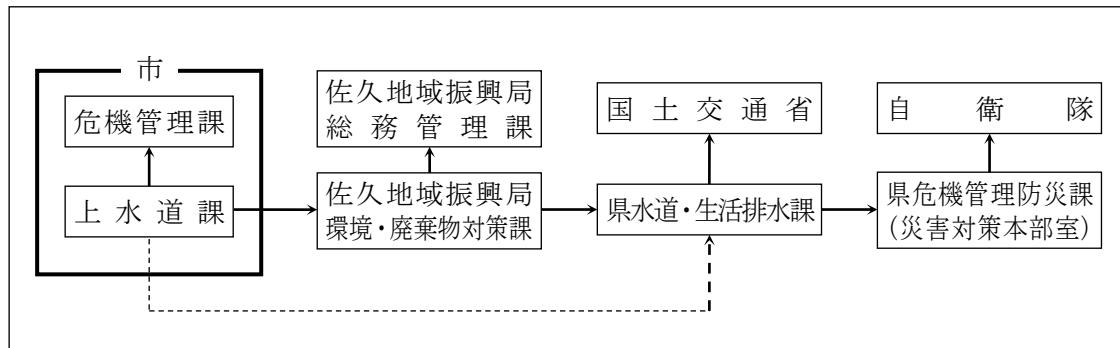
ウ 土砂災害等による被害報告（地図若しくはGIS又は様式13により報告）



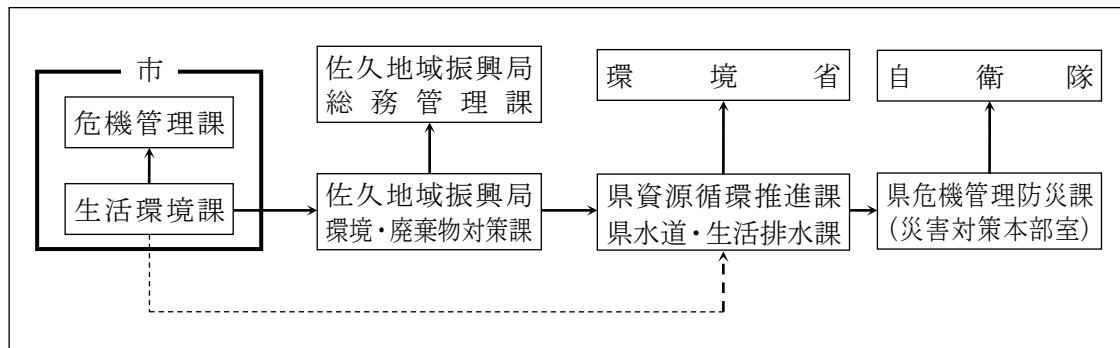
(7) 都市施設被害状況報告（様式14）



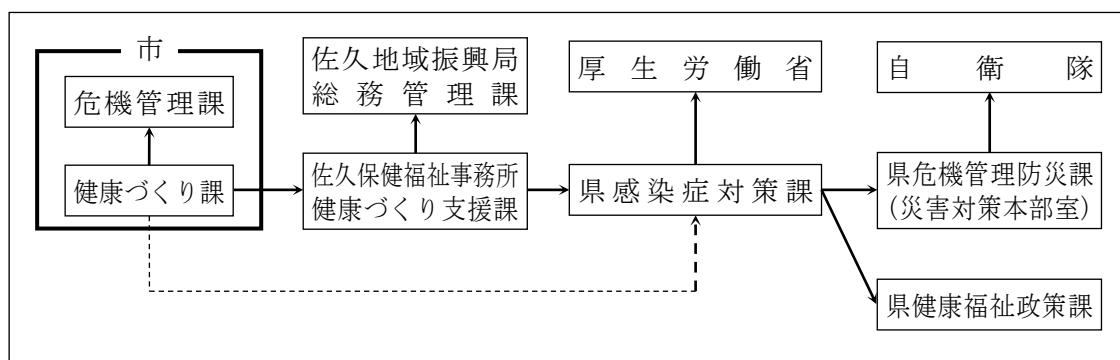
(8) 水道施設被害状況報告（様式15）



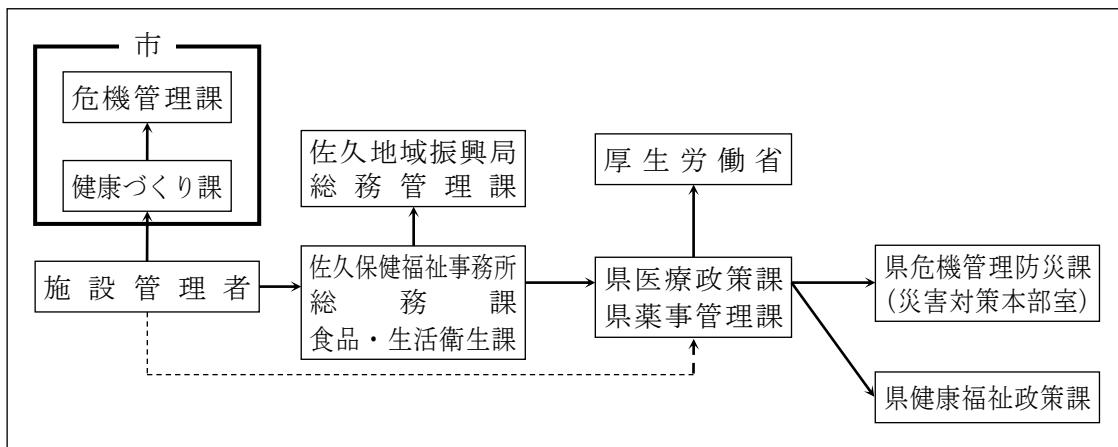
(9) 廃棄物処理施設被害状況報告（様式16）



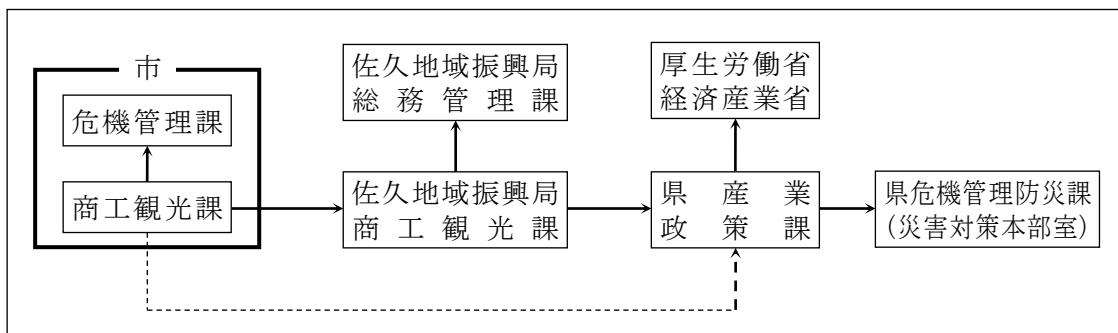
(10) 感染症関係報告（様式17）



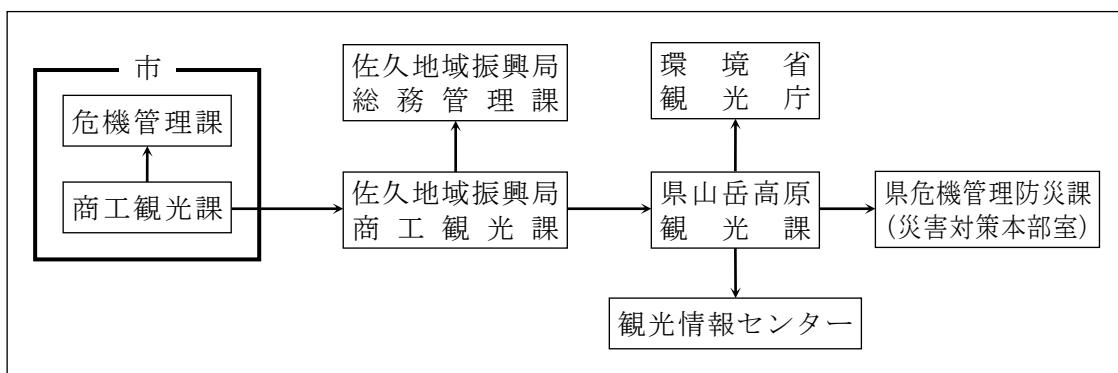
(11) 医療施設関係被害状況報告



(12) 商工関係被害状況報告（様式18）

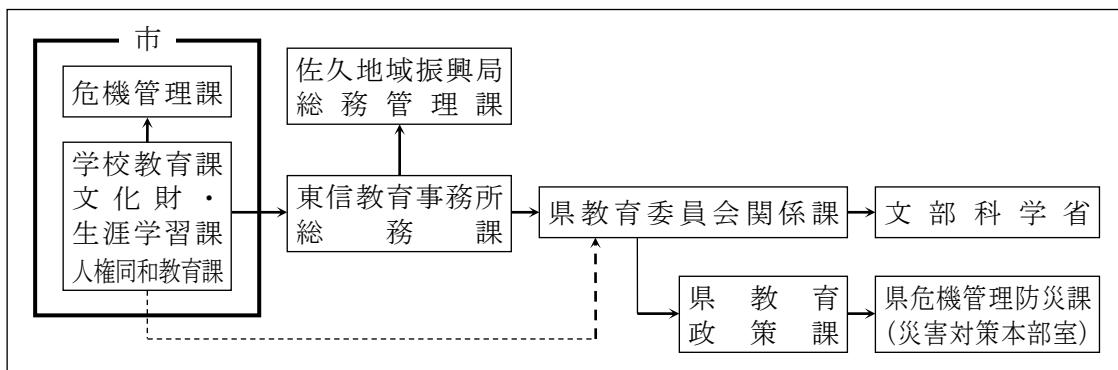


(13) 観光施設被害状況報告（様式19）

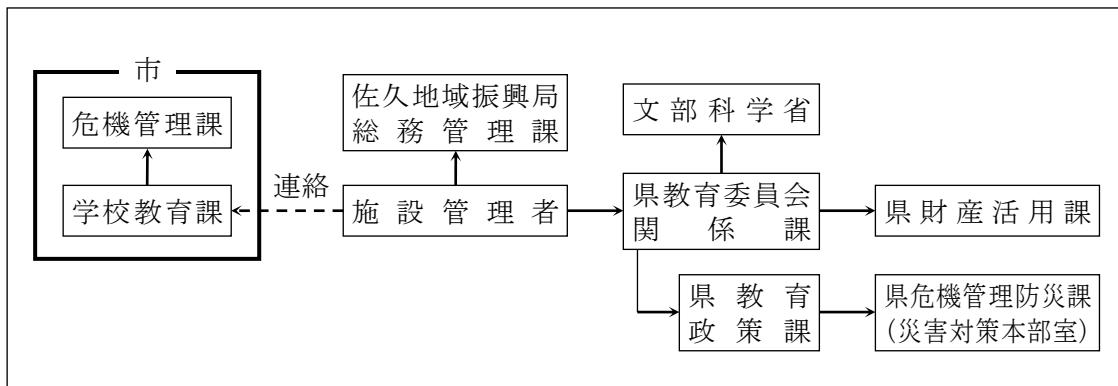


(14) 教育関係被害状況報告（様式20）

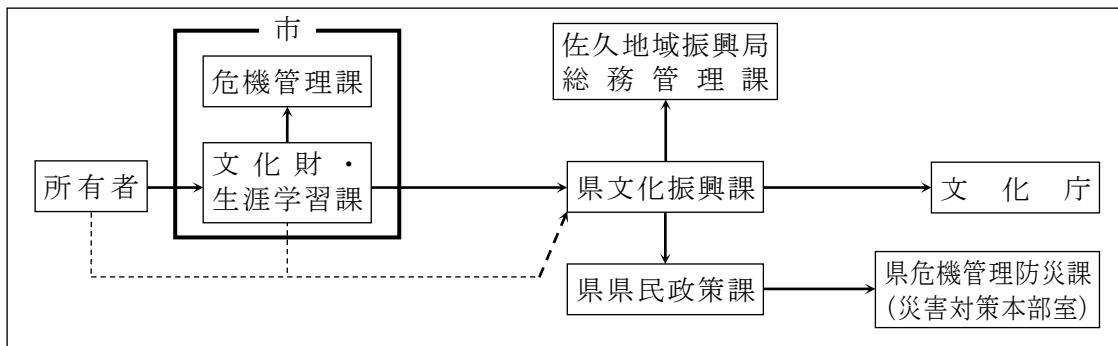
ア 市施設（社会教育施設等）



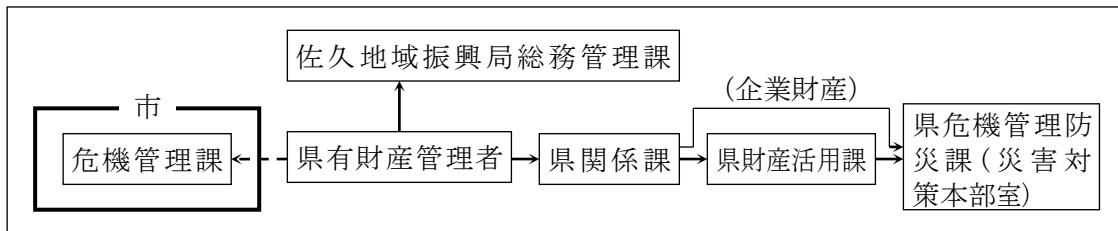
イ 県施設



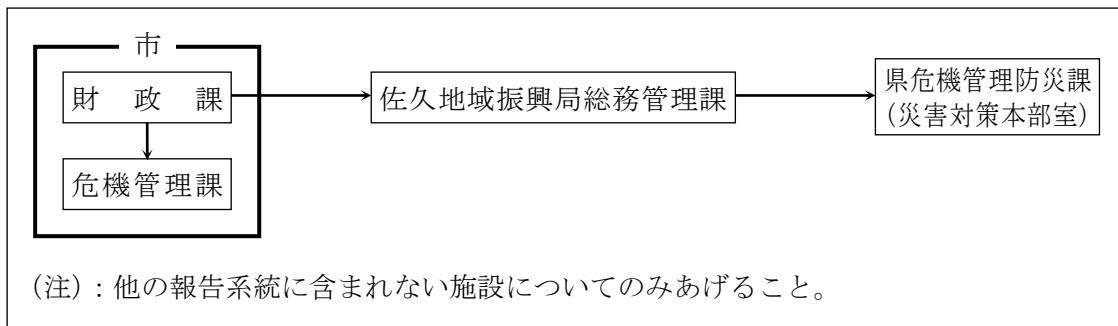
ウ 文化財



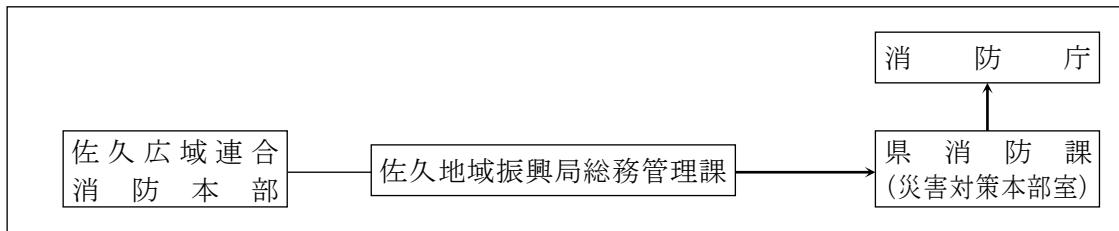
(15) 県有財産（企業財産を含む。）



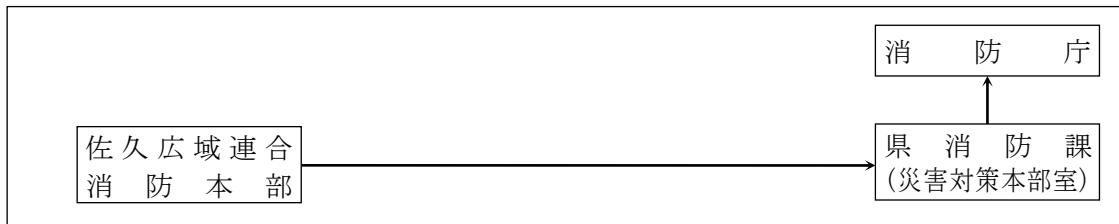
(16) 市有財産（様式21）



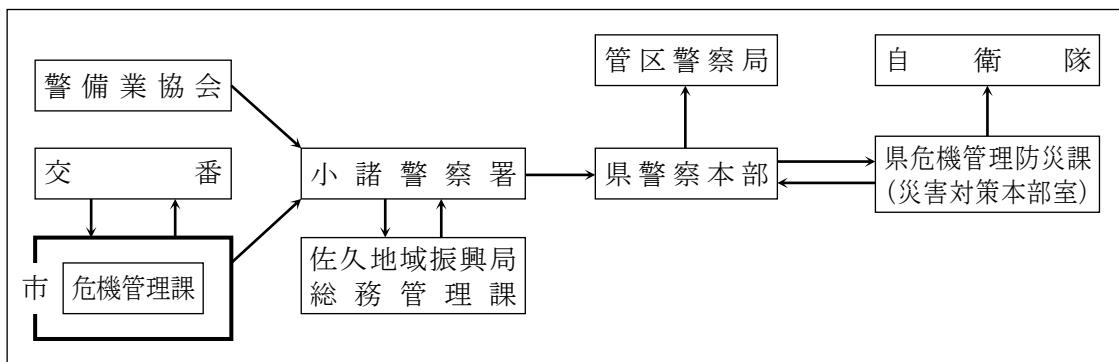
(17) 火災即報（様式22）



(18) 火災等即報（危険物に係る事故）（様式22）

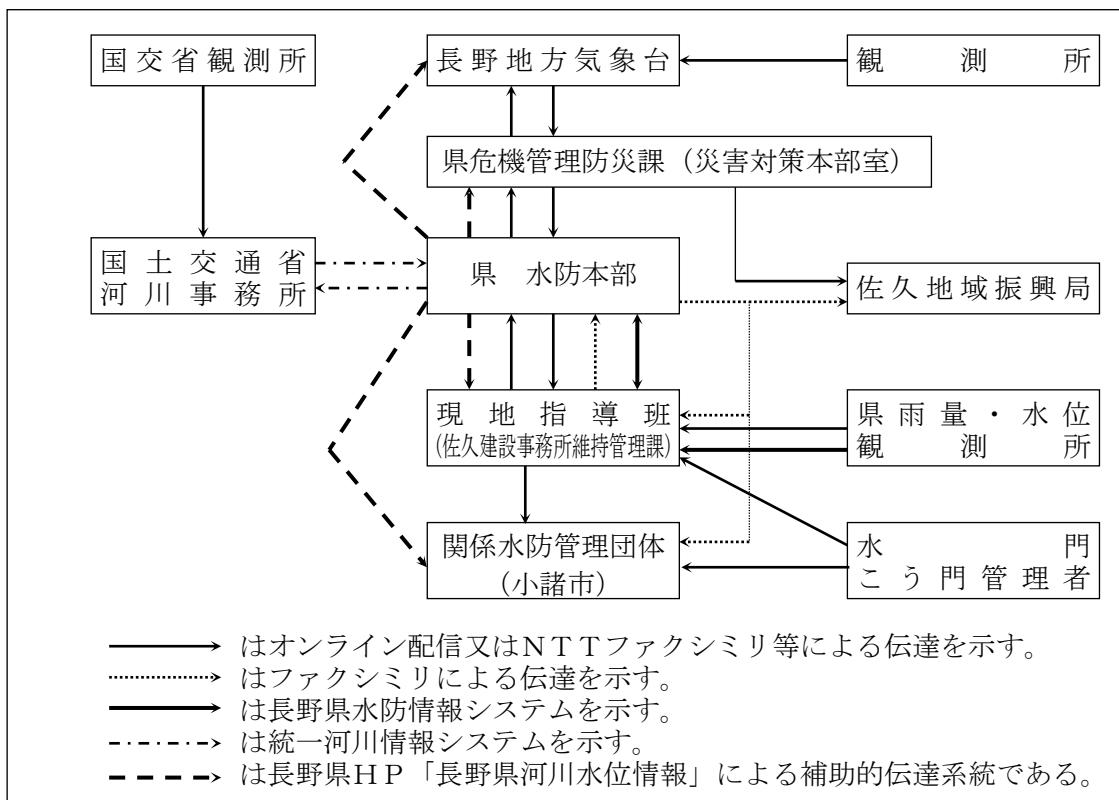


(19) 警察調査被害状況報告



(20) 水防情報

雨量・水位の通報



5 通信手段の確保

(1) 電話通信施設の利用

ア 非常電話

非常通話の申込みをするときは、災害時優先電話（市の場合は、22-1710番）により東日本電信電話㈱に非常電話であること、及び必要な理由を告げる。

なお、非常通話として使用できる通話内容は次のとおりとする。

(ア) 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項

(イ) 通信施設の災害予防、復旧及び通信の確保に関し、緊急を要する事項

イ 非常電報

非常電報を発信するときは、その旨を告げて発信する。非常電報として取り扱う電文の内容は、アに掲げるとおりとする。

(2) 信越総合通信局に対する機器等の貸出要請

必要に応じて、信越総合通信局に対し、災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。

第4節 広域相互応援活動

(総務部 (危機管理課・総務課・消防課))

災害時において、その規模及び被害状況等から小諸市単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合は、法令及び応援協定に基づき、関係機関の協力を得て迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。

なお、市が被災した場合は、発災直後の概略的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、市職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行う。

また、他市町村が被災し、応援を要請されたときは、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断する。

なお、派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行う。

1 長野県市町村災害時相互応援協定（資料3-3参照）

(1) 要請先

次に掲げる順位により、応援要請をする。

順位	要　請　方　法	要　請　先	
1	佐久ブロック代表市町村への要請	佐久市	
2	佐久ブロック構成町村への要請	佐久穂町・小海町・川上村・南牧村・南相木村・北相木村・軽井沢町・御代田町・立科町	
3	隣接するブロックの代表市町村への要請	上小ブロック 諏訪ブロック	上田市 岡谷市

(2) 要請方法

次に掲げる事項を明確にして、無線又は電話等により(1)の市町村に要請し、後に文書を速やかに送付する。

ア　被害の状況

イ　応援を要請する内容

(ア) 物資・資機材の搬入

物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等

(イ) 人員の派遣

職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等

(ウ) その他、必要な事項

(3) 応援の内容

協定に基づく応援の内容は、次のとおりである。

ア 物資等の提供及びあっせん

- (ア) 食料、飲料水、生活必需品、医療品その他供給に必要な資機材
- (イ) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
- (ウ) 救援及び救助活動に必要な車両等
- (エ) ごみ、し尿処理のための車両及び施設
- (オ) 被災者の一時受入れのための施設
- (カ) 火葬場

イ 人員の派遣

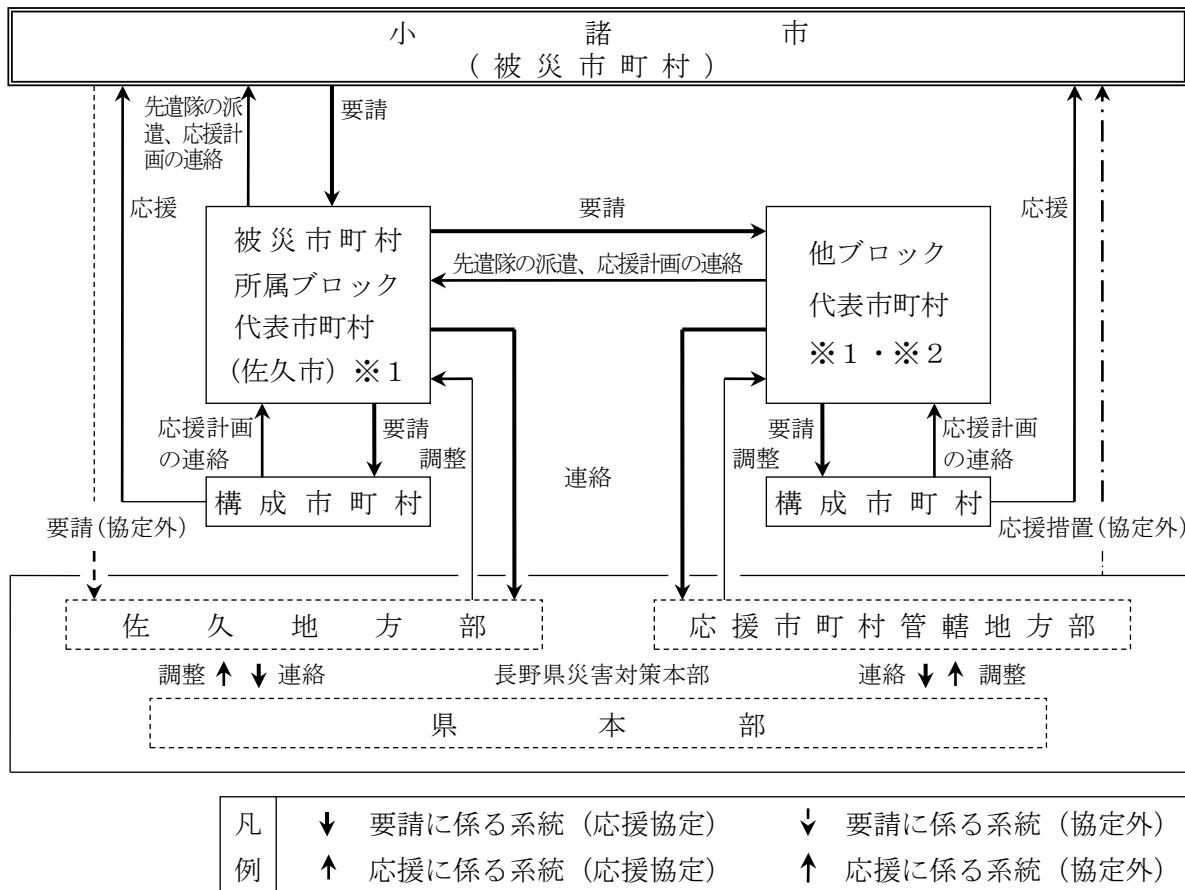
- (ア) 救護及び応急措置に必要な職員
- (イ) 消防団員

ウ その他

- (ア) 避難場所等の提供、緊急輸送路の確保等被災市町村との境界付近における必要な措置
- (イ) ボランティアのあっせん
- (ウ) 児童・生徒の受入れ

長野県市町村災害時相互応援協定連絡調整系統

(常備消防分を除く)



※1 第2順位以降の代表市町村をあらかじめ所属ブロック内で指定。

※2 応援ブロック、応援を受けるブロックの組み合わせをあらかじめ定める。

代表市町村及び構成市町村は資料3-3参照

2 消防相互応援

(1) 県内市町村に対する応援要請 (長野県消防相互応援協定 (資料3-1参照))

市長は、消防本部と連絡をとり、大規模災害等の非常事態の場合において災害の規模及び被害状況等から自己の持つ消防力のみではこれに対処できない場合は、長野県消防相互応援協定に基づき、速やかに他の市町村等の長に対し、応援を要請するものとし、その旨知事に連絡する。

(2) 他都道府県への応援要請

市長は、(1)の場合における相互応援協定に基づく県内の他市町村からの応援を受けても十分に対処できないと認められるときは、次に掲げる消防組織法第44条の規定による他都道府県からの消防の応援について、消防長を通じて知事に要請する。

ア 緊急消防援助隊

イ 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要項」又は「消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定」に基づくヘリコプターの応援

ウ その他、他都道府県からの消防の応援

3 その他の相互応援協定等

本編第1章第5節「広域相互応援計画」に掲げた協定等に基づき、応援要請又は応援活動を行う。

4 県に対する応援要請等

市長等は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事等に対し、災害対策基本法第68条の規定により、応援を求め、又は応急措置の実施を要請する。

5 指定地方行政機関に対する職員の派遣要請等

市長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第29条及び第30条の規定により、職員の派遣の要請、又はあっせんを求める。

6 受援体制の整備

- (1) 市は、円滑な受入体制の整備のため、あらかじめ応急対応業務に必要な物資、人員等について、本計画、受援計画、避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等、他からの応援により確保する方法を検討しておく。
- (2) 応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項の整備をする。
- (3) 市は、応援職員が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮する。

7 経費の負担

- (1) 国から市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他都道府県、他市区町村から市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による。(災害対策基本法施行令第18条)
- (2) 前項以外の応援に要した経費は、法令その他に特別の定めがある場合を除き、事前に締結された相互応援協定に定められた方法によるものとする。

8 応援体制の確立

他市町村等が被災し、応援を要請された場合は、次の点に留意して応援活動を実施する。

(1) 情報収集及び応援体制の確立

市は、大規模災害等の発生を覚知したときは、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災市町村等から要請を受けた場合は、直ちに出動する。

なお、地方公共団体等は職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

(2) 指揮

市は、要請側の指揮のもとで、緊密な連携を図りながら、応援活動を実施する。

(3) 自給自足

市は、要請側の負担とならないよう、自給自足の応援体制及び応援期間が長期に及ぶ場合も想定した職員等の交替について留意する。

(4) 自主的活動

市は、通信の途絶等により被災市町村等からの要請がなく、かつ連絡ができない場合において、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、事前に

締結されている相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。

第5節 ヘリコプターの活用計画

(総務部 (危機管理課・企画課・消防課))

災害時には陸上の道路交通の寸断も予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策については、ヘリコプターを広域的かつ機動的に活用する。

1 出動手続の実施

- (1) 市長は、災害応急活動上必要があると認めたときは、県消防課に対し、ヘリコプターの出動要請をする。緊急を要する場合は、口頭で要請し、文書が必要な場合は後刻提出する。
- (2) 要請をした場合は、佐久地域振興局及び消防本部に対し、その旨報告するとともに、協力を要請する。
- (3) ヘリコプターの出動要請に当たっては、可能な限り、次の事項を明らかにして要請する。
 - ・災害の状況と活動の具体的な内容（消火、救助、救急搬送、調査、人員・物資輸送等）
 - ・活動に必要な資機材等
 - ・ヘリポート及び給油体制
 - ・要請者、現場責任者及び連絡方法
 - ・資機材等の準備状況
 - ・気象状況
 - ・ヘリコプターの誘導方法
 - ・他のヘリコプターの活動状況
 - ・その他必要な事項
- (4) 出動要請があった場合、県では、災害の規模、活動の内容等により、必要に応じて次のヘリコプターを選定し、関係機関に要請することがある。

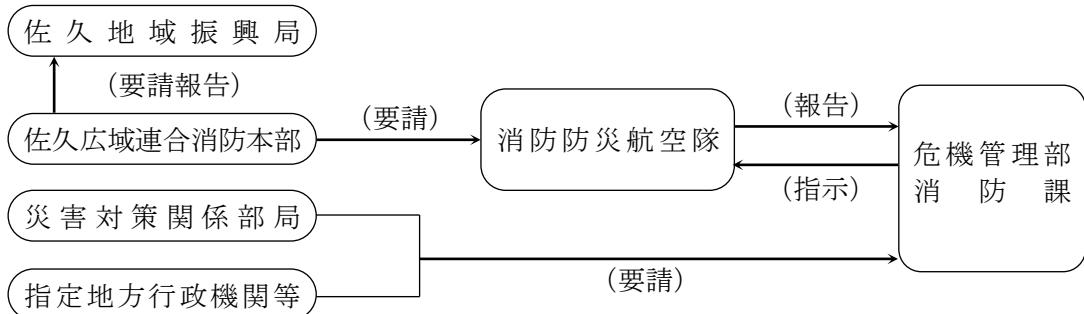
種類	機種	定員	救助 ホイスト	消火装置	物資吊下	映像伝送
消防防災ヘリコプター	ベル412EPI	15	○	○	○	○
県警ヘリコプター	レオナルドAW139	14	○			○
	レオナルドAW139	14	○			○
広域航空消防応援等ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	○
自衛隊ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	
海上保安庁ヘリコプター	各種	各種	○		○	
ドクターへリ	各種	6				

(5) ヘリコプター要請手続要領

前記により、各種ヘリコプターの出動を要請する場合の具体的な手続きは次のとおりとする。

ア 消防防災ヘリコプター

災害時の救助、緊急物資の輸送、災害応急対策要員の搬送や、重度傷病者の救急搬送、林野火災の空中消火等に、幅広く迅速に対応する。

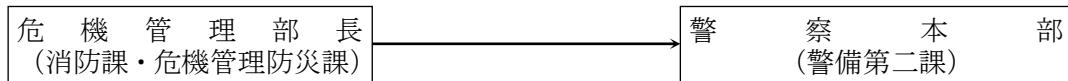


※ 連絡用無線 消防デジタル無線（主運用波）

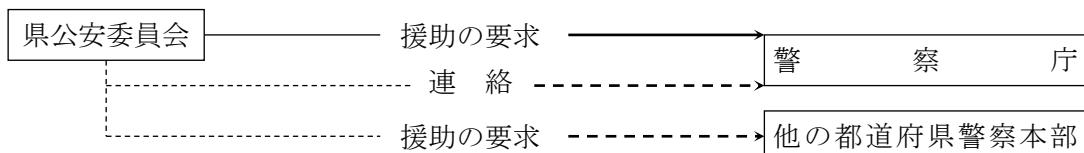
呼出名称 「しょうぼうながのけんあるぷす1（いち）」

イ 県警ヘリコプター

災害応急対策を実施するに当たり、状況に応じて、県警ヘリコプターの出動を要請する。



また、県公安委員会は、必要に応じて、警察庁又は他の都道府県警察に対し、援助の要請を行う。



ウ 広域航空消防応援等ヘリコプター

災害時、広域的な航空消防応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」又は「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に基づき応援要請する。

(7) 緊急消防援助隊航空小隊の出動計画

a 大規模災害又は特殊災害が起きた場合に、原則として第一次的に応援出動する航空小隊を第一次出動航空小隊とし、長野県に災害が発生した場合の第一次出動航空小隊は次のとおり。

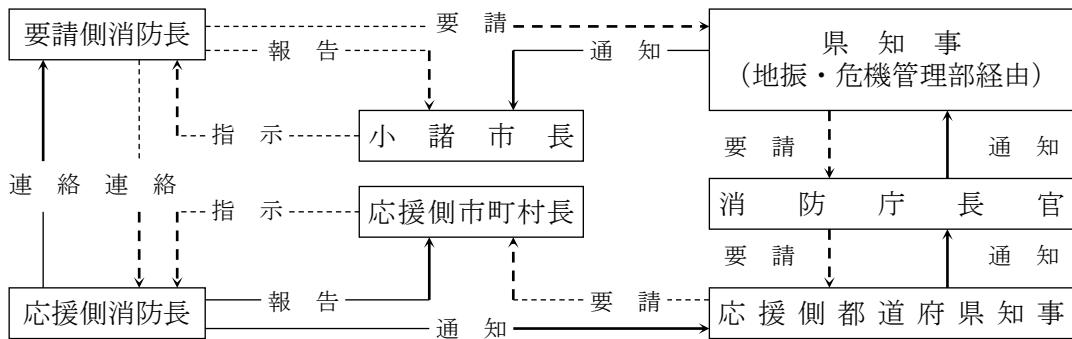
東京消防庁	埼玉県	山梨県	群馬県	新潟県
富山県	岐阜県	静岡市	浜松市	名古屋市

b 第一次出動航空小隊のほか、大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場

合に速やかに応援出動の準備を行う航空小隊を出動準備航空小隊とし、長野県に発生した場合の出動準備航空小隊は次のとおり。

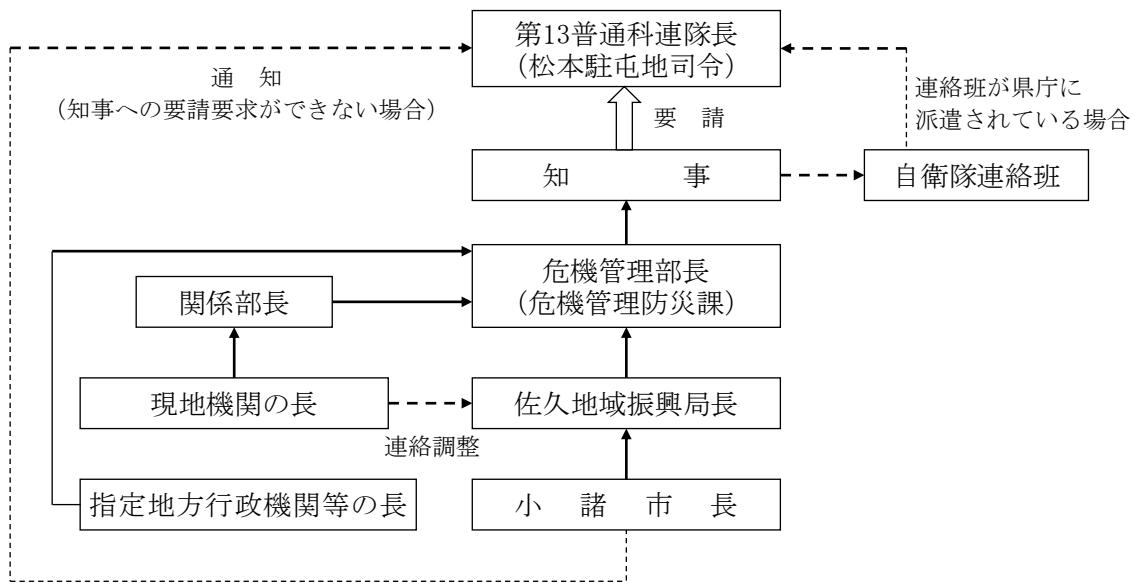
茨城県	栃木県	千葉市	横浜市	川崎市	石川県
福井県	静岡県	三重県	滋賀県	京都市	大阪市

(イ) 広域航空応援要請手順



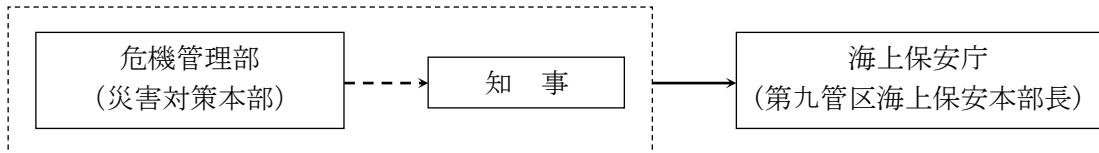
エ 自衛隊ヘリコプター

要請については、本章第6節「自衛隊の災害派遣」による。



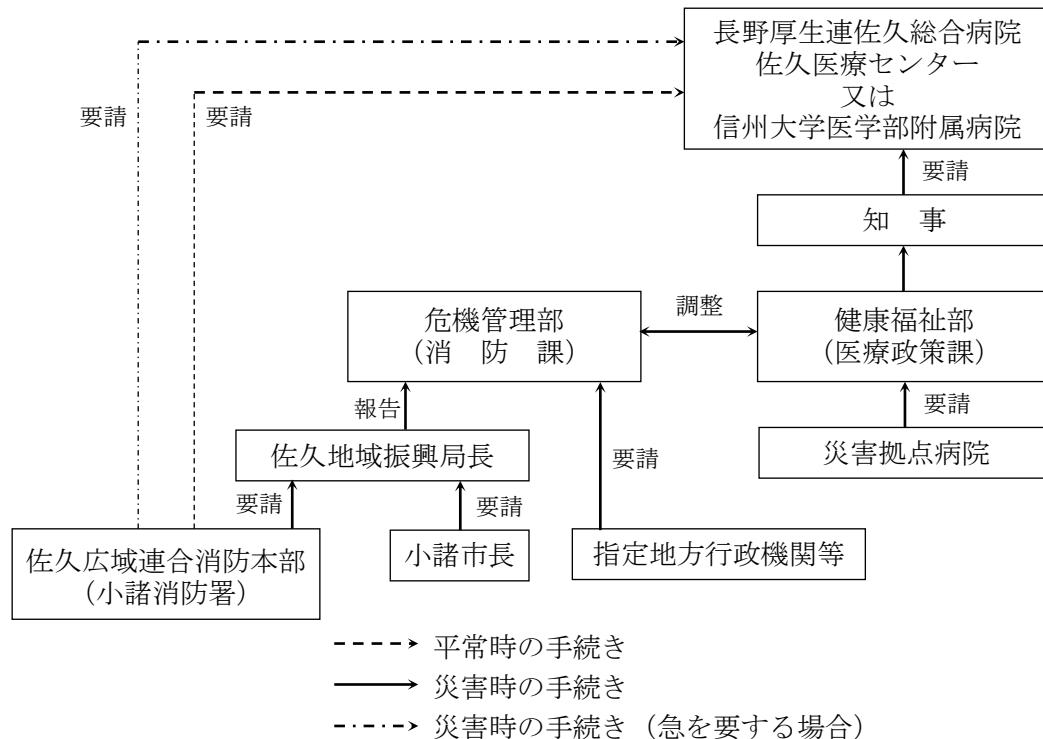
オ 海上保安庁ヘリコプター

救助等の所要が生じた場合、海上保安庁ヘリコプターの応援を要請する。



カ ドクターへリ

重度救急患者の搬送が必要な場合は、危機管理部と健康福祉部が調整の上、長野厚生連佐久総合病院佐久医療センター又は信州大学医学部附属病院へドクターへリの出動を要請する。



2 受入体制の整備

- (1) 県と連携して適切なヘリポート（資料6－1参照）を選定し、必要な人員の配置、散水、危険防止のための適切な措置を行う。
- (2) 傷病者の搬送の場合は、救急車及び受入先病院等について手配する。
- (3) 連絡責任者はヘリポートで待機し、必要に応じて、機長等との連絡に当たる。

第6節 自衛隊の災害派遣

(総務部(危機管理課・企画課))

災害に際して、人命又は財産の保護のため必要と認め、公共性・緊急性・非代替性を満たす場合、自衛隊法第83条第1項に基づき、県知事は自衛隊の災害派遣を要請する。

また、災害対策法第68条の2に基づき、市長は県知事に対し、災害派遣の要請をするよう求めることができる。

自衛隊が派遣された場合は、派遣部隊の円滑な活動を確保するため、県、市は、派遣部隊と密接に連絡調整を行う。

1 災害派遣の要請

(1) 派遣要請の範囲

自衛隊の救援活動の具体的な内容（災害派遣を要請できる範囲）は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等により異なるが、おおむね次による。

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要がある場合、避難者の誘導及び輸送等による避難の援助
遭難者等捜索救助	行方不明者、負傷者等の捜索救助
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動
消防活動	利用可能な消防車、その他の防災用具（空中消火が必要な場合は航空機）による消防機関への協力
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去
応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
給食及び給水、入浴支援	被災者に対する給食及び給水、入浴支援
物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年1月10日総理府令第1号）に基づく、被災者に対する生活必需品の無償貸与又は救じゅつ品の譲与
危険物の保安及び除去等	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去

その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて所要の措置
-----	-------------------------------------

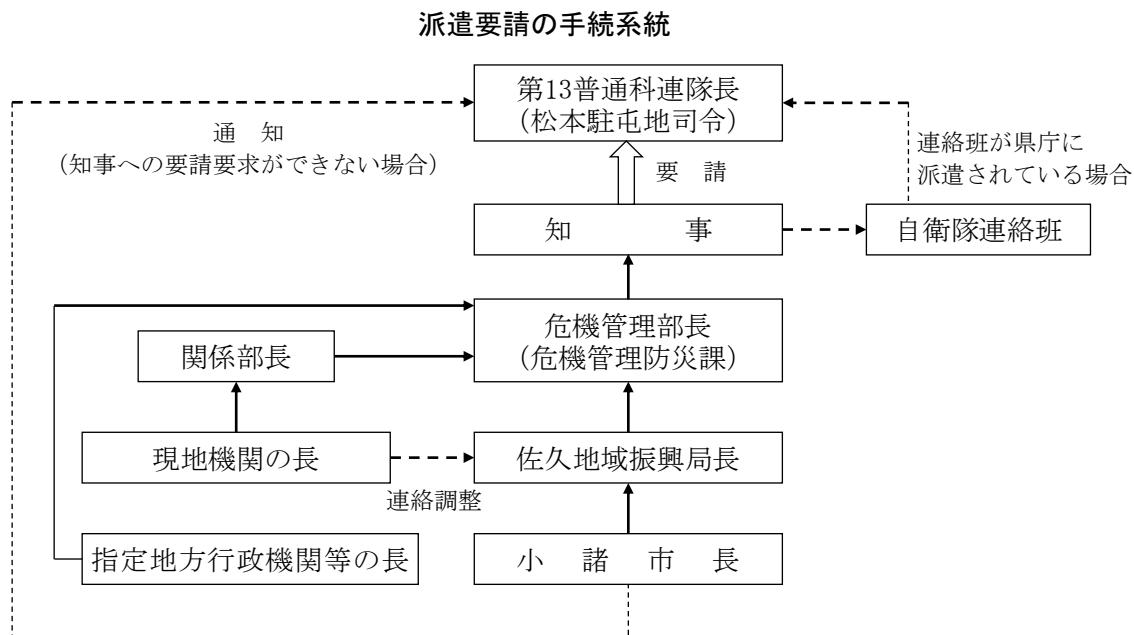
(2) 災害派遣要請手続・系統（後掲参照）

- ア 市長は、自衛隊の災害派遣を求めようとするときは、文書（様式60参照）又は口頭をもって佐久地域振興局長を通じ知事に派遣要請を求める。
 - イ 市長は、アにより口頭をもって要請をしたときは、事後において速やかに佐久地域振興局を通じ文書による要求をする。
 - ウ 市長は、通信の途絶等によりアの要請ができない場合には、その旨及び災害の状況を第13普通科連隊長に通知する。

また、この通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知する。

(3) 派遣要請に当たって明らかにすべき事項

- ・災害の状況及び派遣を要請する理由
 - ・派遣を希望する期間、人員及び機材
 - ・派遣を希望する区域、作業箇所及び内容
 - ・連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況及びその他参考となるべき事項
 - ・ヘリコプターの要請を必要とする場合にあっては、本市のヘリポート



2 派遣部隊の受入体制

- (1) 災害派遣を要請するに当たっては、効率的かつ具体的な作業計画を立てるとともに、必要な物資、器材等を準備しておく。

(2) 派遣された自衛隊との連絡窓口及び連絡責任者は、派遣部隊に対し次の施設等を準備する。

ア 本部事務所

イ 宿舎

ウ 炊事場

エ 駐車場

オ その他（材料置場、ヘリポート等）

3 派遣部隊との連絡調整

派遣部隊の円滑な活動を確保するため、県では自衛隊の長と密接な連絡調整が行われるよう次により区分している。

区分	統括連絡調整者	現地連絡調整者
県災害対策本部が置かれていない場合	危機管理部長	地域振興局長等
県災害対策本部が置かれている場合	災害対策本部長	地方部長
県現地本部が置かれている場合	災害対策本部長	現地本部長

- (1) 市が部隊の活動等について行う要請は、すべて現地連絡調整者を通じて行う。
- (2) 市長は、連絡、交渉の窓口を一本化し、常に現地連絡調整者と連携する。また、市、派遣部隊及び現地連絡調整者の情報共有の場を設置する。
- (3) 市は、部隊の宿舎、部隊の活動に要する資機材等について現地連絡調整者から要請があつたときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力する。

〔自衛隊〕

- (1) 第13普通科連隊長は、迅速な災害派遣及び県その他関係機関との連絡調整を図るため、連絡班を本庁若しくは地域振興局に、偵察班を現地にそれぞれ派遣する。
- (2) 第13普通科連隊長は、災害に際し、被害がまさに発生しようとしており、事情真にやむを得ないと認めた場合は、知事の要請を受け、連絡班等及び部隊を派遣する。（予防派遣）

4 派遣部隊の撤収要請

- (1) 市長は、部隊の活動の必要がなくなったと認めたときは、現地連絡調整者に文書又は口頭をもって報告する。
- (2) 撤収要請書（様式61参照）は、次に掲げる事項を明示する。

ア 撤収日時

イ 撤収要請の理由

ウ 撤収後の措置

エ その他必要事項

5 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、自衛隊の負担すべきものを除き、原則として市が負担し、その内容は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 派遣部隊が、救援活動を実施するために必要とした資機材（自衛隊の装備に係るものを除く。）
- (2) 派遣部隊の宿営に要した土地、建物の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴等の費用

- (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際して生じた（自衛隊の装備に係るものを除く。）損害の補償
- (5) その他救援活動の実施に要した経費で、負担区分に疑義のある場合は、県に調整を依頼して決定する。

第7節 救助・救急・医療活動

(総務部(危機管理課・企画課・財政課・消防課) 保健福祉部(健康づくり課))

大規模災害時における救助・救急・医療活動については、多数の負傷者を迅速に処置することが求められるため、速やかな災害派遣医療チーム（D M A T）の派遣要請、医療救護班の派遣、円滑で効率的な救護活動の実施、医薬品・医療用資機材の供給体制の確保等について関係機関と連携を密にし、一貫性のある的確な対応を行う。

また、道路交通確保が困難となることが予想されるため、救護所や後方医療機関等への搬送方法について、広域的な対応をとる。

なお、災害現場で活動する消防機関、警察等関係機関の部隊は、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行う。

1 救助・救急活動

- (1) 市は、消防機関、警察署、医療機関等と連携して、的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じて、他の地方公共団体等との相互応援協定等に基づく応援要請を本章第4節「広域相互応援活動」及び第6節「自衛隊の災害派遣」により行い、住民の安全確保を図る。
- (2) 消防機関は、県警察本部等との連携及び出動隊の報告等により、道路状況の早急な把握に努め、現場への出動及び医療機関等への搬送に当たり、効率的な対応をする。
- (3) ヘリコプターの支援を求めるときは、本章第5節「ヘリコプターの活用計画」により要請する。
- (4) 住民及び自主防災組織は、住民同士又は自主防災組織内において、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに（共助）、消防機関、救護班等に協力するものとする。

特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努めるものとする。

- (5) 被災者の救出については、次の諸記録を整備する。

- ア 被災者救出状況記録簿（**様式29**）
- イ 被災者救出用機械器具燃料受払簿（救助種目別物資等受払簿）（**様式24**）
- ウ 被災者救出用機械器具修繕簿（**様式27**）
- エ 救出費用支払関係証拠書類

2 医療活動

- (1) 医療救護班及び災害派遣医療チーム（D M A T）の派遣要請

市は、応急医療体制を確立するため、「災害時の医療救護活動に関する協定書」（資料3-10参照）に基づき、（一社）小諸北佐久医師会及び北佐久歯科医師会に対し、医療救護班の派

遣を要請する。

また、長野県災害医療活動指針に基づいた災害派遣医療チーム（D M A T）の派遣を要請する。

(2) 医療救護班の活動内容

医療救護班は、市が設置する避難所又は救護所において、次の活動を行う。

ア 傷病者に対する応急処置及び医療活動

イ 傷病者の受入医療機関への転送の要否及び転送順位の決定

ウ その他、医療救護活動に関する必要な措置

(3) 救護所の設置

市は、災害の状況により、必要に応じて公共施設又は被災地周辺の医療施設等に救護所を設置する。

(4) 医療品等の確保

市は、医療救護班が使用する医薬品等を供給するため、「災害時の医療救護活動及び医薬品等の供給に関する協定書」に基づき、(一社) 小諸北佐久薬剤師会に対し薬剤師班の派遣を要請する。物資が不足する場合には、県（災害医療コーディネートチーム）及び他の市町村に対して調達・あっせんを要請する。

(5) 傷病者の搬送体制の確立

ア 医療機関における受入可能人員、診療機能の稼働状況等について把握し、後方医療機関の確保を行い、警察本部に誘導を要請する等、傷病者の搬送体制を整備する。

また、災害の規模により必要がある場合は、隣接市町、県（災害医療コーディネートチーム）に対し傷病者の受入れについて要請する。

イ 必要に応じて、重症傷病者の災害医療拠点病院（佐久医療センター）、救命救急センター等への緊急輸送について県（災害医療コーディネートチーム）に要請する。

(6) 住民による救急活動

発災直後の応急処置により傷病者の救命率が飛躍的に高まることから、初期救助・救急活動について日ごろから認識を深めるとともに、被災時は感染症対策を講じた上で、自発的に救急活動を行うよう心がける。

(7) 医療活動に関する事務処理

医療活動については、次の諸記録を整備する。

ア 医療救護班活動状況（**様式40**）

イ 診療記録（**様式41**）

ウ 医薬品、衛生材料使用簿（**様式42**）

エ 医薬品衛生材料受払簿（救助種目別物資等受払簿）（**様式24**）

オ 病院、診療所医療実施状況（**様式43**）

カ 助産台帳（**様式44**）

キ 医療及び助産関係支払証拠書類

第8節 消防活動

(総務部 (消防課))

大規模災害等発生時においては、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力のみでは十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

1 消火活動

(1) 出火防止及び初期消火

住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底について広報を行うとともに、消防本部と連携のもと、消防団の効率的な部隊運用を図る。

(2) 情報収集

倒壊家屋状況、人的被害状況、道路状況等、災害情報収集を速やかに実施し、消火活動及び住民に必要な情報の提供を行い、パニックの防止を図る。

(3) 出動

ア 消防職員の出動は、佐久広域連合消防本部消防計画の定めるところによる。

イ 消防団員は、消防団本部からの通報若しくは自ら覚知し、別に定める出動区域計画（資料8-2参照）に基づき出動する。

(4) 消防水利

各地区ごとに水道給水系統、水道管口径、給水能力、水圧等を考慮し、消火栓使用可能数を定め、到着順に応じて消火栓、防火貯水槽、自然水利に区別した水利統制をする。

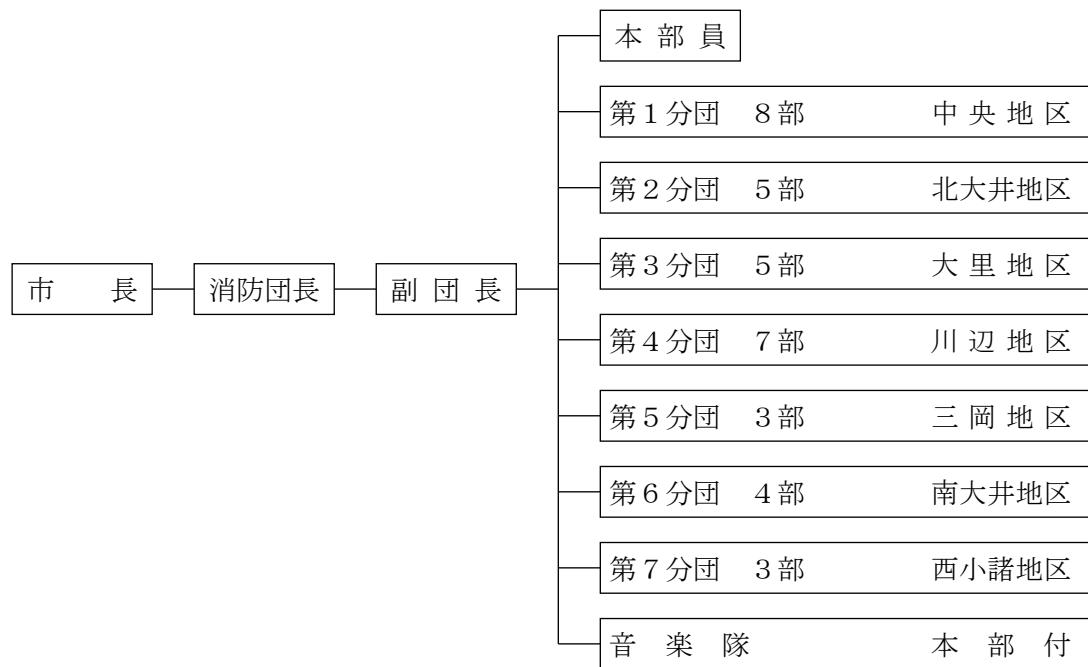
2 応援要請等

(1) 市長は、消防本部と連携して速やかな被害状況の把握を行い、当該状況から、自らの消防力では対処できないとき、又は対処できないと予測されるときは、「長野県消防相互応援協定書」（資料3-1参照）に基づき、他の消防機関等に対し応援を求める。

(2) 市長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、本章第5節「ヘリコプターの活用計画」により要請する。

(3) 市長は、自衛隊の派遣を求めようとするときは、本章第6節「自衛隊の災害派遣」により派遣要請を求める。

消防団組織図



第9節 水防活動

(総務部(危機管理課・消防課) 産業振興部(農林課) 建設水道部(建設課))

風水害時は、河川の増水等のため、水防活動を行う事態が予想される。このため、市は、小諸市水防計画に基づき、水防団(消防団)等を出動させ、(資料9-5⁽²⁾参照)、必要に応じて近隣市町村等の協力・応援を得て警戒活動を強化し、水防対策に万全を期する。

具体的な活動については、「小諸市水防計画」によるものとする。

第10節 要配慮者に対する応急活動

(総務部 (危機管理課・総務課) 市民生活部 (市民課・人権政策課)
保健福祉部 (健康づくり課・福祉課・高齢福祉課・こども家庭支援課)
産業振興部 (商工観光課) 教育委員会事務局 (学校教育課))

災害時には、要配慮者とりわけ避難行動要支援者は、自力での避難等が困難であり、被災する可能性が高いことから、市、県及び医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民等の協力を得ながら、避難行動要支援者の態様に十分配慮した応急活動を行う。

1 避難受入活動

市は、県及び関係機関と相互に連携し、迅速かつ適切に要配慮者の応急対策を講ずる。

(1) 高齢者等避難、避難指示をはじめとする災害情報の周知

要配慮者の態様に応じ、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を的確に行う。

(2) 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認

市は、避難行動要支援者の避難支援等に携わる関係者と連携し、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づき、関係者にあらかじめ提供した名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行う。

なお、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努めるとともに、避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、必要に応じて避難支援等を行う。

(3) 避難所での生活環境整備

災害時に通常の避難所では生活が困難な要配慮者を応急的に受け入れるため、施設・設備や人員体制の整った福祉避難所、あるいは通常の避難所の一部を仕切った福祉避難室を必要に応じて設置する。

また、要配慮者の態様に応じ、次の支援を行う。

ア 避難所における設備の整備

段差解消やスロープ・身体障がい者用トイレの設置等を必要に応じて行う。

イ 避難所における物資の確保及び提供

車椅子等の補装具、医薬品、介護用品、介護機器、ポータブルトイレをはじめとする日常生活用品等を確保し、必要性の高い要配慮者から優先的に支給・貸与等を行う。

ウ 避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供

福祉避難所（室）及び要配慮者が生活する避難所には、保健師等による相談体制を整え、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、必要に応じて医師、看護師、保健師、

介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を行う。

なお、派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行う。

エ 外国籍住民や外国人旅行者への支援体制の整備

外国籍住民や外国人旅行者に対して多言語による情報提供や避難所への巡回による支援などをを行うため、必要に応じて災害多言語支援センターの設置を行う。

オ 情報提供体制の確立

避難所等で避難生活を送る要配慮者に対して、被災状況や生活に必要な各種情報を提供するため、インターネットの端末、ファクシミリ、ホワイトボード等を状況に応じて設置するとともに、手話・外国語通訳者等を配置する。

2 社会福祉施設等に係る対策

(1) 入所者・利用者の安全確保

ア 市は、社会福祉施設の管理者等を通じて施設利用者の安否確認を行うとともに、必要な救助・避難支援を行う。

イ 市は、施設が被災し、又はそのおそれがある場合には、その機能を低下させない範囲内で、援護の必要性の高い被災者を優先的に隣接する地域の社会福祉施設に移送する。

(2) 支援活動

ア ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者へ要請する。

イ ライフラインの復旧までの間、水、食料等の確保のための措置を講ずる。

ウ ボランティアへの情報提供などを含めた協力体制を確保する。

3 在宅者対策

市は、災害発生後、避難所に避難しないで自宅等で過ごす要配慮者に対し、民生・児童委員、地域住民、自主防災組織等の協力により、要配慮者の態様に応じ、次の支援を行う。

(1) 在宅者の訪問の実施

在宅の要配慮者に対し、定期的な訪問体制を確立する。

(2) 物資の確保及び提供

必要に応じて日常生活に必要となる物資等を提供する。

(3) 相談体制の整備

在宅の要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、要配慮者の態様に応じた助言と支援を行う。

(4) 情報提供体制の確立

災害状況や生活に必要な各種情報について、要配慮者の態様に応じた手段により提供する。

4 児童に係る対策

市は、次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

(1) 避難所の責任者等を通じ、避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握する。

- (2) 住民基本台帳による犠牲者の確認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う。
- (3) 避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族等に提供する。

5 観光客対策

市は、ホテル・旅館等の観光施設管理者等と連携して、市内に滞在中の観光客の把握及び安全確保に努めるとともに、安否確認等の問い合わせに的確に対応する。

6 外国籍住民対策

迅速に外国籍住民の安否確認に努めるとともに、外国籍住民が孤立しないよう、各種情報の収集・提供ができる体制の整備等に努める。

- (1) 広報車や防災行政無線等により、外国語による広報を行い、外国籍住民の安全かつ迅速な避難誘導に努める。
- (2) 外国籍住民の迅速な安否確認に努める。
- (3) 外国語による相談窓口等を開設し、災害に関する外国籍住民のニーズの把握に努める。

7 応急仮設住宅等の確保

市は、要配慮者向けの応急仮設住宅について、県と連携して必要数設置するとともに、必要性の高い要配慮者から優先的に入居を進める。

8 広域相互応援体制等の確立

広域にわたる大規模災害が発生した場合や、社会福祉施設等が被災し、避難所や他の施設へ一次的・応急的に避難が必要な場合などにおいては、要配慮者の移送、受入れ等が集中的に必要になることが考えられる。市は、要配慮者の救助・避難支援、避難所生活等に関し、市の区域を越えて応援が必要となった場合は、必要となる人員、資機材及び避難所等を確認の上、県、他市町村及び関係機関に応援要請を行う。

なお、他市町村等から応援要請があった場合には、可能な限り協力するよう努める。

第11節 緊急輸送活動

(総務部(危機管理課・企画課・財政課) 建設水道部(建設課))

緊急輸送の実施に当たっては、住民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則とし、被災者の避難及び災害応急対策等の実施に必要な要員及び物資の輸送を応急復旧の各段階に応じて迅速、的確に行う。

1 緊急輸送の実施体制及び輸送の優先順位

大規模災害時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、ヘリコプターの活用を含む総合的な輸送確保を行う。

また、緊急輸送活動に当たっては、被害の状況、緊急性度、重要度によって判断し、①人命の安全 ②被害の拡大防止 ③災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進し、原則として次の優先順位をもって実施する。

第1段階の活動	第2段階の活動	第3段階の活動
<ul style="list-style-type: none"> ・人命救助 ・消防等災害拡大防止 ・ライフライン復旧 ・交通規制 	<ul style="list-style-type: none"> ・(第1段階の続行) ・食料、水、燃料等の輸送 ・被災者の救出搬送 ・応急復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ・(第1・第2段階の続行) ・災害復旧 ・生活必需物資輸送

2 緊急輸送体制の確立

輸送施設、交通施設の被害状況及び復旧状況、人員、機材、燃料の確保状況、必要輸送物資の量等を勘案し、状況に応じた緊急輸送体制を確立する。

(1) 車両による輸送

ア 輸送路の確保

(ア) 市長は、県及び警察等関係機関と協議の上、県指定の緊急輸送道路及びそれらと市内の拠点施設（市庁舎、医療施設、ヘリポート、物資輸送拠点など）を結ぶ道路を緊急輸送道路とし、交通規制、障害物の除去等必要な対策を進める（資料6-5・6-6参照）。

(イ) 市は、市道において、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要のあるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、警察等と連携し、自ら車両の移動等を行う。

イ 車両の確保

(ア) 市所有車両等の確保

車両等の掌握、管理は、総務部が行う。市所有車両等は、**資料6-3**のとおりである。

(イ) 市所有以外の輸送力の確保

市所有車両等により応急措置の輸送力を確保できないときは、次の順序で車両の借上げについて協力を要請する。なお、協力を要請する場合は、輸送区間、輸送期間、輸送対象及び輸送台数等必要な輸送条件を明示して行う。

- a 官公署及び公共団体の車両等
- b 民間輸送業者の車両等
- c その他自家用車両等

(2) 空中輸送力の確保

陸上の一般交通が途絶した場合等、緊急にヘリコプターによる輸送が必要となったときは、県消防防災ヘリコプターの出動要請を行う。

3 交通規制

(1) 市の管理する道路において、災害が発生し、交通規制の必要が生じたときは、所定の道路標識及び標示板を設置し、交通の安全を図るとともに、禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を小諸警察署長に通知する。

(2) 實施区分

区分		事項
道路管理者	国 道 国土交通大臣 県管理国 知 事 道、県道 市 道 市 長	1 道路の破損、全壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合
警 察	公 安 委 員 会 警 察	1 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資を緊急輸送する必要があると認めたとき。 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認めたとき。 3 道路の損壊、災害の発生その他の事情により、道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合

(3) 規制標識

ア 規制標識は道路法第45条（道路標識の設置）及び災害対策基本法施行規則第5条（通行の禁止又は制限についての標示の様式等）による。

イ 標識には禁止・制限の対象、区間、期間、理由並びにその他う回路等を明示する。

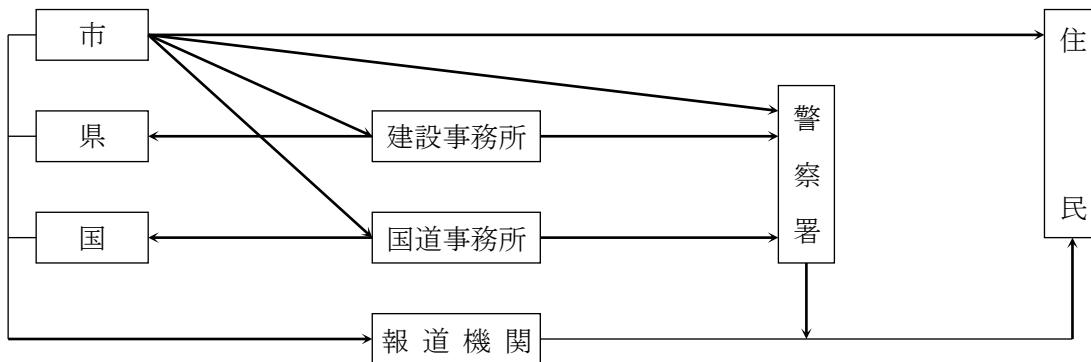
(4) う回路線

名 称	う 回 路
県道八幡小諸線	大型車：う回路なし、普通車：宮沢～飯綱線～久保のう回路線

主 地 方 道 諏訪白樺湖小諸線	(1) 茂登里橋を経て風速線のう回路線による。 (2) 一般国道18号によるう回
市 道 裴 腰 線	上の平～御牧ヶ原線又は西浦、大久保～鶴久保によってう回する。
市 道 諸 菱 野 線	諸～滝原線又は菱野～後平線によってう回する。

(5) 規制の報告

ア 規制時における通報系統は次のとおりとする。



イ 報告、通知内容は禁止・制限の対象、区間、期間、理由並びにその他う回路の有無等とする。

4 輸送拠点の確保

緊急輸送が円滑に推進されるためには、受け入れた物資を拠点に一旦集積し、各避難所ごとに分類して発送することが効率的である。ヘリコプターによる輸送も考慮し、陸上と航空の輸送が一元的に推進できる拠点を設定する。

(1) 地域内物資輸送拠点（資料6-1参照）を速やかに開設し、指定避難所までの輸送体制を確保するとともに、その周知徹底を図る。

また、輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。

(2) 各避難所での必要物資につき、輸送拠点と連携を密にする。

5 交通、輸送に関する事務処理

交通、輸送については、次の諸記録を整備する。

(1) 輸送記録簿（様式53）

(2) 燃料及び消耗品受払簿（救助種目別物資等受払簿）（様式24）

(3) 修繕費支払簿（様式54）

(4) 輸送に関する支払関係証拠書類

6 障害物の除去

市は、倒壊した建物や電柱、街路樹及び放置車両等の障害物を速やかに除去し、道路交通の確保を図る。

なお、障害物の除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

(1) 優先順位

緊急輸送道路を優先して行う。また、危険なもの、通行上支障のあるもの等から先に収集・運搬する。

(2) 集積場所の確保

障害物の一時集積場所を確保し、損壊した建物の残骸等持ち運びの困難なものを運搬し、集積する。その際、再び人命、財産に被害を与えないようする。

(3) 障害物の処理

災害廃棄物の粉碎・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルに努める。また、アスベスト等の有害廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の規定に基づき、適正な処理を進める。

(4) 放置車両等の移動等

ア 市管理の道路上で、放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。

イ 運転者がいない場合等においては、警察等と連携し、自ら車両の移動等を行う。

(5) 応援協力体制

ア 市に所在する各機関等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置をとる。

イ 市のみでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請する。

(6) 労働力等の確保

「災害時の応急措置に関する協定書」（資料3-15参照）に基づき、事業協同組合小諸市建設業協会及び小諸市建設協議会に対し、労働力及び資機材の供給について協力を要請する。

(7) 障害物除去に関する事務処理

障害物除去については、次の諸記録を整備する。

ア 障害物除去該当世帯調（様式51）

イ 障害物除去の状況記録簿（様式52）

ウ 障害物除去支払関係証拠書類

第12節 避難受入れ及び情報提供活動

(総務部 (危機管理課・総務課・財政課・消防課))

(市民生活部 (市民課・税務課・人権政策課))

(保健福祉部 (福祉課・高齢福祉課・健康づくり課・こども家庭支援課))

(建設水道部 (建設課))

(教育委員会事務局 (学校教育課・文化財・生涯学習課・スポーツ課))

(監査委員事務局 (兼選挙管理委員会事務局))

風水害発生時においては、河川の氾濫、建築物の破損、崖崩れ等が予想され、地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な避難受入対策を実施する。その際、要配慮者については十分考慮する。

1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

(1) 実施機関

ア 風水害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対して避難指示等を発令し、伝達する。

避難指示等を発令する者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難指示等を発令した場合は、速やかにその内容を住民に周知する。

その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。

また、避難指示等の発令に資する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難行動等を促す。

警戒レベル	住民が取るべき行動	市の対応	気象庁等の情報 (相当する警戒レベル)
5	命の危険 直ちに安全確保! ・すでに安全な避難ができず、命が危険な状況。いまいる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する。	緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない	大雨特別警報 氾濫発生情報 (警戒レベル5相当)
〈警戒レベル4までに必ず避難!〉			
4	危険な場所から全員避難 ・過去の重大な災害の発生時に匹敵する状況。この段階までに避難を完了しておく。 ・台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了しておく。	避難指示	土砂災害警戒情報 氾濫危険情報 (警戒レベル4相当)

3	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主动的に避難する。	高齢者等避難	大雨警報※ 洪水警報 氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当)
2	自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により、自宅等の災害リスクを再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認するなど。		大雨警報に切り替える可能性が高い注意報 大雨注意報 洪水注意報 氾濫注意情報 (警戒レベル2相当)
1	災害への心構えを高める		早期注意情報(警報級の可能性)

※夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い注意報は、警戒レベル3（高齢者等避難）に相当します。

高齢者等避難、避難指示の実施機関、根拠等

実 施 事 項	機 関 等	根 拠	対 象 災 害
高齢者等避難	市長	災害対策基本法第56条	災害全般
避 難 指 示	市長	災害対策基本法第60条	災害全般
	知事	災害対策基本法第60条	災害全般
	水防管理者	水防法第29条	洪水
	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり
	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害全般
	自衛官	自衛隊法第94条	災害全般
緊急安全確保	市長	災害対策基本法第60条	災害全般
	知事	災害対策基本法第60条	災害全般
	警察官	災害対策基本法第61条	災害全般
指定避難所の開設、受入れ	市長		

イ 知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における市長の事務を、市長に代わって行う。

ウ 県、指定行政機関及び指定地方行政機関は、市から求めがあった場合には、その所掌事務に關し、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言する。また、県は、時機を失すことなく避難指示等が発令されるよう、市に積極的に助言する。さらに、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等も活用し、適切に判断を行う。

(2) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の意味

ア 「高齢者等避難」

災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難するべき状況において、市長から必要な地域の居住者等に対し発令される情報である。避難に時間要する高齢者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。

イ 「避難指示」

災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難するべき状況において、市長から必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。

ウ 「緊急安全確保」

災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう市長が特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。

ただし、災害が発生・切迫している状況において、その状況を市が必ず把握することができるとは限らないこと等から、本情報は市長から必ず発令される情報ではない。また、住居の構造・立地、周囲の状況等が個々に異なるため、緊急時においては、市は可能な範囲で具体的な行動例を示しつつも、最終的には住民自らの判断に委ねざるを得ない。したがって、市は平時から居住者等にハザードマップ等を確認し災害リスクとるべき行動を確認するよう促すとともに、緊急安全確保は必ずしも発令されるとは限らないことを周知しつつ、緊急安全確保を発令する状況やその際に考えられる行動例を居住者等と共有しておくことが重要である。

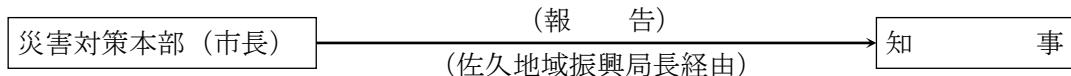
(3) 措置及び報告、通知等

ア 市長の行う措置

(ア) 避難指示等の区分

市は、別に定める「避難情報の判断・伝達マニュアル」に基づき、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、住民等に対し、避難方向又は指定緊急避難場所を示し、避難指示等を発令する。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内にとどまっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内の2階以上の場所への退避等の緊急安全確保を住民等に指示する。また、災害の危険性が高まり、避難指示を行う際は、必要に応じて県、指定行政機関及び指定地方行政機関から速やかに助言を受け、その対象地域、発表及び解除の判断時期等について検討する。

(イ) 報告（災害対策基本法第60条）



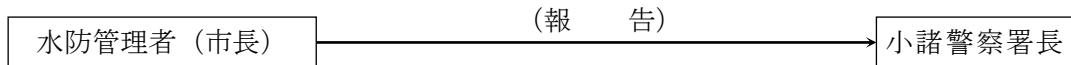
※避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告する。

イ 水防管理者の行う措置

(ア) 指示

水防管理者は、洪水の氾濫により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。

(イ) 通知（水防法第29条）



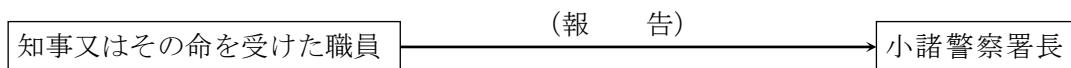
ウ 知事又はその命を受けた職員の行う措置

(ア) 洪水のための指示

水防管理者の指示に同じ。

(イ) 地すべりのための指示（地すべり等防止法第25条）

地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。



(4) 避難指示等の時期

前記(3)ア(ア)に基づき、その条件に該当する地域が発生すると予想され、住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。

なお、避難指示等を解除する場合には、十分に安全性の確認に努める。

(5) 避難指示等の内容

避難指示等の発令に際して、次の事項を明確にする。

ア 発令者

イ 発令日時

ウ 避難情報の種類

エ 対象地域及び対象者

オ 指定緊急避難場所

カ 避難の時期・時間

キ 避難すべき理由

ク 住民のとるべき行動や注意事項

ケ 避難の経路又は通行できない経路

コ 危険の度合い

(6) 住民への周知

ア 避難指示等の発令者は、災害情報共有システム（Lアラート）の活用や関係事業者の協力を得つつ、速やかにその内容を市防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ、

又は、直接、住民に対し周知する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。

なお、市は、住民に対し、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて周知徹底に努める。

イ 市長は、災害による危険地域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるため、警鐘、サイレン等により周知する。

ウ 避難のため立ち退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるとき、市長は県に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を要請する。

県は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき放送機関に対して放送を要請する。要請を受けた放送機関は危険地域の住民に周知徹底するため、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。

エ 市は、様々な環境下にある住民、要配慮者利用施設の施設管理者等及び地方公共団体職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、市防災行政無線(個別受信機を含む)、ニアラート(災害情報共有システム)、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。

(7) 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援

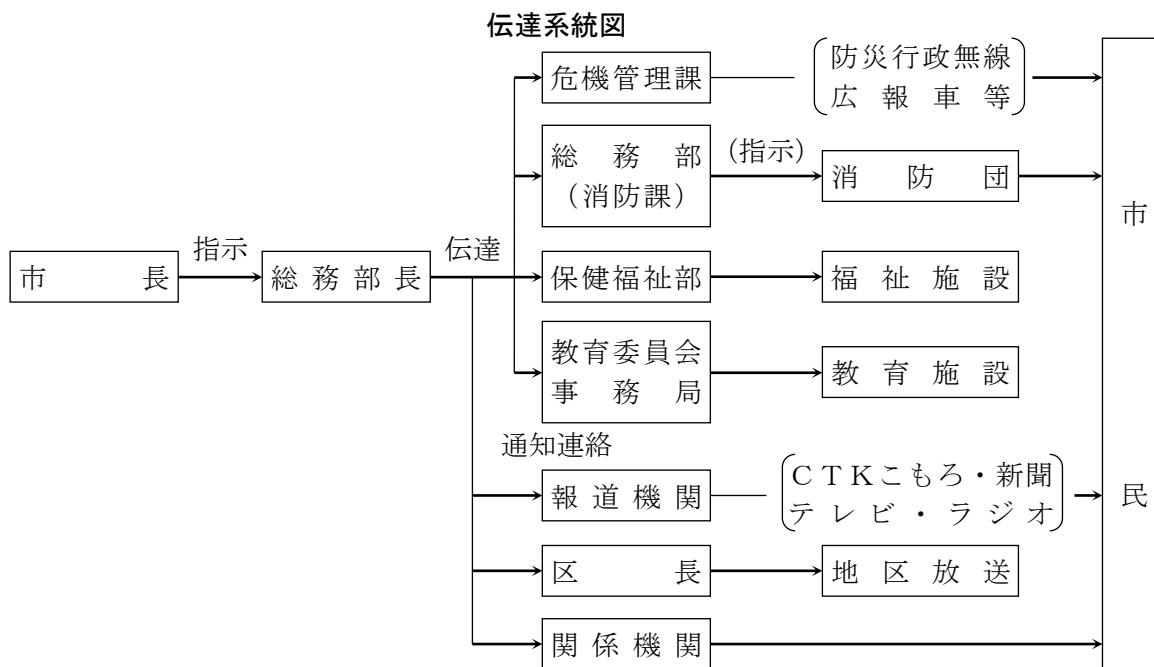
市は、避難指示等を発表したときには、直ちに民生・児童委員、区長、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。また、必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行う。

(8) 市有施設における避難活動

災害時においては、火災等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、要配慮者に十分配慮する。

ア 施設の管理者は、災害時において在庁者に危険があると予測される場合又は在庁者の生命及び身体を災害から保護するために必要な場合は避難の誘導を行う。

イ 避難指示等が発令された場合は、速やかに内容を庁内放送、職員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。



(注) 上記の周知方法については、あらかじめ市職員、関係機関、住民等に周知しておくものとする。

2 警戒区域の設定

(1) 実施者

- ア 市長、市職員（災害対策基本法第63条）
- イ 水防団長、水防団員、消防職員（水防法第21条）
- ウ 消防吏員、消防団員（消防法第28条）
- エ 警察官（前記の法に定める各実施者が、現場にいない場合又は依頼された場合）
- オ 自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第63条第3項——市長又はその職権を行う者がその場にいない場合に限る。）

なお県は、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退却を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土砂等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、市に代わって行う。

(2) 警戒区域設定の意味

「警戒区域の設定」とは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入りを制限、禁止、又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難指示と異なる点は、次の3点である。

- ア 避難指示が対人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止、及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。
- イ 警戒区域の設定は、避難指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。
- ウ 避難指示についてはその罰則規定がないのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

(3) 警戒区域の設定を行った場合は、避難指示と同様、関係機関及び住民に対してその内容を周知する。

(4) 前記(1)才の自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を市長に通知する。

3 避難の誘導・移送

(1) 避難の方法

災害時における避難に当たっては、在宅の避難行動要支援者への情報の伝達、避難誘導等について近隣住民の果たす役割が大きいことから、市は地域の自主防災組織及び自治会等と連携し、避難の際は、警察官、消防団員等の誘導の下、これらの単位集団で行動するよう徹底する。

(2) 避難の誘導

避難指示をしたときの誘導は、次のとおりとする。

ア 各地区ごとの避難誘導については、当該地区の区長を誘導責任者とし、警察官及び当該地区的消防団員を誘導員とする。

イ 危険区域及び指定緊急避難場所に市職員及び誘導員を配置し、適切な避難誘導を行う。

(3) 避難の順位等

ア 住民間の避難の順位は、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、障がい者等避難行動要支援者の避難を優先する。

イ 地区ごとの避難の順位は、災害発生の時期を客観的に判断し、先に災害が発生すると認められる地区内居住者の避難を優先する。

(4) 誘導時の留意事項

ア 誘導員は、指定緊急避難場所、経路及び方向を的確に指示する。

イ 誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。

ウ 危険地域には、標示、繩張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。

エ 浸水地にあっては、舟艇又はロープ等を利用し、安全を期する。

オ 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。

カ 高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自分で立ち退くことが困難な者については、市が車両、舟艇及びヘリコプターの要請等により移送する。

また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行う。

キ 避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、あらかじめ定めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行う。

ク 災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、市において処置できないときは、市は佐久地域振興局を経由して県へ応援を要請する。要請を受けた県は、自衛隊の出動を求める等適切な処置を行う。

市は、状況によっては、直接、他の市町村、警察署等と連絡して実施する。

ケ 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明具を最大限活用する。

コ 誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

(5) 移送の方法

ア 小規模の移送

避難者が自力で立ち退くことが不可能な場合は、市は車両等により移送する。

イ 大規模の移送

災害地が広範囲で、大規模な移送を必要とし、市において対応できないときは、県に応援要請をする。

(6) 避難時の留意事項

避難誘導員は、避難に当たり次の事項を住民に周知徹底する。

ア 戸締り、火気の始末、ブレーカーの遮断を完全にする。

イ 携帯品は、必要最小限のものにする。

(食料、水筒、タオル、ティッシュペーパー、着替え、常備薬、お薬手帳、母子健康手帳、懐中電灯、携帯ラジオ、毛布等)

ウ 服装は、なるべく軽装とし、帽子、雨具、防寒衣等を携行する。

4 避難所等の開設・運営

市は、収容を必要とする被災者の救出のために指定避難所を設置するとともに、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、指定避難所における良好な生活環境確保のため、必要な措置をとる。

その際、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境確保について、県、関係団体等と連携して対策を講じる。

(1) 避難所の開設

ア 災害のため現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため指定避難所（資料7-1参照）を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。

イ 災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。

ウ 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

エ 避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。

オ 指定避難所を開設したときは、市長はその旨を公示し、指定避難所に受け入れるべき者を誘導し保護する。

カ 市長は、災害の状況により指定避難所が使用不能となったとき又は受入定数を超えたときは、仮設避難所を設置する等適切な措置をとる。

キ 避難所開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。

ク 指定避難所の開設に当たっては、各世帯の人数・構成等に適した居住スペースの提供のため、また世帯間の距離を適正に保つために、テープやパーティション等を活用して避難スペース・通路等の区画整理を行う。

ケ 避難者の受入れに当たっては、それぞれの指定避難所に受付を設置して、避難者情報を収集するとともに、感染症対策のため、受付時の確認、適切な避難所レイアウト、感染症を発症した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室の確保等の必要な措置を講じる

よう努める。

コ 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について次の者の協力が得られるように努める。

(ア) 避難者

(イ) 住民

(ウ) 自主防災組織

(エ) 他の地方公共団体

(オ) ボランティア

(カ) 指定避難所運営について専門性を有したN P O等の外部支援者

サ 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

(2) 運営

ア 指定避難所の運営

(ア) 避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている避難者等に係る情報の把握に努める。

(イ) 避難の長期化等、必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮する。

(ウ) 指定避難所における生活環境について次の事項に注意を払い、必要な措置をとることで、常に良好なものであるよう努める。

a トイレの設置状況等の把握に努め、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置への配慮

b 食事供与の状況の把握に努め、栄養バランスの取れた適温の食事の提供

c 避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドの設置

d 入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保

e 避難の長期化等必要に応じて、避難者の健康状態や指定避難所の環境状況の把握

(a) パーティション等によるプライバシーの確保状況

(b) 段ボールベッド等の簡易ベッドの設置状況

(c) 入浴施設設置の有無及び利用頻度

(d) 洗濯等の頻度

(e) 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度

(f) 暑さ・寒さ対策の必要性

(g) 食料の確保、配食等の状況

(h) し尿及びごみの処理状況

f 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努めるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握

(エ) 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理

用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回や防犯ブザーの設置による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。

- (オ) 指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、次のような対応をとるなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
 - a 女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する。
 - b トイレ・更衣室・入浴施設等は、昼夜を問わず安心して使用できる場所に設置する。
 - c 照明を増設する。
 - d 性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載する。
 - (カ) 災害の規模、避難者の受入状況、避難の長期化等を考慮し、必要に応じて、ホテル・旅館等への移動を避難者に促す。
 - (キ) 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。
 - (ク) やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。
 - (ケ) 在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。
 - (コ) 車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。
 - (サ) 指定避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、指定避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努める。
 - (シ) 指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等にかかわらず適切に受け入れる。
 - (ス) 必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。
- イ 給食、給水その他の物資の支給
避難者に対する給食、給水その他の物資の支給は、本章第14節～第16節により実施するが、支給物資の調達を円滑に実施するため、避難人員等を速やかに把握する。
また、畳等がない施設については、ゴザ、むしろ等を調達し配置する。
- ウ 要配慮者への対応
指定避難所への受入れ及び指定避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わ

せ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やN P O・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図る。

- (ア) スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車いすや障がい者用携帯便器等の供給等、高齢者、障がい者等に配慮した設備、機器等の整備を行う。
- (イ) 異性に介助される要介助者、性的マイノリティの方等が利用しやすいように、性別を問わず利用できるトイレ、更衣室等を設置するよう努める。
- (ウ) 介護用品、育児用品等要配慮者の態様に応じた生活必需品の調達確保に努める。
- (エ) 災害発生後できる限り速やかに、すべての指定避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努める。
 - a 介護職員等の派遣
 - b 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施
 - c 病院や社会福祉施設等への受入れ
- (オ) 要配慮者の心身双方の健康状態に特段の配慮を行い、保健師等による巡回健康相談、メンタルヘルスケア等を実施する。
- (カ) 大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保する。

(3) 県職員等の派遣要請

指定避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、市において人員が不足し、運営に困難を來した場合、県職員等の派遣を要請し、協力を依頼する。

(4) 指定避難所に関する事務処理

指定避難所の開設、受入れ等については、次の諸記録を整備する。

- ア 避難所収容台帳（**様式26**）
- イ 避難所用物品受払簿（救助種目別物資等受払簿）（**様式24**）
- ウ 避難所設置及び収容状況（**様式28**）
- エ 避難所設置に要した支払証拠書類及び物品受払証拠書類

(5) 学校等における対策

市教育委員会事務局、保健福祉部及び学校長等は、次の対策を適切に講ずる。

ア 学校等が地域の指定避難所となった場合、学校長等は、できるだけ速やかに学校等を開放する。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。

また、学校等としての教育機能維持の観点から、あらかじめ指定避難所として使用される場所についての優先順位等を定めておく。

イ 学校長等は、指定避難所の運営について、必要に応じ、市に協力する。

なお、市の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の受入れ、保護に努める。

ウ 幼児及び児童生徒が在校時に災害が発生し、地域の指定避難所となった場合、学校長等は、幼児及び児童生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報・指令の伝達に万全を期するとともに、避難所内に避難者と幼児及び児童生徒のための場所を明確に

区分する。

〔関係機関〕

- (1) 指定避難所の運営について、必要に応じ市長に協力する。
- (2) 被災地の周辺地域の社会福祉施設等においては、入所者・利用者の処遇の継続を確保した後、余裕スペースなどを活用し、マンパワー等を勘案しながら、要介護者等援護の必要性の高い者から優先的に被災者の受入れを行う。
- (3) 日本赤十字社長野県支部は、市の災害対策本部並びに当該日赤地区（各市及び郡の日赤窓口）・分区（各町村の日赤窓口）と連携をとり、被災者救援に協力する。
ア　日本赤十字社長野県支部「災害救援物資配分基準」による、毛布・日用品セットの提供
イ　赤十字防災ボランティアによる労力の提供（炊き出し、救援物資の輸送等）
- (4) 民生・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については県や市に提供する。

〔住民〕

指定避難所の管理運営については、市長の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い、良好な環境の下で避難生活ができるよう努める。

5 広域避難及び広域一時滞在を要する場合の活動

(1) 広域避難の対応

ア 協議

災害の予測規模、避難者数にかんがみ、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。なお、広域避難に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。

イ 実施

あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

ウ 避難者への情報提供

避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関、他の地方公共団体及び事業者と相互に連絡をとりあい、放送事業者等を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。

(2) 広域一時滞在の対応

ア 協議

市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。なお、広域一時滞在に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。

イ 広域的避難収容活動の実施

政府本部が作成する広域的避難収容実施計画に基づき、適切な広域的避難収容活動を実施する。

6 住宅の確保

住居の被災により避難所生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう県及び市は相互に連携し、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供又は住宅情報の提供を行う。

なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて市が住宅の提供を行う。

- (1) 利用可能な公営住宅等を把握し、被災者に提供する。
- (2) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。
- (3) 災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請する。

ア 応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で被災者が住居に必要な戸数とする。

イ 応急仮設住宅の建設のため、市公有地又は私有地を提供する。

ウ 被災者の状況調査を行い、入居者の決定の協力をを行う。

エ 知事の委任を受けて、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。

- (4) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する。
- (5) 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等を把握し、被災市町村に情報提供を行う。
- (6) 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するため、心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れにも配慮する。

7 住宅の応急修理

市は、被災した住家について、居住のために必要な最小限度の部分を、応急的に補修する。

(1) 修理の方法

被災住宅の応急修理については、応急仮設住宅の建設の方法に準じて、救助の実施機関である市長が、現物給付をもって実施する。

(2) 修理の対象者

ア 対象者の範囲

被災住宅の応急修理の対象となる者は、次のいずれの事項にも該当する者とする。

- (ア) 災害によって住家が半壊又は半焼し、その居住者がそのままでは当面の日常生活を営むことができない者であること。
 - (イ) 自らの資力をもっては、応急修理をすることができない者であること。
- イ 対象者の選定

市が、被災者の資力や生活条件等を十分に調査して選定する。
- (3) 住宅応急修理に関する事務処理

住宅の応急修理については、次の諸記録を整備する。

 - ア 住宅応急修理記録簿（様式39）
 - イ 修理関係工事書類（契約書、設計書、仕様書等）

ウ 工事代金等支払証拠書類

8 被災者等への的確な情報提供

- (1) 市は、県と連携して、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。
- (2) 市は、半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者について、住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続、避難所での炊き出し等において、在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、被災者台帳等へ反映するよう努める。
- (3) 市自らの調査では避難先が把握できない場合は、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、広報による申し出の呼びかけ等により、把握に努める。
- (4) 市は、県と連携して、被災者のニーズを十分把握し、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパー・マーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

なお、その際、要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行う。

- (5) 市は、県と連携して、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることを考慮し、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。
- (6) 市は、県と連携して、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずる。
- (7) 市は、県と連携して、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずる。
- (8) 市は、県と連携し、要配慮者、住宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。
- (9) 市は、県と連携し、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察、消防及び関係機関とも協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

第13節 孤立地域対策活動

(総務部 (危機管理課・企画課・財政課・消防課)
保健福祉部 (健康づくり課) 建設水道部 (建設課))

災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信の孤立と交通手段の孤立である。情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を阻害して人命救助活動を不可能にし、交通手段の孤立は救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に甚大な影響を及ぼす。

孤立地域への災害応急対策は、常にこれを念頭に置き、

- (1) 通信手段の確保等による被害実態の早期確認と、ヘリコプターの活用等による救急救助活動の迅速な実施
- (2) 陸上輸送、ヘリコプターの確保等による緊急物資等の輸送
- (3) 道路の応急復旧による生活の確保

の優先順位をもって当たる。

1 孤立実態の把握対策

- (1) 交通手段の寸断状況や、電気、通信等のライフラインの途絶・復旧見込み、住民の物資の備蓄状況、道路啓開に要する時間といった住民生活への影響を勘案し、孤立状況を把握するとともに、被害の概要について情報収集を行い、県に対して直ちに速報する。
- (2) 孤立予想地域に対し、NTT回線及び防災行政無線等を活用して、孤立状況の確認を行う。

2 救助・救出対策

- (1) ヘリコプターによる救急搬送が予想される場合は、概要を直ちに県に速報する。
- (2) ヘリコプターの要請に際しては、救助場所のヘリポートを確保するとともに、被救助者の容態、人数等に関し、できる限り多くの情報を収集して報告する。
- (3) 負傷者等が多い場合は、医師等の現地派遣について検討する。
- (4) 孤立地域内の要配慮者や観光客等の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難場所の有無等について検討し、必要に応じて県又は他市町村の応援を得て、救出活動を実施する。

3 通信手段の確保

職員の派遣、防災行政無線、消防無線による中継及びアマチュア無線の活用等、各機関と協力して、あらゆる方法により、応急的な情報伝達手段の確保に努める。

4 食料品等の生活必需物資の搬送

迂回路による輸送の確保に努めるとともに、ヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、県に対してヘリコプターの出動要請を行う。

5 道路の応急復旧活動

孤立地域に通ずる道路の被害状況を早急に把握し、徒步、二輪、四輪車の順に、一刻も早い交通確保に努める。

第14節 食料品等の調達供給活動

(総務部 (危機管理課・財政課))
 (産業振興部 (商工観光課・農林課))

災害時には、住居の浸水や焼失及びライフラインの途絶等により、食料の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。このため、迅速に食料を調達し、被災者に供給する。

1 食料品等の調達

(1) 自力での調達

市の備蓄物資の放出及び市内の食料品販売業者等の協力を得て、物資を調達する。

(2) 協定に基づく応援要請

計画等で定めた必要量を超えるような供給が必要となった場合は、次の方法により、支援を要請する。その際、必要な種類及び数量を明示して行う。

ア 「長野県市町村災害時相互応援協定書」(資料3-3参照)に基づく長野県内市町村に

対する要請

イ 「姉妹都市災害時相互支援協定書」(資料3-8参照)に基づく富山県滑川市に対する要請

ウ 「姉妹都市災害時相互応援に関する協定書」(資料3-9参照)に基づく岐阜県中津川市・神奈川県大磯町に対する要請

エ 「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書」(資料3-17参照)、「災害時における食料品等災害関連物資の供給協力に関する協定」(資料3-19参照)に基づく生活協同組合コープながの、株式会社ツルヤに対する要請

(3) 県への応援要請

市は、計画等で定めた非常用食料の必要量を超えるような供給が必要となった場合は、物資調達・輸送調整等支援システムを用いて、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、必要な種類及び数量を明示して、県災害対策本部室に対し、食料の供給要請を行う。

(4) 食物アレルギーへの配慮

市は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

(5) 農林水産省に対する要請

市は、県との連絡系統が途絶したときは、農林水産省に対して政府所有米穀の緊急引渡要請を行う。

[県]

- (1) 県災害対策本部室は災害時に、管内市町村からの備蓄食料の供給要請があった場合、県の備蓄食料の供給を行うこととし、地域振興局に輸送等の手配を依頼する。地域振興局において輸送ができない場合、あらかじめ締結された協定に基づいて長野県トラック協会、赤帽長野県軽自動車運送協同組合へ食料の輸送を要請する。
- (2) 市町村からの食料の要請量が県の備蓄により供給できない場合は、必要に応じて、隣接県に対してあらかじめ締結された協定に基づいて食料の供給を要請する。
- また、長野県市町村災害時相互応援協定第3条に規定する物資等の提供及びあっせんが円滑に行われるよう、同協定第2条に規定する代表市町村等との連絡調整に努める。
- (3) 前記(1)、(2)については、保健福祉事務所管理栄養士の協力を得て、様々な状況の被災者のニーズに対応できるよう配慮する。

〔関係機関〕

(1) 農林水産省

農林水産省は、知事又は市町村長からの政府所有米穀の緊急引渡要請を踏まえ、災害救助用米穀の引渡しを行う。

(2) 米穀販売事業者

「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急米穀の取扱いに関する協定書」に基づき供給を行うものとする。

(3) 卸売市場業者

生鮮農畜水産物について、被災住民に対し、必要な数量ができるだけ迅速に供給されるよう、県内卸売市場間での協定に基づき、被災卸売市場に対しその他の市場から優先的な供給を行うものとする。

2 食料品等の供給

(1) 食料供給の対象者

- ア 避難所に受け入れた者
- イ 家屋が全半壊（焼）流失、又は床上床下浸水等により通常の炊事ができない者
- ウ 災害地の応急対策作業に従事する者
- エ その他炊き出しによる食品の給与が必要と認められる者

(2) 供給の目安

供 給 の 対 象	精 米 必 要 量
1 被災者に対して炊き出しによる給食を行う必要がある場合	1食当たり 精米200 g
2 災害地における救助作業及び緊急復旧作業等に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	1食当たり 精米300 g

(3) 炊き出し予定場所

- ア 避難所に受け入れた者に対しては、原則として避難所とする。
- イ その他の場合にあっては、被災者の利便及び輸送等の条件を考慮して決定する。

(4) 物資の集積場所

調達食料・救援食料は、あらかじめ定められた場所（資料6－2参照）に集積し、需給状況に応じて避難所や炊き出し実施場所等に配分する。

(5) 炊き出し協力団体

炊き出しの実施に当たっては、自主防災組織、区、赤十字奉仕団、婦人会等の協力を得て行う。

(6) 応急配給に関する事務処理

炊き出し等による食品の供給については、次の諸記録を整備する。

ア 炊き出し受給者名簿（様式31）

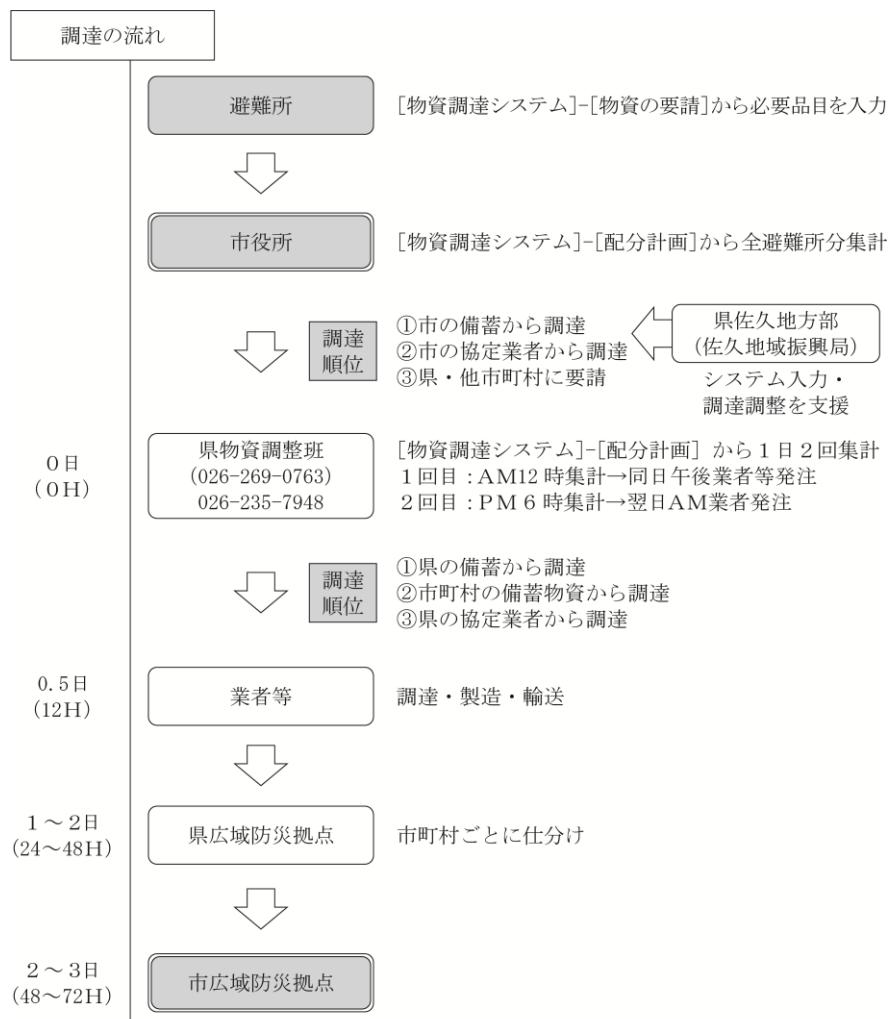
イ 食料品現品給与簿（様式32）

ウ 炊き出しその他のによる食品給与物品受払簿（救助種目別物資等受払簿）（様式24）

エ 炊き出し用物品借用簿（様式33）

オ 炊き出しその他のによる食品給与のための物品受払証拠書類

食料品・生活必需品の県への調達要請フロー



第15節 飲料水の調達供給活動

(総務部(企画課・危機管理課) 市民生活部(市民課) 建設水道部(上水道課))

小諸市水道施設等の指定管理者と連携し、災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して現に飲料に適する水を得ることができない者に対する飲料水の供給体制の確立を図る。

また、飲料水の供給は、断水世帯、避難所、病院等を中心に、給水車、給水タンク等により行い、被災の規模により市での給水活動が困難となる場合には、「長野県市町村災害時相互応援協定」及び長野県水道協議会の「水道施設災害等相互応援要綱」により他市町村から応援給水を受ける。

1 給水源の確保

災害により水道施設等に被害を受けたときは、直ちに給水地及び給水対象人員等を調査し、次の措置をとる。

(1) 水道施設による給水源の確保

応急給水の水源は、配水池等の水道施設を主体とする。

ア 水道施設の被害状況を把握し、速やかに復旧に努める。

イ 応急復旧工事は、小諸市水道工事協会等に要請し、被災後速やかに復旧する。

ウ 災害の規模によっては、他市町村に応援を要請する。

(2) 応急給水による飲料水の確保

被災の規模、影響範囲等被害状況の把握をし、応急給水を行う。

ア 給水車や給水タンク等による拠点給水を行う。

イ 水源地からの取水が可能な場合、又は配水池が利用可能な場合は、応急配管等により拠点ごとに給水を行う。

ウ 水源地及び配水池が使用不可能な場合は、臨時の給水施設（小型の仮設配水池等）及び応急復旧配管等の対策を検討し、実施する。

2 応急給水用資機材の確保

(1) 市が保有する応急給水用資機材は次のとおりである。

	容量 (m ³)	保有数	常置場所
加圧式給水車	2.0	1	
市所有給水タンク	2.0	1	坂の上配水池
	1.0	2	
	0.5	1	
	0.3	11	

非常用飲料水袋	—	1,000	—
---------	---	-------	---

- (2) 応急給水用資機材は、必要な給水量を確保するために常備することとし、災害の規模によつては、県、他市町村、自衛隊などへの応援要請により補完する。

3 応急給水方法

次の方法により、給水を行う。

(1) 抛点給水

応急給水は、避難所、医療機関、福祉施設、学校、市役所などの拠点給水とし、必要に応じ要所に簡易水槽を設置する。

(2) 応援要請

市において、飲料水の供給輸送が困難なときは、隣接市町又は佐久地域振興局に要請して実施する。

(3) 要配慮者への配慮

高齢者等要配慮者に対しては、水の運搬の支援等について、十分に配慮するとともに、自治会等を通じた住民相互の協力や災害ボランティア活動との連携を図る。

(4) 給水場所等の広報

地区ごとの給水場所、給水時間等については、防災行政無線、メールマガジン配信サービス、広報車等により、周知する。

4 給水に関する事務処理

給水については、次の諸記録を整備する。

- (1) 飲料水供給記録簿（様式37）
- (2) 給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿（救助種目別物資等受払簿）（様式24）
- (3) 給水用機械器具修繕簿（様式27）
- (4) 飲料水供給のための支払証拠書類

第16節 生活必需品の調達供給活動

(総務部（危機管理課・財政課） 保健福祉部（福祉課・高齢福祉課）
産業振興部（商工観光課）)

住居の浸水や焼失等により、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生した場合、一部では避難生活の長期化が予想される。特に冬季においては、防寒具や布団等の早急な供給が必要である。このため、迅速に生活必需品を調達し、被災者に供給する。

なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、性別によるニーズの違いに配慮する。

1 生活必需品の調達

(1) 自力での調達

市の備蓄物資の放出及び市内の販売業者等の協力を得て、物資を調達する。

(2) 応援要請

市ののみの対応では不足する場合には、次の方法により、支援を要請する。その際、必要な種類及び数量を明示して行う。

ア 「長野県市町村災害時相互応援協定書」（資料3-3参照）に基づく長野県内市町村に対する要請

イ 「姉妹都市災害時相互支援協定書」（資料3-8参照）に基づく富山県滑川市に対する要請

ウ 「姉妹都市災害時相互応援に関する協定書」（資料3-9参照）に基づく岐阜県中津川市・神奈川県大磯町に対する要請

エ 「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書」（資料3-17参照）、「災害時における食料品等災害関連物資の供給協力に関する協定」（資料3-19参照）に基づく生活協同組合コープながの、株式会社ツルヤに対する要請

オ 佐久地域振興局長経由での県に対する要請

〔県〕

市町村からの要請に備え、県内流通業者等の協定先に、発災後適切な時期に調達可能な備蓄量等について、主な品目別に確認し、市町村から要請のあった場合、生活必需品の調達を図る。

特に、要配慮者については、介護用品、育児用品等要配慮者の態様に応じた生活必需品の調達・確保に十分に配慮する。

2 生活必需品の供給

(1) 納付品目等

生活必需品等の給付種目は次のとおりとするが、それぞれの被害状況に応じ、現に必要とするものを選定して支給する。

種類	品目	備考
寝具	就寝に必要な最小限度の毛布、布団等	
外衣	作業衣、婦人服、子供服等	
肌着	シャツ、ズボン、パンツ等	
身回り品	生理用品、紙おむつ、タオル、サンダル、靴等	
炊事道具	ナベ、カマ、包丁、バケツ等	
食器	ほ乳びん（消毒薬等含む。）、茶わん、汁わん、皿、はし等	
日用品	石けん、ティッシュペーパー、歯ブラシ、歯みがき等	
光熱材料	マッチ、ローソク、灯油等	

(2) 物資の保管、仕分け及び配給

- ア 調達物資・救援物資は、あらかじめ定められた場所（資料6-2参照）に集積し、関係区及び日赤奉仕団、ボランティア等の協力を得て仕分けする。
- イ 被災者のニーズを把握し、それぞれの避難所等に配給する。その際、特に高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者に配慮する。
- ウ 被災地域が小規模で被災者が少数と限定されている場合は、直接被害者宅へ供給する。

(3) 給付に関する事務処理

物資等の給付については、次の諸記録を整備する。

- ア 物資購入（配分）計画表（様式34）
- イ 物資受払簿（救助種目別物資等受払簿）（様式24）
- ウ 物資給与及び受領簿（様式35）
- エ 救助用物資引継書（様式36）
- オ 物資購入関係支払証拠書類
- カ 備蓄物資払出証拠書類

第17節 保健衛生、感染症予防活動

(市民生活部（生活環境課） 保健福祉部（健康づくり課）)

被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、保健師等による被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症発生予防措置・まん延防止措置、栄養士による食品衛生指導、食生活の状況等の把握及び栄養改善対策等の活動を行う。

1 保健衛生活動

(1) 健康調査、健康相談

- ア 被災者の避難状況を把握し、佐久保健福祉事務所（保健所）に置かれる佐久地方部保健福祉班に報告するとともに被災者台帳等に反映する。
- イ 県等の協力を得て、定期的に避難所等を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、特に高齢者など要配慮者に配慮しながら健康相談を実施する。

(2) 保健指導

避難所等においては、被災者の身体の清潔や口腔衛生が保たれるよう配慮する。また、エコノミークラス症候群、脱水、ヒートショック、フレイル等、環境の変化による健康状態の悪化を予防するため、必要な保健指導を実施する。

(3) メンタルヘルスケア（精神保健相談）

避難所等においては、大規模災害の直接体験や生活環境の変化に伴い、被災者及び救護活動に従事している者が、精神的不調を来す場合があり得ることから、精神科医等の協力を得て、メンタルヘルスケアを実施する。

また、大規模災害後においては、被災者等が生活再建への不安等による精神的不調を引き起こすことが想定されるので、メンタルヘルスケアを長期的に実施する。

(4) 医療・保健情報

県等と連携し、要医療者及び慢性疾患患者等に、医療・保健情報を提供するとともに、受診状況の確認等を行い継続ケアに努める。

(5) 栄養調査、栄養相談

県等と協力し、定期的に避難所、炊き出し現場、集団給食施設等を巡回し、被災者の栄養状態を調査するとともに、必要に応じ栄養指導及び栄養相談を実施する。

2 感染症予防活動

市は、県と協力し、速やかに感染症予防活動を実施する。

(1) 感染症予防班等の編成及び組織

災害の規模及び感染症予防地区の規模に対応する早期感染症予防活動を行うため、必要に応じ感染症予防班、健康調査班、検水調査班を編成し、感染症予防対策を講ずる。

ア 感染症予防班は班長1名、班員若干名をもって組織し、被害区域及び状況により増班して重点地区の感染症予防対策に当たる。

イ 健康調査班は、医師1名、看護師又は保健師1名、班員1名をもって組織し、必要班数を編成して、健康調査に当たる。

ウ 検水調査班は、班長1名、班員若干名をもって組織し、必要班数を編成し、検水調査に当たる。

(2) 健康調査及び健康診断

健康調査及び健康診断は、避難所、浸水地域その他衛生環境の良好でない地域を優先して、県に協力して行う。

(3) 感染症まん延防止のための措置

被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、まん延防止のため、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除等や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施する。

また、長野県避難所運営マニュアル策定指針等を参考に、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

(4) 連絡通知等

感染症の発生又は発生するおそれがある事実を知った場合及び感染症予防対策を実施する場合は、佐久保健福祉事務所に連絡し、必要な対策及び指示等を受ける。

(5) 感染症予防用資材、薬剤の調達

市内の関係業者から調達するが、調達不可能の場合は、県に調達あっせんの要請を行う。

(6) 避難所の防疫措置

避難所を開設したときは、県の指導を得て感染症予防活動を実施し、避難者の健康管理を図る。

また、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請する。

ア 感染症予防に関する協力組織

避難所の施設管理者は、衛生に関する自治組織の編成を指導して、その協力を得て感染症予防活動を行う。

イ 感染症予防活動は、次の事項に重点をおいて行う。

(ア) 健康調査

(イ) 感染症予防消毒の実施

(ウ) 集団給食の衛生管理

(エ) 飲料水の管理

(オ) その他施設内の衛生管理

(7) 各家庭における感染症予防対策

ア 各家庭における感染症予防対策及び注意事項の周知

イ 感染症予防上必要な薬剤の給付又はあっせん

(8) 感染症予防に関する事務処理

感染症予防については、次の諸記録を整備する。

ア 感染症予防活動状況報告（**様式45**）

イ 感染症予防用資材、薬剤等受払簿（救助種目別物資等受払簿）（**様式24**）

ウ 感染症予防用資材、薬剤等購入関係支払証拠書類

エ 患者台帳（**様式46**）

オ 感染症予防作業日誌（**様式47**）

第18節 遺体の搜索及び対策等の活動

（総務部（消防課） 市民生活部（市民課・人権政策課））

災害時の混乱期には、行方不明になっている者（生存推定者、生死不明者、死亡推定者のすべて）が発生することが予想され、それらの搜索、収容等を早急に実施する必要がある。

このため、迅速かつ的確な行方不明者の搜索を行うとともに、死者が発生した場合は、遺体の対応等を適切に行う。

1 行方不明者等の搜索

- (1) 行方不明者の搜索は、警察、消防団を中心とし、地域住民の協力を得て搜索活動を行うとともに、搜索に必要な機械器具等を借り上げて実施する。
- (2) 行方不明者を発見し、応急救護を必要とする場合は、速やかに医療機関に収容する。
- (3) 市は、県に対して、搜索の対象人員及び搜索地域等、搜索状況を報告するとともに、必要により自衛隊の派遣要請について知事に依頼する。

2 遺体の収容及び対応

- (1) 遺体の収容

ア 市は、遺体を担架又は車両等を使用して搬送し一定の場所に安置する。遺体の安置所は、被災現場付近の公共建築物又は寺院等の適当な場所とする。ただし、適当な建物がない場合は、天幕、幕張等の設備を設ける。

イ 遺体の収容に当たっては、極力損傷を与えないよう丁重に扱う。

ウ 遺体の保存についての棺、ドライアイス等の確保については、「長野県市町村災害時相互応援協定」（資料3-3参照）等に基づき、県又は他市町村に調達・供給を要請し、その調整を図る。

(2) 遺体の対応等

ア 市は、警察及び医療機関等の協力を得て、遺体の検案（医師による死因その他の医学的検査）を行うとともに、検視及び検案を終了した遺体について、洗浄、縫合及び消毒等の対応を行う。

イ 市は、県及び警察と連携し、遺体安置所の設置状況及び遺体収容状況等に関し、報道機関等を通じて住民に対する広報に努める。

ウ 外国籍住民の遺体を引き受けた場合は、遅滞なく遺族や関係機関と連絡をとり、遺体の対応について協議する。

(3) 身元不明遺体の対応

身元不明の遺体については、市が警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。また、遺体の写真、遺留品等の展示、縦覧等を行い早期確認に努める。

3 遺体の埋火葬

(1) 遺体の埋葬は、原則として火葬とする。

(2) 災害による犠牲者の遺族等は、死亡に係る所定の手続きを経て、速やかに遺体の埋火葬を行う。

また、遺体の埋火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、市が埋火葬を行う。

(3) 災害救助法が適用された場合の遺体の埋火葬は、応急的処理程度のものを行い、棺及び骨つぼ等の現物を実際に埋火葬する者に支給する。

(4) 火葬許可証発行事務処理体制の整備を行う。

(5) 火葬場が不足し管内での火葬ができないと判断される場合は、「長野県市町村災害時相互応援協定」（資料3-3参照）により、他ブロック構成市町村等に対して応援を要請する。

4 遺体の搜索、処理、埋葬に関する事務処理

遺体の搜索、処理、埋葬については、次の諸記録を整備する。

(1) 死体搜索状況記録簿（様式48）

(2) 搜索用機械器具燃料受払簿（救助種目別物資等受払簿）（様式24）

(3) 搜索用機械器具修繕簿（被災者救出用機械器具修繕簿）（様式27）

(4) 死体処理台帳（様式49）

(5) 埋葬台帳（様式50）

(6) 死体搜索、処理及び埋葬関係支出証拠書類

第19節 廃棄物の処理活動

(建設水道部(建設課) 市民生活部(生活環境課))

災害発生後のごみ、し尿の適正な処理は、環境の保全、住民衛生の確保、早期の復旧・復興活動を行う上で重要となる。

市におけるごみ、し尿の処理活動の実施とともに、処理能力を超える場合等、必要に応じて、広域応援による処理を図る。

1 障害物の除去

(1) 障害物除去の対象

災害時における障害物除去の対象は、おおむね次のとおりとする。

- ア 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
- イ 河川の氾濫、護岸の決壊等の防止、その他水防活動の実施のため除去を必要とする場合
- ウ 緊急な応急措置の実施のための除去を必要とする場合
- エ その他、公共的立場から除去を必要とする場合

(2) 障害物除去の方法

- ア 市は、災害廃棄物の発生量及びその処理見込み、廃棄物処理施設の被害状況及び稼働見込み等の把握を行うとともに、県に対して報告する。
- イ 市は、自らの組織、労力、機械器具を用い又は土木建築業者等の協力を得て速やかに行う。
- ウ 除去作業は、緊急な応急措置の実施上、やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮し行う。

(3) 資器材、人員の確保

市はスコップ、ロープその他障害物除去に必要な機械器具及び所要人員の確保に努めるとともに、不足する場合は、「災害時の応急措置に関する協定書」(資料3-15参照)に基づき、事業協同組合小諸市建設業協会及び小諸市建設協議会に応援要請する。

(4) 除去した障害物の集積場所

- ア 次の要件を満たすような場所を選定し、障害物を集積する。
 - (ア) 再び人命、財産に被害を与えない安全な場所
 - (イ) 道路交通の障害とならない場所
 - (ウ) 盗難の危険のない場所

イ 工作物等を保管した場合は、保管を始めた日から14日間、工作物名その他必要事項を公示する。

(5) 近隣市町村への応援要請

市長は、障害物の処理業務が不可能又は困難な場合には、近隣市町村に対して応援を要請する。

2 し尿処理

- (1) し尿処理施設の被害状況の把握を行う。
- (2) 必要に応じて、リース業者等の協力を得て仮設トイレを設置する。なお、仮設トイレの設置については、障がい者等要配慮者に配慮する。
- (3) 速やかにし尿処理施設の応急復旧に努めるとともに、し尿については、計画収集が可能になるまでの間、住民に対して仮設トイレ等で処理するよう広報する。
- (4) 必要なし尿運搬車両を確保し、し尿を収集するとともに、収集したし尿は市自ら又は他市町村等の応援を得て、処理施設において処理する。
- (5) し尿の収集、運搬、処分に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に定める基準に可能な限り準拠し実施する。
- (6) 市長は、し尿の処理業務が不可能又は困難な場合には、近隣市町村に対して応援を要請する。

3 ごみ処理

- (1) 仮置場の設置
 - ア 短期間でのごみの焼却処分、最終処分が困難なときは、速やかに地域ごとにごみの仮置場を確保し、住民に周知する。
 - イ 仮置場の管理に当たっては、衛生上の配慮をする。
- (2) 収集・処分
 - ア 消毒用又は防臭用の薬剤及びごみ袋を住民に配布する。また、特に腐敗しやすいごみについては、他と分離して優先的に処理する。
 - イ 清掃車を確保して処理場に運び、処理する。交通障害等により、清掃車の昼間の通行が困難な場合には、夜間収集も検討する。
 - ウ 避難所を開設したときは、臨時の収集体制を組み、収集・処理に当たる。避難所には多数の人がいるため、衛生の確保を考慮し、優先的に収集・処理を行う。
 - エ 可能な限り、リサイクルに努める。

(3) 住民への広報

市によるごみの収集及び処分が可能になるまでの間、住民に対し、次の対応をとるよう広報を行う。

ア 市が定める仮置場及び収集日時にしたがってごみを搬出する。

イ 仮置場のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。

(4) 近隣市町村への応援要請

市長は、ごみの処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合には、近隣市町村に対して応援を要請する。

4 経費の報告

被災地の災害廃棄物の清掃に要した経費及び廃棄物処理施設の原状復旧に要した経費につい

て国庫補助を受けようとする場合は、災害発生後速やかに佐久地域振興局環境課へ報告する。

第20節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動

(総務部 (危機管理課・消防課) 産業振興部 (商工観光課))

災害発生後は、被災地の社会的混乱や被災者の心理的動搖等が予想され、警察における災害に便乗した悪質事犯の取締り等社会秩序の維持が重要な課題となる。また、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の安定供給のための措置が必要となる。

1 社会秩序の維持

災害発生時には、災害に便乗した、被災者を対象とした悪質商法、詐欺事件、社会的な混乱下での産業廃棄物等の不法処理事犯、窃盗事件等が横行する可能性がある。

したがって、社会秩序を維持するため、関係機関による広報啓発活動の推進、防犯協会等の自主防犯組織及び警備業協会等と連携してのパトロール、生活の安全に関する情報提供等の実施等の適切な措置により、このような事犯を未然に防止するとともに、悪質な業者を取り締り、検挙する必要がある。

2 物価の安定、物資の安定供給

- (1) 買占め、売惜しみ及び便乗値上げを防ぐため、生活必需品等の価格需給動向について調査、監視を行う。
- (2) 適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。
- (3) 情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需品の価格、供給状況等について必要な情報を提供する。
- (4) 買占め、売惜しみ、便乗値上げ、災害に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置する。
- (5) 管内又は広域圏で流通業者との連携を図る。

第21節 危険物施設等応急活動

(総務部 (消防課))

大規模災害発生時において、危険物施設等に損傷が生じた場合、P R T R 対象物質などの危険物等の流出、爆発、火災等により、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設にあっては、施設の点検を速やかに実施するとともに、施設損傷時には応急措置を速やかに実施し、危害の防止を図る。

また、関係機関においても相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置を行い、当該施設による災害防止及び被害の軽減を図る。

1 共通事項

大規模災害発生時において、市は、県及び佐久広域連合消防本部と連携し、危険物施設等の損傷等による危険物等の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害の拡大防止等の応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保する。

(1) 災害発生時等における連絡

危険物施設等において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における関係機関との連絡体制を確立する。

(2) 漏洩量等の把握

関係機関と連携の上、飛散、漏洩、流出、又は地下に浸透した危険物等の種類、量及びその流出先の把握に努める。

(3) 危険物施設等の管理者等に対する指導

危険物施設等の管理者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導する。

(4) 周辺住民への広報の実施

周辺住民に対して広報活動を行い、安全を確保する。

(5) 環境汚染状況の把握

必要に応じて、関係機関と連携して周辺環境調査や水質・大気質の測定を行い、環境汚染状況を的確に把握する。

なお、下流に浄水場等が所在する場合など、危険物等が流入した場合に広範に影響を及ぼす施設等が所在する場合は、重点的に調査を行う。

(6) 人員、機材等の応援要請

必要に応じて、他の都道府県・市町村に対して応援要請をし、応急対策等を行う。

2 危険物施設応急対策

(1) 情報収集

危険物施設の被害状況に関する情報収集をし、火災、爆発、流出及びそのおそれ等を把握する。

(2) 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

市長は災害防止等のため緊急の必要があると認めるときは、危険物施設の関係者等に対し、製造所等の一時使用停止又は使用制限を命ずる。

(3) 危険区域の設定等

危険物の流出、火災等により周辺住民に被害が及ぶと予想される場合は、危険区域を設定し、当該区域内の住民の避難、誘導等の措置をとるとともに当該区域内への人及び車両の立入を禁止する。

(4) 資機材の手配

化学消火薬剤、油吸着材等の応急資機材の手配をする。

(5) 関係機関への通報

災害の情報を把握したときは、県消防課（地域振興局長経由）へ通報するとともに、必要に応じ、消防、警察等関係機関へ通報する。

(6) 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次に掲げる事項について指導する。

ア 危険物施設の緊急使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送の中止及び車両の転倒防止等をする。

イ 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに施設周辺の状況把握に努める。

ウ 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異状が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破損等による油の流出、異常反応、浸水等による危険物の拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も併せて講ずる。

エ 危険物施設における災害発生時の応急措置等

(ア) 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

(イ) 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報する。

(ウ) 相互応援の要請

第22節 ライフライン施設応急活動

**(総務部（危機管理課・企画課・財政課）　産業振興部（農林課）
建設水道部（建設課・下水道課・上水道課）)**

ライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や住民生活の安定に大きな影響を及ぼすことから、市は、災害発生時において被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮して応急復旧に努める。なお、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努める。

1 上水道施設の復旧活動

(1) 応急対策要員の確保

災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため、小諸市水道施設等の指定管理者と調整するとともに、部内における要員の調整をする。なお、災害の状況により人員が不足する場合は、「災害時の応急措置に関する協定書」（資料3-28参照）に基づき、小諸市水道工事協会等に協力を求めて確保する。

(2) 応急対策用資機材の確保

小諸市水道施設等の指定管理者と連携し、応急復旧を実施するため必要な資材及び機材を確保する。なお、災害の状況により資材及び機材が不足する場合は、「災害時の応急措置に関する協定書」（資料3-28参照）に基づき、小諸市水道工事協会等から緊急に調達する。

(3) 応急措置

ア 災害発生に際しては、施設の防護に全力を挙げ、被災の範囲をできるだけ少なくする。

イ 施設が破損したときは、破損箇所から有害物等が混入しないように処理するとともに混入したおそれがある場合は、直ちに給水を停止し、水道の使用を中止するよう住民に周知する。

ウ 配水管が破損し、給水を一時停止することが適当と考えられる場合は、配水池からの送水を停止し、破損箇所の応急修理を行う。

エ 施設に泥水が浸入した場合は、泥水を排除し、洗管消毒の上、機械器具類を整備し、洗浄消毒ののち給水する。

オ 施設が破損し、給水不能又は給水不良となった一部区域に対しては、他系統からの応援給水を行うとともに施設の応急的な復旧に努める。

カ 施設が破損し、全般的に給水不能となったときは、施設の応急的な復旧に全力を挙げるとともに他の市町村から給水を受けるための給水車の派遣等、飲料用の最低量の確保に努めるほか給水場所等について、住民への周知を徹底する。

キ 水道施設の復旧に当たっては、被害の程度、被害箇所の重要度等を勘案して行う。その際、緊急性の高い医療施設等を優先する。

(4) 広報活動

発災後は、住民の混乱を防止するため、水道施設の被害状況、復旧の見通し等について、次の事項につき、積極的な広報活動を実施する。

- ア 水道施設の被害状況及び復旧見込み
- イ 給水拠点の場所及び応急給水見込み
- ウ 水質についての注意事項

2 下水道施設の復旧活動

(1) 情報の収集、被害規模の把握

被害状況を早期にしかも的確に把握する必要から、下水道施設台帳等を活用し、被害状況の的確な把握に努める。

(2) 応急対策

ア 管渠

(ア) 管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる止水、可搬ポンプ等による緊急送水、仮水路、仮管渠等の設置を行い、排水機能の回復を図る。

(イ) 工事施工中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措置をとる。

イ 処理場

(ア) 停電により、ポンプ場及び処理場の機能が停止又は低下した場合、発電機等により機能回復に努める。

(イ) 処理場への流入量の異常な増加により、二次災害の防止のためやむを得ず緊急的な措置として、バイパス放流を行う場合は、速やかに関係機関へ連絡する。

(ウ) 処理場での下水処理機能がまひした場合は、応急的に簡易処理を行う等の措置を講ずる。

ウ 仮設トイレの確保

上水道施設及び下水道施設の復旧までの間、トイレが使用できないため、各避難施設に仮設トイレを設置する。仮設トイレは、市における簡易トイレの備蓄分又はリース業者より調達する。

エ 農業集落排水施設

農業集落排水事業担当職員は、下水道施設に準じた各種対策を講ずる。

(3) 被害箇所の応急復旧

市内下水道指定業者と連絡を取り合い、応急的な復旧を早急に進める。

(4) 資材等の調達

応急資材等は、「災害時の応急措置に関する協定書」（資料3-28参照）に基づき、小諸市水道工事協会から調達するものとするが、必要と認めるときは、県に対し資材及び技術者のあっせんを要請する。

(5) 広域応援要請

「長野県下水道事業における災害時応援に関するルール」に基づき、震度6弱以上の地震が発生したとき、又はその他の大規模災害が発生し、各ブロックの代表市町村から応援要請

があったときには、長野県下水道事業災害応援本部が設置され、広域的な下水道応援体制がとられることとなっている。

市は、単独での復旧活動が困難な場合や、広域的な復旧活動が必要な場合には、小諸市が所属する佐久ブロックの代表市町村である佐久下水道組合（佐久市）に応援要請を行う。

3 都市ガス施設の復旧活動

市は、長野都市ガス㈱東信支店と連携し、長野都市ガス㈱東信支店が実施する都市ガス施設の復旧活動に協力するとともに、次の事項について実施する。

また、住民から都市ガス施設損壊の発見又はガス臭の感知について通報があった場合には、直ちに長野都市ガス㈱東信支店及び関係機関に通報し、必要な措置をとる。

(1) 市道の被害状況の把握等

災害による市道の被害状況を把握し、市道区域内において都市ガス施設の応急復旧工事が必要な場合には、該当箇所の道路状況等について情報提供する。

(2) 掘削工事を伴う場合の措置

掘削工事を伴う場合には、他の占用物件の情報を提供し、他のライフライン施設の損傷防止を図るとともに、同一場所で二者以上の応急復旧工事がある場合には、工事現場が輻輳しないよう調整する。

(3) 住民への広報活動

長野都市ガス㈱東信支店との情報交換を密にし、次の事項について防災行政無線、広報車等により住民に広報する。

ア 被害区域・被害の程度

イ 復旧までに要する期間

ウ 復旧工事のため道路交通規制を実施する場合には、その路線区間等

エ 復旧までの間、住民が注意すべき事項

オ その他必要な事項

4 電力施設の復旧活動

市は、中部電力㈱及び東京電力㈱と連携し、中部電力㈱及び東京電力㈱が実施する電力施設の復旧活動に協力するとともに、住民に対する広報活動により、次の事項の周知徹底に努める。

(1) 停電による社会不安除去に関する事項

ア 停電の区域

イ 復旧の見通し

(2) 感電等の事故防止に関する事項

ア 垂れ下がった電線に触れないこと。

イ 断線した高压鉄塔等に近寄らないこと。

(3) 送電再開時の火災予防に関すること。

ア 電熱器具等の開放確認

イ ガスの漏洩確認

(4) 風倒木等に係る停電応急対策

ア 停電時の対策

- (ア) 住民は、停電の状況、倒木や道路の被害の場所、被害規模等できる限り詳細な状況を市及び事業者・県へ速やかに通報するものとする。また、市及び事業者・県が実施する広報により停電情報を把握するとともに、円滑な早期復旧に協力するものとする。
- (イ) 市、県及び事業者は、情報共有、情報伝達の一元化を図るため、必要に応じ連絡窓口を設置するものとし、設置した場合は速やかに関係機関へ連絡するものとする。
- (ウ) 市及び事業者は、互いに連携をとって、住民に対して防災行政無線、広報車や地元ラジオあるいはホームページ（携帯電話用のホームページを含む。）、メールマガジン配信サービス等を活用するなどにより、停電情報を速やかに広報するものとする。
- (エ) 県は、ホームページを活用し、停電情報を広報するものとする。
- (オ) 市及び事業者は、被災状況を勘案し必要と認めた場合は、協議の上、合同の現地対策本部的な組織を設置するものとする。
- (カ) 事業者は、市、県へ停電情報を速やかに連絡するものとする。特に、停電エリア、設備の復旧予定時期等は住民が必要とする重要な情報であるため、適時かつ的確に市・県へ提供するものとする。
- (キ) 事業者は、市から要請があった場合等必要に応じて市庁舎へ職員を派遣し、道路情報の収集や住民からの問い合わせ等に対処するものとする。

イ 倒木の伐採処理

- (ア) 倒木は、所有者の責任において除去することが原則であるが、停電の早期復旧を図るために市、県及び事業者が実施する倒木の除去作業に積極的に協力するものとする。
- (イ) 事業者は、市・県へ倒木情報（倒木エリア等）を提供する。
- (ウ) 市・県は、管理する道路の情報（通行止区間、道路被害状況等）を把握次第、事業者へ速やかに提供するものとする。
- (エ) 事業者は、架線等の設備に係る倒木を速やかに除去する。
- (オ) 市・県は管理する道路上の倒木を速やかに除去する。

5 電信電話施設の復旧活動

市は、東日本電信電話㈱と連携し、東日本電信電話㈱が実施する電信電話施設の復旧活動に協力する。また、災害の状況により、避難所等に災害時用公衆電話が設置された場合や、災害用伝言ダイヤル「171」のシステム提供が実施された場合には、住民に対する広報活動によりその利用方法等について周知する。

第23節 災害広報活動

(総務部(危機管理課・企画課・財政課) 市民生活部(税務課・人権政策課))

誤った情報等による社会的混乱を防止し、住民の不安の解消を図るとともに、被災地や隣接地域の住民、被災者、滞在者等（以下、この節において「住民等」という。）の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保するために、正確、かつ分かりやすい情報の速やかな提供及び住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。

また、災害の発生が予想される場合、住民等へ避難を呼びかけるため、必要に応じて、市長等から直接呼びかけを行う。

なお、活動に際しては、高齢者、障がい者、外国籍住民、外国人旅行者等要配慮者に対して十分配慮するよう努める。

1 住民等への的確な情報の伝達

県、関係機関と緊密な連絡をとり、相互に協力しながら、情報の収集に努めるとともに、住民等に対し、関係事業者の協力を得つつ、災害情報共有システム（Lアラート）、緊急速報メール、テレビ、ラジオ、防災行政無線、各地区放送（区内放送）、コミュニティテレビ、メールマガジン配信サービス、インターネット、ツイッターやフェイスブック等のソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）、掲示板、広報紙等を有効に活用し、災害の規模に応じ、あらゆる手段を用いて次の情報を提供する。

また、災害の切迫度が非常に高まった場合等において、市長が直接住民に対して避難を呼びかけられるよう、体制整備に努める。

(1) 災害発生直後

- ア 市災害対策本部設置に関する事項
- イ 気象警報・注意報等に関する情報
- ウ 安否情報（NTTの災害用伝言ダイヤル「171」の利用方法について、被災者に周知する。）
- エ 被害区域及び被害状況に関する情報
- オ 危険区域及び警戒区域設定等の状況に関する情報
- カ 避難（指示・避難所・経路・方法等）に関する情報
- キ 医療救護所の開設等救急・医療に関する情報
- ク 防疫に関する情報
- ケ 豪雨、危険物等による二次災害防止に関する情報
- コ ライフラインの被害状況に関する情報
- サ 生活支援（食料・水等の供給）に関する情報
- シ 民心安定のための情報

- ス 緊急通行路確保及び避難誘導、救助活動のための交通規制等に関する情報
- セ 道路における危険防止及び交通の円滑化に関する情報
- ソ 道路の交通危険箇所、迂回路、交通規制及び交通機関の運行等の道路情報
- タ 被災地域及び避難所等における犯罪予防等民心安定のための情報
- チ 自主防災組織に対する活動実施要請
- ツ その他必要と認められる施策に関する情報

(2) 生活再開時期

- ア 保健衛生、ライフライン、交通施設等の復旧に関する情報
- イ 道路交通の詳細情報、市民生活に係る事業の再開情報
- ウ 相談窓口の設置に関する情報
- エ 被災者に対する援助、助成措置（特別融資・緊急融資・税の減免等）に関する情報

2 相談窓口の設置

- (1) 被災者からの相談・問い合わせ等に的確かつ迅速に対応するため、災害発生後速やかに総合相談窓口を開設する。
- (2) 窓口ではすぐに対応できないような内容の相談があった場合は、窓口担当者は、その相談を関係する課に引き継ぐ。この際、被災者への対応が「たらい回し」にならないよう十分に配慮する。
- (3) 総合相談窓口を設置した場合には、前項の広報活動により、住民へ周知する。

3 報道機関への放送要請

県では、災害対策基本法第57条の規定に基づき、テレビ・ラジオの主要な放送局と「災害時における放送要請に関する協定」を締結している。市長は、報道機関を通じて広報活動を行う必要があると認めるときは、県に対し、報道機関への放送要請を依頼する。その際、次の事項を明示して行う。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) その他必要な事項

第24節 土砂災害等応急活動

(総務部 (危機管理課) 産業振興部 (農林課) 建設水道部 (建設課))

風水害により土砂災害等が発生した場合、再度の災害及び規模の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行う。

1 土砂災害防止体制の確立

市は、気象警報・注意報等の発表とともに土砂災害防止体制を早急に確立し、県砂防情報ステーションを活用しつつ被害の拡大防止対策に着手する。

2 危険箇所周辺の警戒監視・通報

市は、崖崩れ、土石流等の土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。

また、地域で土砂災害の発生の兆候が認められるなどの実態が把握された場合、それらの地域の警戒監視体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実施に努める。

3 土砂災害等による被害の拡大防止（応急復旧措置）

(1) 土砂災害の防止措置

土砂災害の生じた地域において、降雨継続等により引き続き崖崩れや土石流等が懸念される場合は、市において、応急的な崩壊防止措置をとる。

(2) 警戒避難体制の確立

市は、土砂災害の危険が解消されない場合は、当該区域に警戒区域を設定し、関係住民の出入りを制限し、必要に応じ、関係地域住民の避難措置を実施する。また、土砂災害警戒区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

4 大規模土砂災害対策

(1) 市は、大規模な土砂災害が急迫している状況において、国・県が実施する緊急調査に協力する。

(2) 関係機関からの土砂災害緊急情報を住民に提供し、適時適切に避難指示等の措置をとる。

また、その対象地域、発表及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

(3) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。

(4) 情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、G I Sの活用等による情報提供に努める。

第25節 建築物災害応急活動

(建設水道部(建設課) 教育委員会事務局(文化財・生涯学習課) 産業振興部(商工観光課))

強風又は出水等により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建物内の利用者の安全を確保し、必要に応じて避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置をとる。

1 応急対策

- (1) 市は、市が管理・運営する庁舎、社会福祉施設、学校等について、速やかに被害状況を把握し、利用者の避難誘導等の必要な措置をとる。
- (2) 市は、住宅や宅地が被災した場合、二次災害から住民の安全の確保を図るために、必要に応じて被害状況を調査し、危険度判定を実施する。
また、災害の規模が大きく、市において人員が不足する場合は、県又は近隣市町村に対して支援を求める。
- (3) 市は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

2 建築物

- (1) 建物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置をとる。
- (2) 安全性が確認されるまで、建築物及び危険箇所への立入りの規制等を行うとともに、屋根材及び看板等の飛散・落下のおそれのあるものについて必要な措置をとる。

3 文化財

市内の文化財(資料13-1参照)が被災した場合は、被害状況を把握し、被害の拡大防止等の応急措置を行う。

- (1) 災害が発生した場合、所有者又は管理者に対し、実施すべき次の対策について万全を期すよう指導する。
 - ア 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行う。
 - イ 文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行う。
 - ウ 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、市教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を県及び市教育委員会の指導を受けて実施する。
- (2) 国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県に報告する。

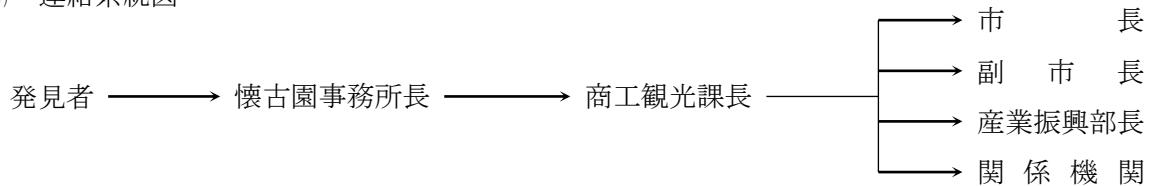
4 動物園猛獣舎

強風等により猛獣舎の被害が発生し、猛獣等が脱出した場合は応急処理対策を実施する。

- (1) 猛獣等が脱出した場合、次の対策について万全を期すよう指導する。

- ア 入園者の避難誘導を行い、園外の安全な場所に避難させる。
- イ 園外に逃亡した場合は、状況に応じて市職員並びに関係機関等の職員の応援協力を要請し、動物の搜索、住民への広報及び住民等の避難など適切な処理を行う。

(2) 連絡系統図



第26節 道路及び橋りょう応急活動

(建設水道部 (建設課))

風水害により道路及び橋りょう等に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかな道路啓開及び応急復旧を行う。

道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報提供を行う。

被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。

1 被害状況の把握

道路及び橋りょうの被害状況や交通状況を速やかに把握するため、パトロール等を実施するとともに、佐久建設事務所、小諸警察署、交通機関等の関係機関及び住民等から情報を収集する。

2 交通の確保

- (1) 被害状況について速やかに県に報告し、警察署等関係機関と連携を図りながら迂回道路の選定、交通規制等を行い、交通の確保に努める。
- (2) 路上障害物の除去等により、緊急輸送道路としての機能確保を最優先に行う。
- (3) 道路利用者に対しては、的確に災害の状況、交通規制、迂回道路等の情報提供を行う。

3 応急復旧

- (1) 佐久建設事務所、長野国道事務所等の関係機関と協議し、緊急輸送道路の機能確保のための道路啓開及び応急復旧を最優先に実施する。
- (2) 各避難所までの連絡道路や、孤立地域への輸送道路等の確保を図るため、建設協議会等と協力し、速やかに応急復旧工事を行う。
- (3) 市のみでは応急活動及び復旧活動が困難な場合、各関係機関と締結した相互応援の協定に基づき応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を行う。

第27節 河川施設等応急活動

(建設水道部(建設課) 産業振興部(農林課))

風水害による被害を軽減するため、水防活動が円滑に行われるよう配慮するとともに、堤防、護岸等の河川管理施設又はため池が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧を実施する。

1 河川施設等応急対策

(1) 水防活動の実施

被害の拡大を防止するため、水防上必要な監視、警戒、通報及び水防上必要な資機材の調達等の水防活動を実施する。

- (2) 河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。
- (3) 佐久建設事務所等と密接に連絡をとり、適切な水防活動及び応急復旧対策を実施する。
- (4) 被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て従前の河川の機能を回復させる。

2 ため池災害応急活動

- (1) 災害の発生によりため池が決壊した場合、若しくは決壊のおそれが生じた場合は、速やかに被害の実態について把握し、県及び関係機関へ通報する。
- (2) ため池下流の住民を安全な場所へ避難させる。
- (3) 被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施する。この場合、応急対策の実施者が二次災害に巻き込まれないよう努める。

3 ダム施設への対応

管理者である、東京電力株式会社との連携の下に、異常等が認められた場合には、住民への周知を徹底する。

第28節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

(総務部(危機管理課・消防課) 産業振興部(農林課) 建設水道部(建設課))

風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また、二次災害が発生する場合もある。

被害を最小限に抑えるため、次のような応急活動を行う。

1 構造物に係る二次災害防止対策

- (1) 市の区域内の道路及び橋りょうの被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら、交通規制等必要な措置を講じ、応急復旧を行う。
- (2) 災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

2 危険物施設等に係る二次災害防止対策

(1) 危険物関係

ア 避難誘導措置等

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人及び車両の立入りを制限する。

イ 危険物施設の緊急使用停止命令等

市長は、危険物災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、当該区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命ずる。

ウ 災害時における連絡

危険物施設において災害時における適切な応急措置を実施するとともに、緊急時の連絡体制を確立する。

エ 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、危険物施設の実態に応じた応急対策を実施するよう危険物施設の管理者等に対して指導する。

(2) その他

高压ガス、液化石油ガス、毒物・劇物保管貯蔵施設等の二次災害の防止活動については、佐久広域連合消防本部と協力して、関係機関等に対して指導を徹底する。

3 河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害の防止

- (1) 被害の拡大を防止するため、水防活動を実施する。
- (2) 河川管理施設に二次災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重

点的に巡視し、応急復旧を実施する。

- (3) 風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させる。

4 風倒木対策

豪雨災害時には、渓流に押し出された倒木が、流路を閉塞し鉄砲水の原因となったり、下流で橋りょう等の構造物と絡んで水害を助長する原因となる場合もあるため、倒木についても対策をとる必要がある。

緊急点検結果の情報いかんによっては、警戒避難等の必要な措置をとる。

5 山腹・斜面及び渓流並びに施設に係る二次災害防止対策

- (1) 緊急点検結果の情報に基づき、避難指示等の必要な措置をとる。
- (2) 専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行う。

第29節 ため池災害応急活動

(産業振興部（農林課）)

洪水等によりため池が決壊した場合又は決壊のおそれが生じた場合は、速やかに位置及び被害状況等について情報を入手し、実態を的確に把握するとともに、被害の拡大防止のために必要な措置をとる。

- (1) 被害が生じた場合は、速やかに県及び関係機関へ報告する。
- (2) 人命を守るために、ため池下流域の住民を安全な場所へ避難させる。
- (3) 被害を拡大させないよう、早急に応急工事を実施する。

第30節 農林産物災害応急活動

(産業振興部 (農林課))

被害状況の早期・的確な把握に努め、農作物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物、森林の病害虫や家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための除去を行う。

また、被災した農林産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努める。

1 農産物災害応急対策

被害を受けた作物の技術指導は、市、県及び農業団体等が協力して行うとともに、病害虫、家畜疾病の発生・まん延防止の徹底に努める。

また、被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進める。

- (1) 佐久農業農村支援センター、佐久浅間農業協同組合等関係機関と連携をとり、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を佐久農業農村支援センターに報告する。
- (2) 農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を佐久農業農村支援センター、佐久浅間農業協同組合等関係機関と連携をとり、速やかに農業者に周知徹底する。
- (3) 被害状況の把握を行うとともに、農業者に対する講習会等の実施により、農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に努める。
- (4) 佐久農業農村支援センター、佐久浅間農業協同組合等の協力を得て、農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止のための作目別の応急対策の実施について以下のアからエを基本とした対策の周知を徹底し、技術的な指導を実施する。また、被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を支援する。

ア 水稲

- (ア) 浸水・冠水したものは排水に努め、排水後、直ちにいもち病、黄化萎縮病、白葉枯病の防除を行う。
- (イ) 土砂流入田は、茎葉が3分の2以上埋没した場合、土砂を取り除く。
- (ウ) 水路等が損壊した場合は、修理し、かん水できるようにするが、かん水不能の場合は、揚水ポンプ等によるかん水を行う。

イ 野菜及び花き

- (ア) 浸水・滯水している園は、速やかな排水に努めるとともに、表土が乾き次第、浅く中耕し、生育の回復を図る。
- (イ) 病害虫の発生防止のための防除を行う。
- (ウ) ハウス破損等の応急処置に努める。

ウ 果樹

- (ア) 浸水・滯水している園は、速やかな排水に努めるとともに、根が障害を受けないよう土砂の排出、中耕などを行う。
- (イ) 倒伏、枝折れ、枝裂け、果樹棚の破損等の応急処置に努める。
- (ウ) 傾いた支柱やハウス破損等の応急処置に努める。
- (エ) 果実や葉に付着した泥は、直ちに洗い流す。
- (オ) 病害虫の発生防止のための防除を行う。

エ 畜産

- (ア) 畜舎に流入した土砂はきれいに排出するとともに、畜舎内外の水洗・消毒を十分行う。また、乾燥を図り、疾病及び病害の発生を防ぐ。
- (イ) 倒伏した飼料作物は、被害の著しい場合は速やかに刈取りサイレージとし、軽微な場合は回復を待って適期刈取りに努める。

2 林産物災害応急対策

倒木や損傷した素材、製材品については、二次被害の拡大防止のため、速やかに除去するとともに、森林病害虫の発生防除等の徹底に努める。また、被災した生産、流通、加工施設等の速やかな復旧を進める。

市は、被害状況を調査し、その結果を佐久地域振興局に速やかに報告するとともに、応急復旧のため、技術指導など必要な措置をとる。

第31節 文教活動

(保健福祉部(こども家庭支援課) 教育委員会事務局(学校教育課))

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び保育園・幼稚園（以下この節において「学校等」という。）は多くの児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）を受け入れる施設であり、災害時においては、校長及び園長の適切・迅速な指示のもと、児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。

このため、市は、あらかじめ定められた計画に基づき、避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与等の措置を行う。

1 児童生徒等に対する避難誘導

校長等は、災害発生に際して、あらかじめ定めた計画（土砂災害警戒区域内に立地する施設にあっては避難確保計画）に基づき、児童生徒等の人命の保護を第一義とした避難誘導活動に努める。

(1) 児童生徒等が登校する前の措置

台風や大雨に関する情報の収集に努め、風水害が発生又は発生するおそれのある場合は、休校の措置をとるものとし、児童生徒等に周知するとともに、市教育委員会にその旨連絡する。

(2) 児童生徒等が在校中の場合の措置

ア 情報収集に努め、道路閉鎖や交通機関の運行に支障が生ずる前に、安全な方法で下校又は保護者への引渡しを行う。

イ 市長等から避難指示があったとき及び校長等が必要と判断したときは、児童生徒等を速やかに指定された指定緊急避難場所等へ誘導する。

ウ 全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、負傷した児童生徒等に適切な処置を行うとともに所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出に当たる。

また、避難状況を市教育委員会に報告するとともに保護者及び関係機関に連絡する。

(3) 児童生徒等の帰宅、引渡し、保護

ア 児童生徒等を帰宅させる場合は、道路の状況、交通機関の運行状況、崩落、河川の氾濫などの状況を十分把握した上で、児童生徒等の安全を配慮し、下校の方法を決定する。

イ 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか、保護者に直接引き渡すなどの措置をとる。

ウ 災害の状況及び児童生徒等の状況等により、帰宅させることが困難な場合は、学校等又は避難所において保護する。

2 応急教育計画

学校等においては、災害時の教育活動に万全を期するため、教職員及び学校施設・設備を早

期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

(1) 県教育委員会の指導及び支援を得て、市教育委員会は、災害時における教育活動に万全を期するため、次の事項に留意して、災害発生時の対応、応急教育に関する対策を講ずる。

ア 学校等施設・設備の確保

(ア) 学校等施設・設備に係る被害の状況を調査し、授業実施の具体策を立てて応急措置を実施する。

(イ) 学校等施設・設備の被害の程度が大きく、残存施設・設備で授業実施困難な場合及び避難所として施設を提供したため長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近隣の県立・市町村立学校等の施設、その他公共施設の利用を図るための総合調整を県教育委員会に依頼する。

イ 教職員の確保

災害により教職員に不足を来し、教育活動の継続に支障が生じている学校等がある場合、教職員の確保について県教育委員会と協議する。

ウ 学校給食の確保

学校給食用物資の補給に支障を来しているときは、(公財)長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

(2) 校長等は、災害が発生した場合、あらかじめ定めた防災計画及び次の事項に留意して、応急教育の円滑な実施を図る。

ア 被害状況の把握

児童生徒等、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、市教育委員会及び関係機関へ報告又は連絡する。

イ 教職員の確保

災害の推移を把握するとともに教職員を掌握し、できるだけ早期に平常の教育に復するよう努め、教職員に不足を生じた場合は、市教育委員会と連絡をとり、その確保に努める。

ウ 教育活動

(ア) 災害の状況に応じ、市教育委員会と連絡の上、臨時休校等適切な措置を講ずる。この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

(イ) 被災した児童生徒等を学校等に収容することが可能な場合は、収容して応急の教育を行う。

(ウ) 避難所等に避難している児童生徒等については、地域ごとに教職員の分担を定め、実情の把握に努め、指導を行う。

(エ) 授業の再開時には、県及びその他関係者と緊密な連絡のもとに登下校の安全確保に努めるとともに、健康・安全指導及び生徒指導に留意する。

エ 児童生徒等の健康管理

(ア) 必要に応じ、建物内外の清掃、飲料水の浄化、感染症の予防措置等保健衛生に関する措置を講ずる。

(イ) 授業再開時には、必要に応じ、教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。

才 教育施設・設備の確保

(ア) 学校等施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入禁止等の措置を行う。

(イ) 施設・設備に災害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の整備復旧に努める。

(ウ) 残存施設・設備のみで授業を実施することが困難な場合及び避難所として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近隣の県立・市町村立学校等の施設、その他公共施設の利用を図り、授業の実施に努める。

力 学校給食の確保

学校給食用物資の補給に支障を来しているときは、市教育委員会と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

また、災害の状況に応じ、学校給食用施設・設備の提供など、被災者対策に可能な限り協力する。

3 教科書の供与等

市は、被災した児童生徒等の学習を支援するために教科書の供与等の措置を実施する。

(1) 支給対象者

ア 災害によって住家に被害を受けた小学校、中学校、特別支援学校の児童、生徒
イ 学用品がなく、就学に支障を生じている児童、生徒

(2) 学用品の支給範囲

ア 教科書（文部科学省検定済教科書又は文部科学省著作教科書に限る。）
イ 教材（県又は市町村教育委員会に届出又は承認を受けて使用している教材）
ウ 文房具（ノート、鉛筆、消ゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等）
エ 通学用品（運動ぐつ、カバン、傘、ゴムぐつ等）

(3) 供与の方法

教科書及び学用品は現物を供与する。

(4) 教科書の供与

所管する学校における教科書の必要数量を把握し、調達及び配分を行う。

市における調達が困難なときは、教育事務所を経由して県教育委員会に調達のあっせんを依頼する。

(5) 就学援助

市教育委員会は、被災した児童生徒等のうち、就学困難な状態の者に対して、就学援助の方法を定め、その実施に努める。

4 文教対策に関する事務処理

文教対策、学用品の供与等については次の諸記録を整備する。

(1) 被害児童・生徒名簿（様式56）

- (2) 被害教科書一覧表（**様式57**）
- (3) 学用品購入（配分）計画表（**様式58**）
- (4) 学用品交付簿（**様式59**）
- (5) 学用品出納に関する台帳等
- (6) 学用品購入関係支払証拠書類

第32節 飼養動物の保護対策

（市民生活部（生活環境課））

災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物の保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を獣医師会等と連携して実施する。

また、飼い主が家庭動物と同行避難するため、適正な飼育環境を確保する。

1 市が実施する計画

- (1) 関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずる。
- (2) 特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置を講ずる。
- (3) 家庭動物との同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努める。

2 飼い主が実施する計画

- (1) 飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年長野県条例第16号）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。
- (2) 避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等のまん延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼養を行う。

第33節 ボランティアの受入れ体制

(市民生活部 (市民課))

被災地では、大量かつ広範な片付けや生活支援などのボランティア・ニーズが発生するため、被災地内外からボランティアを受け入れ、公助による支援との調整を図り、円滑かつ効果的な支援に結びつけることが求められる。

そのため、ボランティアに期待する支援活動の量や期間について速やかに見通しを作成し、時間の経過とともに変化する被災者のボランティア・ニーズに合わせて、受入れ体制の確保やボランティアの活動拠点を整備し、ボランティア活動の支援を行うよう努める。

1 被災者のボランティア・ニーズの把握と受入れ体制の確保

- (1) 市は、社会福祉協議会と協議し、被災地における被災者のボランティア・ニーズの把握に努めるとともに、ボランティア情報の広報に努める。
- (2) 市は、ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターが主導して行うボランティアの受入れ、需給調整、相談指導等の活動に対し支援を行う。
- (3) 社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているボランティア関係団体、災害中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のボランティア・ニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、災害廃棄物の収集・運搬などを行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境の整備を図る。
- (4) 市は、ボランティアの需給状況等について、隨時、県災害対策本部に報告するとともに、必要に応じて、県、県社会福祉協議会に対して助言や情報共有の場への参加を求め、支援の質の向上に努める。
- (5) 県から事務の委任を受けた場合で、共助のボランティア活動と市の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託するときは、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

〔社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部等ボランティア関係団体〕

市及び県の支援の下に、社会福祉協議会等ボランティア関係団体は、災害時ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受入れを行うとともに、ボランティアの需給調整、活動、相談指導等を行う。

2 ボランティア活動拠点の提供支援

- (1) 市は、災害ボランティアセンターが設置された場合には、確実に機能するために必要な措置を講じる。

(2) 市は、必要に応じボランティア活動上の安全確保を図るとともに社会福祉協議会が行う災害ボランティア活動支援に必要な資機材の調達に協力し、ボランティア活動の円滑かつ効果的な実施を支援する。

[社会福祉協議会]

(1) 県社会福祉協議会は、災害ボランティア活動支援の県的拠点として県と協議の上、県災害ボランティアセンターを設置し、県内におけるボランティア活動の全体像を把握するとともに、運営支援者の派遣調整、活動に必要な資機材の調達等、市町村災害ボランティアセンター（以下「市町村センター」という。）及び広域災害ボランティアセンター（以下「広域センター」という。）の設置・運営を支援する。

また、市町村センター、広域センター、県、ボランティア関係団体、災害中間支援組織と情報共有し、ボランティア受入れの広域的な調整やボランティア活動の情報発信を行う。

(2) 市社会福祉協議会は、市と協議の上、市災害ボランティアセンターを設置（資料3-48参照）し、被災者のボランティア・ニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、具体的活動内容の指示、派遣先、人員等の調整、活動に必要な資機材の調達・提供等を行う。

[日本赤十字社長野県支部]

市及び県の災害対策本部内に赤十字防災ボランティアの活動拠点を設置するとともに、被災者のボランティア・ニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、コーディネート、派遣、必要な物資の調達等の支援を行う。

第34節 義援物資及び義援金の受入れ体制

(保健福祉部 (福祉課) 会計課)

大規模な災害が発生した場合には、市は、県及び日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と連携を図りながら、国民、企業等から寄託された義援物資及び義援金を迅速かつ確実に被災者に配分するため、受入れ、保管、輸送等の公正かつ円滑な実施に努める。

1 義援物資及び義援金の募集等

(1) 義援物資

- ア 市は、県及び関係機関等の協力を得ながら、被災地が受入れを希望する義援物資を把握するとともに、被災地の需給状況を勘案し、募集する義援物資の種類や数量を周知する。
- イ 市は、県及び関係機関等と連携して、住民、企業等が義援物資を提供する場合には、被災地において円滑な仕分けが可能となるよう、梱包に際して品名を明示するなど配慮した方法について周知する。

(2) 義援金

県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関は、相互に連携を図りながら、募集方法、送り先、募集期間等を定めて義援金の募集を行うものとする。

2 義援物資及び義援金の引継ぎ及び配分

(1) 義援物資

市は、義援物資を配分するまでの間、損傷、紛失等のないよう適正に管理する。

(2) 義援金

県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関に寄託された義援金は委員会に引き継ぎを行い、委員会は、被災状況等を考慮の上、対象者、配分内容、配分方法等の基準を定め、被災市町村を通じて適正に配分するものとする。

第35節 災害救助法の適用

(総務部 (危機管理課))

市単位の被害が一定の基準以上かつ応急的な復旧を必要とする場合（被害のおそれがある場合を含む。）に、災害救助法を適用し、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。

災害救助法による救助は、県が実施する。ただし、市長は、知事から委任された救助事務については、知事の補助機関として実施する。

1 災害救助法の適用

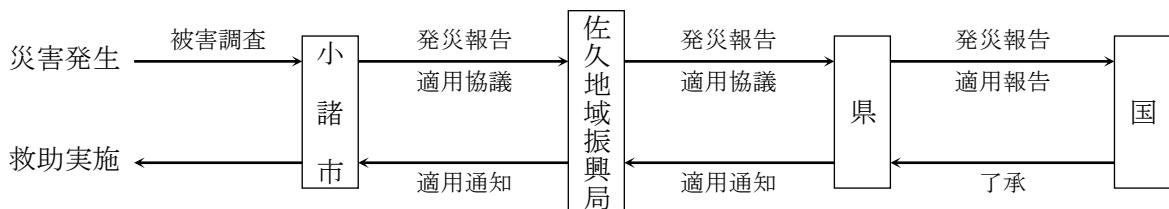
災害の事態に応じた救助を行うため、迅速に被害情報の収集把握を行い、必要に応じ災害救助法を適用する。

(1) 市長は、災害による被害情報を迅速に収集把握し、直ちに所管の佐久地域振興局長へ報告するとともに、災害救助法の適用について検討を行う。

(2) 市長は、災害救助法による救助が必要と判断した場合、知事に対して法適用の要請を行う。

なお、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

法の適用事務



2 救助の実施

県、市は関係機関と協力の上、速やかに救助を実施する。

(1) 市長は、知事から救助について委任された場合は、職権に基づき救助を行う。

委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を知事に報告しなければならない。

(2) 救助の実施は、資料2-6に定める基準により行う。

〔関係機関〕（日本赤十字社長野県支部）

(1) 日本赤十字社長野県支部は、知事の行う救助活動の万全を期するため、その組織と設備を挙げて協力する。

(2) 日本赤十字社長野県支部は、知事から委任された「医療及び助産活動」及び「避難所の設置」の業務の実施に努める。

第36節 観光地の災害応急対策

(産業振興部(商工観光課))

観光地へ通ずる道路が、豪雨、豪雪、地震など災害により寸断され、観光地が孤立状態になった場合の救出活動や観光客の安全の確保について、国、県、関係機関と連携し、対応していく。

1 観光地での観光客の安全確保

- (1) 市は、観光地での災害時の県、関係機関、関係団体との連絡体制を整備し、被害状況の把握、観光客の保護、救助について迅速に対応する。
- (2) 市は、観光地での災害時には、本章第7節「救助・救急・医療活動」に基づき、観光客への的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況を早急に把握する。
- (3) 佐久広域連合消防本部は、観光客の救助活動に当たり、県警察本部と活動区域及び人員配置の調整について密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行う。

2 外国人旅行者の安全確保

- (1) 市は、県と連携して、県において事前登録されている通訳ボランティアを避難所へ派遣し、外国人旅行者に対する情報提供や要望の把握を行う。
- (2) 市は、観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導、非常用電源の供給を行う。

第1節 復旧・復興の基本方針の決定

(全部 (全課))

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、地方公共団体が主体的に取り組むとともに、適切な役割分担のもと、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮したまちづくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、この基本方針を決定し、その推進に当たり必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

1 復旧・復興の基本方針の決定

- (1) 市は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向を勘案しつつ、互いに連携し、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的な復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定め、早期に住民に周知する。
- (2) 被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。

2 支援体制

市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、他の市町村等に対し、職員の派遣、その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討する。

第2節 迅速な原状復旧の進め方

(全部 (全課))

被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮した復興を目指すためには、まず公共施設等の迅速な原状復旧や災害によって生じた廃棄物等の適切な処理が求められる。

市は、可能な限り迅速な原状復旧を図る。

1 被災施設の復旧等

- (1) 被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともに、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。
特に、人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化する。
- (2) 被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度の災害を防止する観点から、可能な限り改良復旧を行う。
- (3) 大雨等に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。
- (4) ライフライン・交通・輸送等の事業者は、復旧に当たり、可能な限り地区ごとの復旧予定期を明示して行う。
- (5) 道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図る。
- (6) 被災地の状況、被害原因等を勘案し、再度災害の防止及び復旧事業の効果等具体的に検討の上、事業期間の短縮に努める。
- (7) 災害復旧事業に要する費用について、国、県の補助対象事業について被災施設の復旧活動を行う場合は、復旧事業の計画を速やかに作成する。
- (8) 復旧事業に要する費用について、補助を受ける機関は、復旧事業費の申請額の算出を行うとともに、決定を受けるための査定計画を立て、速やかに査定実施に移すよう努める。
- (9) 緊急に査定を行う必要がある事業については、直ちに緊急査定が実施されるよう措置を講じ、復旧工事が迅速に行われるよう努める。
- (10) 暴力団の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

2 災害廃棄物の処理

- (1) 発生した災害廃棄物の種類、性状（可燃物、不燃物、腐敗性廃棄物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画に基づき、仮置場、最終

処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬処分を行い、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を行う。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

また、災害廃棄物の処理に当たっては、次の事項について留意する。

- ア 適切な分別の実施により、可能な限り再生利用と減量化に努める。
- イ 復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うよう努める。
- ウ 環境汚染の防止及び住民、作業者の健康管理のための適切な措置を講ずる。

(2) 収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は、近隣市町村から応援を求める等して実施する。

3 職員派遣

災害復旧には迅速な対応が求められるが、その対応に当たり、市のみでは人員の確保が困難となる場合がある。

そのため、市は、他の市町村や県に対し、災害の規模に応じて職員の派遣要請等の必要な措置をとる。

なお、職員の派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行う。

- (1) 市職員を活用しても災害復旧になお人員が必要な場合は、「長野県市町村災害時相互応援協定」(資料3-3参照)に基づき、他の市町村や県に対し、必要な人員及び期間、受入体制を明示し、職員の派遣の要請を行う。
- (2) 被災市町村から要請を受けた場合は、「長野県市町村災害時相互応援協定」(資料3-3参照)に基づき、職員を派遣する。

第3節 計画的な復興

(全部(全課))

大規模災害等により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建方針として、更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すに当たっては、復興計画を作成し、住民の理解を求めながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

1 復興計画の作成

- (1) 被災地域の再建に当たり、より災害に強いまちづくりを目指し、都市構造及び産業基盤の改変を要するような、多機関が関係する高度、複雑及び大規模な復興事業ができるだけ速やかに実施できる内容の計画とする。
- (2) 関係機関との連携及び県との調整を行うとともに、住民の理解を得ながら、迅速かつ的確に市における復興計画を作成する。
- (3) 当該計画には、持続可能なまちづくりの視点から、生活・自然環境、医療福祉、教育、地域産業等の継続を考慮する。
- (4) 計画策定に際しては、その検討組織等に、男女共同参画等の観点から女性・障がい者・高齢者等の参画促進に努める。
- (5) 市は、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことと考え、その維持・回復や、例えば学校を核とした地域コミュニティの拠点形成を行うなど、再構築に十分に配慮する。

2 防災まちづくり

- (1) 復興に向けて整備改善が必要な場合には、土地区画整理事業等の実施により、合理的かつ健全な住宅地の形成を図る。
その際、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努める。

また、地震や津波で被災した後の復興まちづくりのため平時から備えておくべき内容をとりまとめた「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」を活用し、防災・減災対策を並行して、事前に被災後の復興まちづくりを考えながら準備しておく復興事前準備の取組を進めるよう努める。

- (2) 防災まちづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等を目標とするとともに、次の事項に留意する。
ア 公園、河川等のオープンスペースの確保等について、単に指定緊急避難場所としての活

用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資することを、住民に対して十分に説明し、理解と協力を得るよう努める。

イ ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等に当たっては、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りながら実施する。

ウ 既存不適格建築物について、防災とアメニティの観点から、その重要性を住民に説明しつつ、その解消に努める。

エ 復興計画を考慮して、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に実施する。

オ 住民に対し、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を行い、住民が主役となるまちづくりを行う。

カ 女性・高齢者・障がい者等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

(3) 市は、県と連携して、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、事業者等に対し、適切に解体等を行うよう指導・助言する。

〔住 民〕

再度災害防止、より安全で快適なまちづくりは、自分たちはもちろん、子どもたちをはじめとする将来のためのまちづくりでもあることを認識し、防災まちづくりへの理解と協力に努める。

3 特定大規模災害からの復興

(1) 必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本計画等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

(2) 特定大規模災害からの復興のために必要な場合、県に対し、職員の派遣を要請する。

第4節 資金計画

(総務部 (財政課))

災害復旧についての資金の需要を迅速に把握し、適切にして効果的な資金の融通調達を行うための必要な措置を講ずる。

1 資金計画

市が災害復旧事業を行う場合においては、国、県の負担金（補助金）のほか、増大した臨時的必要経費の財源措置として、次の制度を活用し、資金の調達に努める。

(1) 地方債

歳入欠陥債、災害対策事業債、災害復旧事業債

(2) 地方交付税

普通交付税の繰上交付、特別交付税

(3) 一時借入金

災害応急融資

2 市の資金計画に対する関東財務局長野財務事務所の措置

関東財務局長野財務事務所は、市の緊急な資金需要に応ずるため、関係自治体と緊密な連携の下に必要資金量を調査し、応急資金の貸付け等を行う。

第5節 被災者等の生活再建等の支援

**(総務部（危機管理課） 市民生活部（市民課・税務課）
保健福祉部（健康づくり課・福祉課） 建設水道部（建設課）)**

災害を受けた地域住民の民生安定のため、住宅対策をはじめ各般にわたる救済措置をとることにより、生活の確保を図る。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたりてきめ細かな支援を講ずる必要がある。

さらに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

1 住宅対策

(1) 災害復興住宅建設等補助金

住宅金融支援機構の災害復興住宅融資等に関する説明会等を行い、申込みに必要な「罹災証明書」の発行を行う。

(2) 災害公営住宅

被災地全域で500戸以上、若しくは一市町村の区域内で200戸以上か1割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ、滅失した住宅の3割に相当する戸数を目途に災害公営住宅の建設を行う。

(3) 既存市営住宅の再建

既存市営住宅が災害により、滅失又は著しく損傷した場合には、必要に応じ、再建する。

(4) 市営住宅への優先入居

災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ、被災者に対し、市営住宅への優先入居の措置をとる。

(5) 市外に避難した被災者への支援

市外に避難した被災者に対しても、避難先の市町村と協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

2 生活福祉資金（災害援護資金等）の貸付け

市は、被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金貸付制度の周知、活用促進を図るとともに、必要に応じて、貸付金の償還に係る利子補給等被災者の負担軽減措置をとる。

3 被災者の労働対策

〔公共職業安定所〕

(1) 職業あっせん

公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、臨時職業相談窓口の設置、巡回職業相談の実施、職業転換給付金制度の活用等の措置をとり、離職者の早期再就職へのあっせんを行う。

(2) 雇用保険法による求職者給付の支給の特例

公共職業安定所は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）が適用されたときは、同法第25条に定める措置を講じ、災害により事業所が休業するに至り、就労することができず、かつ、賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者を除く。）に対し、失業しているものとみなして基本手当を支給する。

〔長野労働局〕

- (1) 労働災害発生状況を的確に把握し、業務上災害又は通勤災害に対する、迅速な労災保険給付を行う。
- (2) 災害により企業経営が困難となった事業所のうち、労働者に対する賃金支払が不能となつたものに対し、迅速な立替を行う。
- (3) 前記(1)及び(2)の事項を円滑に処理するため、必要に応じて、「総合相談窓口」を開設する。

4 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け

(1) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

市は、条例に基づき、一定の災害により死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、また、障害を受けた住民に災害障害見舞金の支給を行う。

(2) 災害援護資金の貸付け

市は、条例に基づき、一定の負傷・住居の被害等を受けた制限所得以内の世帯主に対して災害援護資金の貸付けを行う。

5 被災者生活再建支援法及び信州被災者生活再建支援制度による復興

一定の基準以上の異常な自然現象により被害を受けた者に対して、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）又は信州被災者生活再建支援制度を適用し、生活再建の支援を行う。

- (1) 申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備を行う。
- (2) 災害による住宅被害情報を迅速に把握し、直ちに佐久地域振興局長へ報告する。
- (3) 被災者生活再建支援法が適用された場合、被災者に対し、申請に要する罹災証明書等の必要書類を発行する。
- (4) 被災者に対し、被災者生活再建支援法による支援制度等の周知を行う。
- (5) 被災世帯から提出された申請書類等を確認・点検し、県へ提出する。
- (6) 被災者生活再建支援法人から委託された場合、支援金の支給等事務を行う。
- (7) 被災者生活再建支援金又は信州被災者生活再建支援金の対象となる災害、支給対象経費及び対象世帯は次のとおりである。

ア 対象となる災害

この制度が適用になる災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他の異常な自然現象により生じる災害であって次のいずれかに該当するもの。

- (ア) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害（同条第2項のみな

し規定により該当することとなるものを含む。)が発生した市町村における自然災害

- (イ) 10世帯以上の住宅が全壊した市町村における自然災害
- (ウ) 県内で100世帯以上の住宅が全壊した自然災害
- (エ) 5世帯以上の住宅が全壊した市町村(人口10万未満のものに限る。)であって、(ア)から(ウ)に規定する区域に隣接する市町村における自然災害
- (オ) 全壊10世帯以上の被害等が発生した市町村を含む都道府県内で、全壊5世帯以上の被害が発生した市町村における自然災害

イ 支給対象世帯

支給対象は、次のいずれかに該当する世帯

- (ア) 居住する住宅が全壊した世帯
- (イ) 居住する住宅が半壊し、又は居住する住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
- (ウ) 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯
- (エ) 居住する住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯(大規模半壊世帯)
- (オ) 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯)
- (カ) 居住する住宅が半壊した世帯であって、(イ)、(エ)及び(オ)に掲げる世帯を除く。(半壊世帯)

ウ 支給条件

	基礎支援金 (住宅の被害程度)	加算支援金		計
		(住宅の再建方法)		
(ア) 全壊 (損害割合50%以上)	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借 (公営住宅を除く)	50万円	150万円
(エ) 大規模半壊 (損害割合40%台)	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借 (公営住宅を除く)	50万円	100万円
(オ) 中規模半壊 (損害割合30%台)	25万円	建設・購入	100万円	125万円
		補修	50万円	75万円
		賃借 (公営住宅を除く)	25万円	50万円

(カ) 半壊 (損害割合20%台)	25万円	建設・購入	25万円	50万円
		補修	25万円	50万円
		賃借 (公営住宅を除く)	12.5万円	37.5万円

※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3／4の額

6 租税の徵収猶予及び減免

市は、地方税法又は市税条例に基づき、被災者の租税の期限の延長、徵収猶予、減免等を行う。

7 医療費負担の減免、保険料の減免

市は、災害により資産に重大な損害を受け、又は収入が著しく減少した場合など、療養給付を受ける場合の一部負担金や保険料の支払が困難と認められる者に対し、一部負担金や保険料の減免、徵収猶予等の措置をとるとともに、関係団体への協力要請を行う。

8 罹災証明書の交付

罹災証明の交付申請に際し、体制を強化し、火災については佐久広域連合消防本部が、火災以外については市が証明書の早期発行を行う（**様式25**）。

また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

9 被災者台帳の作成

必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

10 被災者支援に関する相談窓口の設置、広報、連絡体制の構築

- (1) 必要に応じ、市が行う支援対策についての被災者の相談窓口を設置する。
- (2) 市は、相談業務の実施に当たり、必要に応じて他の関係機関に協力を依頼する。また、必要に応じて県に相談業務に係る支援要請を行う。
- (3) 住民に対し、防災行政無線（同報系）、有線放送、掲示板、広報紙、メールマガジン配信サービス等を活用し、広報を行う。
- (4) 報道機関に対し、発表を行う。

第6節 被災中小企業等の復興

(産業振興部(商工観光課))

被災中小企業等の事業の早期復旧を図るため、これに必要な資金の円滑な融通等による復旧対策を推進する等の必要な措置を講ずるとともに、事業再開に対する相談体制を整備し、総合的な支援を行う。

市は、事業の早期復旧を図るため、必要な資金の円滑な融通等を実施する相談窓口を開設し、県が実施する対策に協力する。

また、あらかじめ商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

第7節 被災した観光地の復興

(産業振興部(商工観光課))

1 基本方針

被災した観光地の早期復興、風評被害の防止を図るため、国、県、関係機関等と連携して、観光地の誘客体制を整備し、被災した観光地に対して総合的な支援を行う。

2 活動の内容

(1) 被災した観光地に対する支援

ア 国、県、関係機関等と連携して、被災した観光事業者等の現状を正確に把握し、ウェブサイト等を活用して、観光地の復旧状況を広く周知するなど、風評被害防止対策を推進する。

イ 国、県、関係機関等と連携して、被災した観光地の復旧状況などを正確に把握すると同時に、観光地の復旧状況に応じて、観光客誘客に向けたプロモーション活動を積極的に行う。